様式1－表紙

信州豊南短期大学

平成30年度　第三者評価

# 信州豊南短期大学
# 自己点検・評価報告書

令和元年6月

様式 2－目次

目　　次

自己点検・評価報告書 ..... 3
1. 自己点検・評価の基礎資料 ..... 4
2. 自己点検・評価の組織と活動 ..... 23

**【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 ..... 25**

テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神 ..... 27
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果 ..... 30
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価 ..... 36
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画 ..... 38
◇ 基準Ⅰについての特記事項 ..... 39

**【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 ..... 40**

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程 ..... 42
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 ..... 57
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画 ..... 71
◇ 基準Ⅱについての特記事項 ..... 72

**【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 ..... 73**

テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源 ..... 76
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 ..... 82
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 ..... 85
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 ..... 87
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画 ..... 90
◇ 基準Ⅲについての特記事項 ..... 91

**【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 ..... 92**

テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ ..... 94
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ ..... 96
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス ..... 98
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画 ..... 101
◇ 基準Ⅳについての特記事項 ..... 101

様式 3ー自己点検・評価報告書

# 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、信州豊南短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 6 月 20 日

理事長
守隨憲道
学長
森 本　健 一
ALO
上　田　　渡

様式 4ー自己点検・評価の基礎資料

1．自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

学校法人豊南学園は、昭和１７年に故西宮藤朝先生が東京都豊島区に財団法人豊南学園を創立し、旧実業学校令による豊南商業学校を設立したことにはじまる。以来約７０年にわたり「自主独立の建学の精神を発揚し社会に寄与できる人材の育成」を目標としてきた教育機関である。

その後、昭和２６年学校法人に組織変更し、幼稚園、高等学校を設置、昭和５８年学園創立４０周年を機に、創立者が生前から強い情熱を抱懐されていた大学設立の夢を信州豊南女子短期大学設置というかたちで結実するにいたった。学園創立当初からの「自主独立の建学の精神を発揚し、将来社会に寄与できる人間の育成」を教育理念とし、建学の精神である「自主独立」を具現化すべく、「人間教育」を教学の基本に置き教育にあたってきた。

信州豊南女子短期大学では幅広い教養と専門的知識を備え、日本文化の創造と発展に貢献できる女性の育成を目指して、国文科、英語科の２学科を設置し、地域の女子教育の一端を担ってきた。

その後、高まる女子教育に対する社会の要請、国際化、情報化等の進展に対応するため、コンピュータ設備、学内 LAN システムを導入し、情報リテラシー修得のための授業を積極的に展開するとともに、英語科においては平成５年５月にはニュージーランド・クライストチャーチ教育大学（現在カンタベリー大学）との間に「学生及び教職員の交流に関する協定」を締結し、翌平成６年２月に第１回の留学生１３名を派遣した。また国文科においてはカリキュラムの見直しを実施し、地域や時代の要請に応じた人材育成に力を注いだ教育活動を展開してきた。

また、一部授業科目の一般市民への開放、公開講座、科目等履修生の受入等の生涯学習事業にも積極的に取組み、地域における短期大学教育の受講機会の拡大と生涯学習社会の実現に向けて、自己点検・評価のもとに運営を行ってきた。

科目等履修生の受け入れについては､科目等履修生からの学習期間を修業年限の 1/2 以内の期間として算定し、正規入学後１年で卒業が可能な特例制度を設けるなど、積極的な取り組みを行ってきた。

そして、平成 12 年 4 月、来るべき 21 世紀に対応可能な問題発見解決能力を涵養するための教育の提供と、国際的視野と豊かな心とを有し、自ら考え的確に行動していくことのできる能力を備えた学生を育成するために新たな出発を目指した。即ち、既設の国文科・英語科を再編し､「言語コミュニケーション学科」に改組転換するとともに、併せて男女共学とし、校名を「信州豊南短期大学」と変更した。

更に、上伊那地域に保育者を養成する機関がないこともあり、地域の子育て支援等に寄与する目的で幼児教育学科の設置を目指した。平成１９年１２月３日幼児教育学科の設置認可を受け、平成２０年４月に開設した。これは、わが国においては少子化、核家族化、高齢化、情報化により社会が大きく変化しており、子どもを取り巻く環境にも大きな影響をあたえている状況下にあって、未来の担い手である子どもに人間性

豊かに生きることのできる力をはぐくむことは重要な課題であり、その一端を担う幼稚園教諭及び保育士(平成21年3月指定保育士養成施設の指定を受ける)の育成を目指したものであった。こうして現在に至っている。

法人の沿革は次のとおりである。

| 学校法人の沿革（概要） | |
|---|---|
| 昭和１７年 | 財団法人豊南学園創立、旧実業学校令による豊南商業学校設置 |
| 昭和１９年 | 豊南工業高校併置 |
| 昭和２２年 | 豊南中学校併置 |
| 昭和２３年 | 豊南商業学校・豊南工業学校を豊南高等学校（普通課程）と改組改称 |
| 昭和２６年 | 財団法人豊南学園を学校法人豊南学園に組織変更 |
| 昭和２９年 | 豊南高等学校女子部新設 |
| 昭和３０年 | 豊南幼稚園併置 |
| 昭和３７年 | 豊南高等学校に商業課程併置（募集停止中） |
| 昭和５４年 | 長野県辰野町に豊南学園教育研修施設として「王城山荘」を開設 |
| 昭和５６年 | 創立 40 周年記念事業の一環として「信州豊南女子短期大学」設置を文部省に申請 |
| 昭和５８年 | 信州豊南女子短期大学（国文科・英語科）開学 |
| 平成　５年 | 信州豊南女子短期大学がニュージーランド・クライストチャーチ教育大学（現在カンタベリー大学）との間に「学生及び教職員の交流に関する協定」を締結 |
| 平成　６年 | 第1回留学生13名をニュージーランドに派遣。以来、平成29年4月1日現在260名の学生が留学を経験 |
| 平成１２年 | 国文科・英語科を「言語コミュニケーション学科」に改組転換。信州豊南短期大学に名称変更（男女共学） |
| 平成１６年 | 豊南高等学校　男女別学から共学化 |
| 平成２０年 | 幼児教育学科設置（言語コミュニケーション学科の定員変更） |
| 平成２１年 | 幼児教育学科保育士養成施設の指定を受ける |

(2) 学校法人の概要　　平成31年（令和元年）5月1日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|---|---|---|---|---|
| 信州豊南短期大学 | 長野県上伊那郡辰野町中山72番地 | 200 | 400 | 261 |
| 豊南高等学校 | 東京都豊島区高松3-6-7 | 500 | 1,500 | 838 |
| 豊南幼稚園 | 東京都豊島区高松3-6-7 | 26 | 80 | 77 |

（3）学校法人・短期大学の組織図

■組織図（令和元年 5 月 1 日現在）

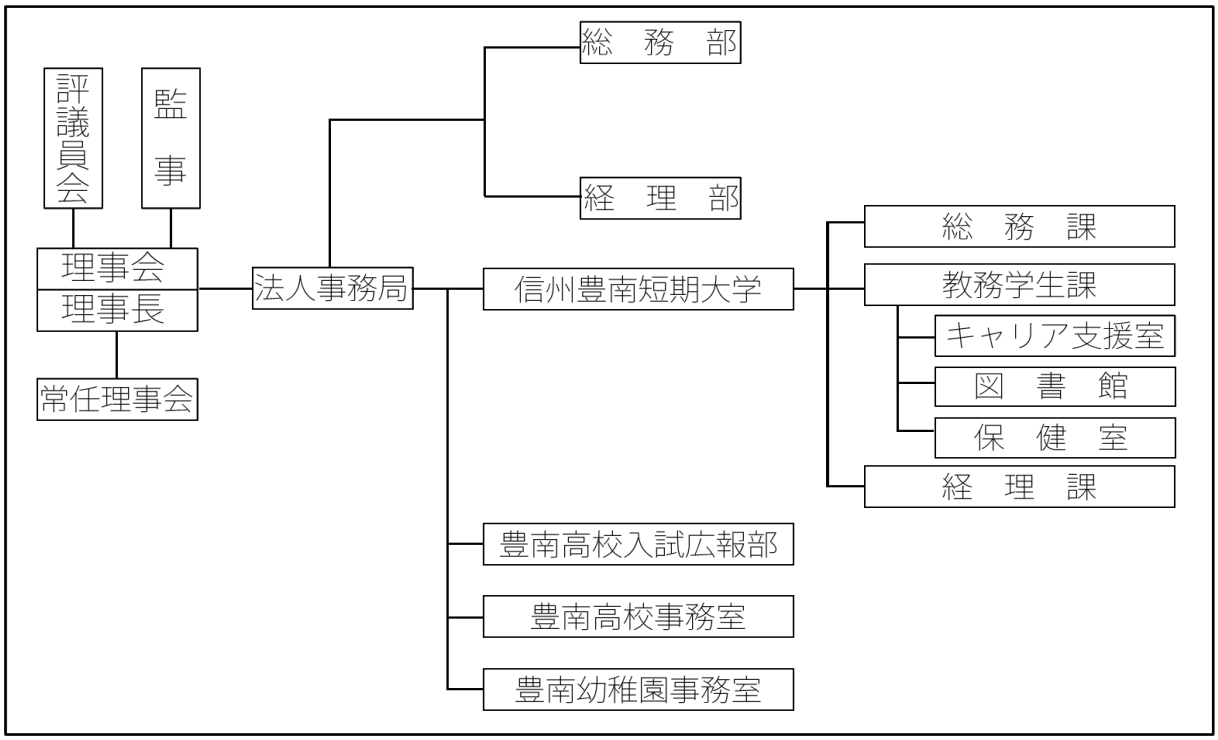


（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の位置する辰野町は長野県南部の伊那谷の北端に位置し、中信地区、諏訪地域、伊那谷を結ぶ交通の要衝として発展した。しかし、中央線が岡谷と塩尻を直接結ぶようになってからは電車の便はあまりよいとはいえず、毎年ＪＲに対し増便等の要望を行っている。ＪＲ辰野駅から徒歩約 20 分、宮木駅から徒歩約 15 分の位置にある。

しかし、高速バスの便には恵まれ東京（新宿）、横浜、名古屋、大阪、京都、県内の飯田、長野方面へ多くのバスが運行され、本学から目と鼻の先にある辰野バス停から乗車、下車が可能であり、辰野バス停から本学までは徒歩５分の距離にある。

辰野町の東側に短期大学（本学）があり、ここから西側に小学校、中学校、幼稚園、小学校、高等学校と幼稚園から短期大学までが東西に並んでいる。眼下を天竜川が流れ、豊かな自然の中に学校が位置している。

辰野町はほぼ日本の中心に位置し、人口は約 2 万人、主な産業は製造業である。東日本随一といわれるホタルの名所松尾峡があり、観光の目玉となっている。

辰野町を取り巻く、諏訪・岡谷地域は岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡を含め人口が約 20 万人、伊那市、駒ヶ根市を含む上伊那地域は人口約 18 万人となっている。

岡谷・諏訪地域は豊かな自然と恵まれた気象条件により古くから観光地として発展し、また精密機械工業の一大集積地として発展してきた。全国の諏訪神社の総御本社の在所等、観光都市としても知られている。とりわけ、進取の気性に富んだ気風と清澄な空気・豊富な水に恵まれた自然条件を利用した工業発展が目覚ましく、戦前は製

糸業、戦後は時計、カメラ、オルゴールなどの精密機器の生産を中心に発展し、「東洋のスイス」と呼ばれた。昭和末期から平成にかけては、プリンターを代表とする情報機器産業が発展し、近年は高度な産業用機械や自動車関連部品の生産に移行しており、精密機器の製造で培った超微細加工技術と諏訪人のものづくり気質が受け継がれている。

伊那地域は南北にはしる中央自動車道や国道 153 号などの幹線道路が整備され、東京・名古屋のほぼ中間に位置していることから、商工業にとって優良な立地条件であり、電気、精密、機械、食品などの製造業が発展し、「高度加工技術産業」「健康長寿関連産業」「情報関連産業」の集積強化を目指す上伊那テクノバレー地域として、いくつもの工業団地が形成されている。また、肥沃な土地と豊かで良質な水をいかした米作りのほか、野菜、果樹、花卉などの農業も盛んである。

本学の周辺を諏訪地域、伊那地域と見た場合は総人口が約 38 万人、平成 28 年度は約 2,300 人程度の人口減となっている。長野県内は軽井沢地域を除き、いずれも人口減少傾向にあるが、減少幅はそれほど大きくはない。

本学では辰野町をはじめとする周辺の岡谷市や伊那市等との協力関係を強めており、今後もより一層地域貢献に努めていきたいと考えている。

長野県の 18 歳人口は学校基本調査（予測値を含む）によれば、平成 29 年度の 18 歳人口を 100 とした場合、次のように推移していくものと予想されている。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和２ 年度 | 令和３ 年度 | 令和４ 年度 | 令和５ 年度 | 令和６ 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 20,988 | 20,593 | 20,600 | 20,416 | 19,568 | 19,016 | 18,661 | 18,963 |
| 割合 | 100.0% | 98.1% | 98.2% | 97.3% | 93.2% | 90.6% | 88.9% | 90.4% |

この表を見る限り人口減に対して、言語コミュニケーション学科の場合は志願者も入学者も増加しており、このまま定員確保まで推移してくれればよいわけだが、令和 3 年度には 2 万人を割り込むことが予想され、さらに厳しさは増すものと考えられる。

また、信州豊南短期大学の学生の 8 割を占める中南信地区の 18 歳人口の推移（令和 3 年度から令和 9 年度）を見てみると、伊那市および駒ヶ根市は令和 3 年度から減少していくが、令和 5 年度から増加に向かい、令和 7 年度から減少へと転じ、令和 9 年度には両市合わせて令和 3 年度の 88%の人口となると予想されている。

まさに地元である上伊那郡下の市町村全体の数字を見ると、令和 3 年度から令和 9 年度まで「でこぼこ」はあるものの増加を続け、令和 9 年度は令和 3 年度の 104%となっている。

同様に中南信地区でも本学への志願者が多い諏訪地域（岡谷市・諏訪市・茅野市・諏訪郡下市町村）では、例えば岡谷市においては令和 3 年度からほぼ横ばいに推移し、令和 9 年度に至っては令和 3 年度の 396 名を上回る 409 名と予想され、諏訪市においてもほぼ横ばいに推移する。また隣の茅野市においても令和 3 年度 514 名が令和 9 年度に 499 名と目立った人口減少はない。諏訪郡下の町村全体の数字を見ても令和 3 年度から令和 8 年度まで増加を続け令和 9 年度に減少に転じる。しかし減少幅（93%）はわずかである。

松本市においても令和 3 年度から令和 8 年度まで増加を続け、令和 9 年度には減少

に転じるが、それでも令和 3 年度の 104%となっており、塩尻市においても令和 3 年度以降の 5 年間はほぼ横ばい推移する。これらのことから、本学の周辺人口については今後 5 年間、2019 年と大きく変わらないか、やや増加傾向にある。

■学生の入学動向：学生の出身高校所在地別人数及び割合（下表）

| 地域 | | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 31年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| | | （人） | （%） | （人） | （%） | （人） | （%） | （人） | （%） | （人） | （%） |
| 北海道 | | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 1 | 0.8% |
| 茨城 | | 0 | 0% | 2 | 1.8% | 3 | 3.0% | 2 | 1.5% | 0 | 0% |
| 埼玉 | | 1 | 0.7% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| 東京 | | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% | 0 | 0% |
| 神奈川 | | 0 | 0% | 1 | 0.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| 群馬 | | 1 | 0.7% | 1 | 0.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% |
| 長野県 | 北信 | 5 | 3.5% | 6 | 6% | 5 | 5.0% | 7 | 5.3% | 13 | 10.5% |
| | 東信 | 8 | 5.6% | 3 | 3% | 4 | 4.0% | 5 | 3.8% | 8 | 6.5% |
| | 中信 | 50 | 34.7% | 34 | 34% | 30 | 30.0% | 51 | 38.9% | 33 | 26.6% |
| | 南信 | 72 | 50.0% | 48 | 48% | 48 | 48.0% | 58 | 44.3% | 58 | 46.8% |
| 新潟 | | 2 | 1.4% | 6 | 5.4% | 2 | 2.0% | 6 | 4.6% | 4 | 3.2% |
| 山梨 | | 2 | 1.4% | 4 | 3.6% | 1 | 1.0% | 1 | 0.8% | 2 | 1.6% |
| 富山 | | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 2.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% |
| 石川 | | 1 | 0.7% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| 福井 | | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| 岐阜 | | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| 滋賀 | | 1 | 0.7% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| 四国 | | 1 | 0.7% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| その他 | | 0 | 0.0% | 6 | 5.4% | 5 | 5.0% | 0 | 0.0% | 3 | 2.4% |

■地域社会のニーズ

本学の位置する辰野町は伊那市・駒ヶ根市・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村の２市３町３村からなる上伊那地域に属し、それぞれの市町村が地域特性を活かし文化や産業が調和し、発展する地域づくりを進めている。

しかし、上伊那地域を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の急速な進展や、深刻な人口減少社会の到来など時代の転換点を迎えており、景気の低迷や産業活動の落ち込みに伴う雇用情勢の悪化、東日本大震災の影響などにより、厳しい状況が続いていた。現在はやや回復基調となっており、製造業を中心に雇用が回復している。

そうした中で、人口減少問題は大きな影を落としており、とりわけ人口増には欠かせない子育支援は重要な課題である。しかし首都圏近郊とは異なり、基本的には待機児童はいないことから、保育士等の募集は欠員を補充する形での募集が多く正規採用

募集はあまり増えてはいない。ただし臨時保育士等の募集は多く、このことから需要は多いと考えられるが、自治体の財政問題もあり、このような状態になってはいるもののニーズは高いと考えられる。

また、景気が回復基調にあり製造業、サービス業とも求人が好調である。上伊那地域では″強み″を発揮する産業として①「高度加工技術産業」、②「健康長寿関連産業」があげられ、これらの産業の発展に向けて、地域を上げて取り組む計画を持っている。本学の言語コミュニケーション学科の学びは直接的な関連が薄いが、いわゆる社会人基礎力を身につけ、学習成果を獲得した者であれば、専門的部署ではなくともこれらの産業を下支えする力にはなっていく。どのような業種についたとしても対応可能な能力を身につけることをある意味では目標としていることから、充分地域のニーズにこたえられると考えている。英語力の養成に今以上の力を注ぐことも地域のニーズにこたえていく可能性を秘めている。

いずれにしても例年進路先が多様であることが特徴である言語コミュニケーション学科にとっては、確実にその学習成果を獲得できるよう教育・指導にあたっていくことが地域のニーズにこたえることにつながると思われるため、産学官連携などを通じ、時代に即した人材を養成することが重要であると考えられる。

■地域社会の産業の状況

長野県内の産業は業種別でみると、製造業では「諏訪地域」（18.5%）が最も多く約２割となっている。次に「飯伊地域」（14.2%）、「上伊那地域」（13.7%）と続いている。その他の業種については「長野地域」で回答割合が一番高く、次に「松本地域」となっている。社員数でみても、いずれの規模の事業所でも「長野地域」の回答割合が一番高くなっている。49 人以下の事業所では、次に、「松本地域」が続く。一方、50～99 人では「飯伊地域」（17.9%）が、100～299 人では「諏訪地域」（14.2%）が、300 人以上では、「上小地域」（10.5%）と「上伊那地域」（10.5%）が２番目に多くなっている。

事業所の所在地は「長野地域」（22.8%）が最も多く、約２割となっている。次に「松本地域」（14.6%）、「飯伊地域」（12.0%）となっている。

上伊那地域 8 市町村では製造業を中心としたものづくり産業が地域を牽引してきた。ならびに県、産業支援関連機関等が一体となって、上伊那地域において″強み″を発揮する産業である①「高度加工技術産業」、②「健康長寿関連産業」の 2 つの産業を基軸とした既存企業の高度化ならびに新増設等の新たな企業立地や設備投資等を積極的に促し、本地域の産業活性化ならびに持続的かつ自律的な発展を可能とする基盤を形成するためここ５年間は集中的に取り組むとしている。

高度加工技術産業については、本地域に集積するトップクラスの精密機械関連、電気・電子機械関連及びその周辺産業の事業環境の積極的な設備を図り、既存企業の受発注チャネルの拡大や、新増設等の設備投資の増進、さらには域内連関の活発化を促すことにより集積強化と事業拡大の好循環を形成する計画となっている。

健康長寿関連産業については本地域の豊かな自然環境の強みを積極的に活かした、食品、飲料品、医薬品、大学・各種研究機関等の立地促進にむけた事業環境設備を積

極的に図り、「農工連携」、「医工連携」等の活発化による新事業創出や新たな設備投資を促進し、これら産業の活性化、さらには本地域の健康長寿関連産業の地域ブランド化を図る計画となっている。

■短期大学所在の市区町村の全体図

■短期大学周辺図

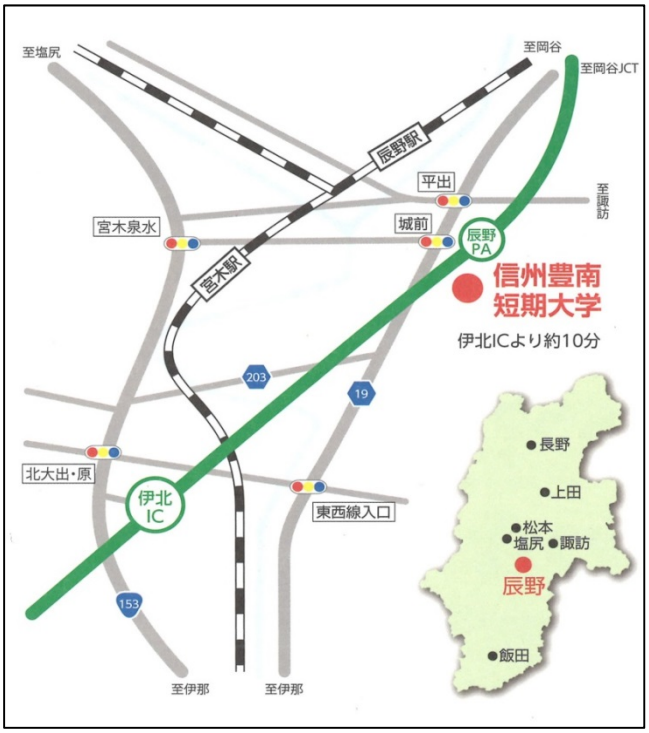

(5) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

［参考例］平成 27 年度～平成 31 年度の設置学科等について

| 学科等の名称 | 事項 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | 入学定員 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| | 入学者数 | 70 | 56 | 56 | 77 | 81 | |
| | 入学定員充足率（%） | 70 | 56 | 56 | 77 | 81 | |
| | 収容定員 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | |
| | 在籍者数 | 129 | 134 | 127 | 149 | 168 | |
| | 収容定員充足率（%） | 64 | 67 | 63 | 74.5 | 84 | |
| 幼児教育学科 | 入学定員 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| | 入学者数 | 76 | 55 | 44 | 44 | 43 | |
| | 入学定員充足率（%） | 76 | 55 | 44 | 44 | 43 | |
| | 収容定員 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | |
| | 在籍者数 | 126 | 132 | 95 | 95 | 93 | |
| | 収容定員充足率（%） | 63 | 66 | 47 | 47 | 46.5 | |

［注］

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（　）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率（%）」欄及び「収容定員充足率（%）」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

② 卒業者数（人）

| 区分 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | ４１ | ６４ | ４２ | ５７ | ４８ |
| 幼児教育学科 | ４９ | ７４ | ４１ | ６８ | ３６ |

③ 退学者数（人）

| 区分 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 |
| 幼児教育学科 | 5 | 1 | 4 | １０ | １０ |

④ 休学者数（人）

| 区分 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| 幼児教育学科 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |

⑤ 就職者数（人）

| 区分 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | ２９ | ４６ | ３４ | ５１ | ５１ |
| 幼児教育学科 | ４５ | ７２ | ３９ | ６５ | ６５ |

⑥ 進学者数（人）

| 区分 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | 3 | 3 | 0 | 2 | 2 |
| 幼児教育学科 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）※平成３１年４月１日現在

| 学科等名 | 専任教員数 | | | | | 設置基準で定める教員数〔イ〕 | 短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕 | 設置基準で定める教授数 | 助手 | 非常勤教員 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | | | | | | |
| 言語コミュニケーション学科 | 4 | 3 | 1 | 0 | 8 | 5 | | 2 | 0 | | 文学関係 |
| 幼児教育学科 | 3 | 1 | 2 | 3 | 9 | 8 | | 3 | 0 | | 教育学・保育学関係 |
| （小計） | 7 | 4 | 3 | 3 | 17 | ①<br>13 | | ③<br>5 | | | |
| 〔その他の組織等〕 | | | | | | | | | | | |
| 短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕 | | | | | | | ②<br>4 | ④<br>2 | | | |
| （合計） | 7 | 4 | 3 | 3 | 17 | ①＋②<br>17 | | ③＋④<br>7 | | | |

② 教員以外の職員の概要（人）※平成３１年４月１日現在

| | 専任 | 兼任 | 計 |
|---|---|---|---|
| 事務職員 | 5 | 1 | 6 |
| 技術職員 | | | |
| 図書館・学習資源センター等の専門事務職員 | 1 | | 1 |
| その他の職員 | | 2 | 2 |
| 計 | 6 | 3 | 9 |

③　校地等（㎡）

| | 区分 | 専用（㎡） | 共用（㎡） | 共用する他の学校等の専用（㎡） | 計（㎡） | 基準面積（㎡） | 在籍学生一人当たりの面積（㎡） | 備考（共用の状況等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 校地等 | 校舎敷地 | 23,179.68 | 0 | 0 | 23,179.68 | 4,000 | 〔イ〕<br>118.08 | 共用なし |
| | 運動場用地 | 3,033.55 | 0 | 0 | 3,033.55 | | | |
| | 小計 | 26,213.23 | 0 | 0 | 〔ロ〕<br>26,213.23 | | | |
| | その他 | 74,432.03 | 0 | 0 | 74,432.03 | | | |
| | 合計 | 100,645.26 | 0 | 0 | 100,645.26 | | | |

［注］

□　基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

□　〔イ〕在籍学生一人当たりの面積 ＝〔ロ〕÷ 当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④　校舎（㎡）

| 区分 | 専用（㎡） | 共用（㎡） | 共用する他の学校等の専用（㎡） | 計（㎡） | 基準面積（㎡） | 備考（共用の状況等） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 校舎 | 6,715.12 | 0 | 0 | 6,715.12 | 4,250.00 | 共用なし |

［注］

□　基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤　教室等（室）

| 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 情報処理学習室 | 語学学習施設 |
|---|---|---|---|---|
| １３ | 5 | 5 | 2 | 0 |

⑥　専任教員研究室（室）

| 専任教員研究室 |
|---|
| １７ |

⑦ 図書・設備

| 学科・専攻課程 | 図書〔うち外国書〕（冊） | 学術雑誌〔うち外国書〕（種） | 電子ジャーナル〔うち外国書〕 | 視聴覚資料（点） | 機械・器具（点） | 標本（点） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | 58,741<br>(5,092) | 59 | 0 | 352 | 3 | 42 |
| 幼児教育学科 | 3,981<br>(0) | 27 | 0 | 116 | 0 | 93 |
| 計 | 62,722<br>(5,092) | 86 | 0 | 468 | 3 | 135 |

| 図書館 | 面積（㎡） | 閲覧座席数 | 収納可能冊数 |
|---|---|---|---|
| | 345 | 50 | 60,000 |
| 体育館 | 面積（㎡） | 体育館以外のスポーツ施設の概要 | |
| | 2134.70 | 3,033.55 | 多目的運動場 |

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 6 月末現在

① 教育情報の公表について

| | 事項 | 公表方法等 |
|---|---|---|
| 1 | 大学の教育研究上の目的に関すること | 建学の精神（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/<br>教育研究上の目的（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_3.php |
| 2 | 教育研究上の基本組織に関すること | 設置学科（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_3.php |
| 3 | 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること | 教員組織・教員の数（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_3.php<br>教員が有する学位及び業績（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_4_2.php |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること | 入学者に関する受け入れ方針（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_4.php<br>入学者の数、収容定員及び在学する学生の数（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_4.php<br>就職実績（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_4.php<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_6.php |
| 5 | 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること | カリキュラム・シラバス等（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_4.php |
| 6 | 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること | 授業科目、授業の方法及び内容・授業計画（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_4.php |
| 7 | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること | 校地、校舎等の施設その他教育環境（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_3.php |
| 8 | 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること | 授業料、入学料その他大学等が徴収する費用（本学ホームページ）<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_3.php |
| 9 | 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること | 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_4.php |

② 学校法人の財務情報の公開について

| 事項 | 公開方法等 |
|---|---|
| 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書 | 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書<br>https://www.honan.ac.jp/about/disclosure/index_5.php |

［注］

□　上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（令和元年度）

・言語コミュニケーション学科のディプロマポリシー及び学習成果

| ディプロマポリシー<br>（学位授与方針） | 学習成果 |
|---|---|
| **1.「知識・理解」**<br>社会に貢献できる幅広い教養及び専門的な知識を身につけ、その本質を理解していること。 | **1－1　理解力**<br>授業のテーマや問題の本質を的確にとらえ、正確に理解することができる。<br>**1－2　専門知識**<br>専門的な用語の意味や概念を正しく理解することができる。<br>**1－3　教養**<br>時事問題や社会マナーなど、社会人に必要な知識を習得することができる。 |
| **2.「技能・表現」**<br>社会に役立つ実用的なスキルや資格、情報リテラシーなどを習得し、社会人として必要とされる、豊かなコミュニケーション能力を有していること。 | **2－1　コミュニケーション能力**<br>日本語や外国語を用いて、正確に、読み、書き、聞き、話すことができる。<br>**2－2　情報リテラシー**<br>コンピュータなどの ICT を用いて、多様な情報を収集・分析して活用することができる。<br>**2－3　資格取得**<br>各種検定試験や資格試験に合格可能な知識を習得することができる。 |
| **3.「思考・判断」**<br>さまざまな問題・課題を発見し、自ら論理的に考え判断する能力を有していること。 | **3－1　課題発見力**<br>さまざまな状況に際して、問題点や課題を発見することができる。<br>**3－2　論理的思考力**<br>情報や知識を多方向から論理的に分析することができる。<br>**3－3　問題解決力**<br>問題解決に必要な情報や知識を適切に選択することができる。 |
| **4.「関心・意欲・態度」**<br>人間、社会、文化などにかかわる諸問題に関心を持ち、積極的に他者に働きかけ、状況を把握しながら主体的に解決しようとする意欲を有していること。 | **4－1　主体性　規律性**<br>人間、社会、文化などにかかわる諸問題について、自主的・自律的に学習することができる。<br>**4－2　働きかける力　柔軟性**<br>目標達成のために、他者と協力して行動することができる。<br>**4－3　実行力　状況把握力**<br>習得した知識や技能などを活用して、積極的に課題に取り組むことができる。 |

・幼児教育学科のディプロマポリシー及び学習成果

| ディプロマポリシー<br>（学位授与方針） | 学習成果 |
|---|---|
| **1.倫理観**<br><br>自主的に学び続ける姿勢と、保育者及び支援者として適切な使命感及び倫理観を持ち、子どもをはじめ支援を必要とする人々に共感的にかかわることができる。 | 1-1（子ども観）<br>子どもの主体性を尊重することができる。<br>1-2（家庭・地域連携）<br>家庭や地域と連携するとともに社会的資源を活用する重要性を理解している。<br>1-3（保育者の資質）<br>保育者として望ましい使命感・倫理観及び共感的な態度を身につけている。 |
| **2.知識及び理解**<br><br>保育の本質を理解し、子どもの成長・発達及び子どもを取り巻く環境に関する確かな知識を修得している。 | 2-1（保育の原理）<br>養護と教育が一体となって展開される保育について理解している。<br>2-2（子ども理解）<br>子どもの心身の成長や発達に関する知識を有している。<br>2-3（文化的教養）<br>発達に即した児童文化財（絵本や紙芝居 等）を選択することができる。 |
| **3.技能及び実践力**<br><br>保育に関する基本的な技能とそれを活用するための豊かな教養を有し、子どもをはじめ福祉を必要とする人々に寄り添った保育実践と支援を行うことができる。 | 3-1（専門的技能）<br>子どもの表現活動を支援する技能を有している。<br>3-2（保育の計画力）<br>子ども及び環境に即した保育の計画を構想することができる。<br>3-3（保育の応用力）<br>子ども一人ひとりに寄り沿った保育を展開することができる。 |
| **4.論理的思考力**<br><br>社会問題を広く把握・理解するとともに、自らの経験や思考を言語化し論理的に説明することができる。 | 4-1（情報リテラシー）<br>書籍や新聞、インターネット等を用いて、様々な社会問題について情報を収集・分析することができる。<br>4-2（文章作成能力）<br>収集した情報及び獲得した知識・理解を用いて、論理的に思考し言語化することができる。<br>4-3（発表力）<br>自らの体験や思考を順序立てて説明することができる。 |
| **5.問題解決能力**<br><br>自らの知識・技能・経験を活用しながら、様々な人々と協力して社会の発展に積極的に貢献することができる。 | 5-1（自己省察力）<br>自らの知識・技能・経験を省察することができる。<br>5-2（課題探究力）<br>社会に存在する諸課題を発見し、解決策を模索することができる。<br>5-3（人間関係形成力）<br>様々な人々と協調・協働することができる。 |

（10）オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 30 年度）

実施していない。

（11）公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

信州豊南短期大学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)及び(平成 26 年 2 月 18 日改正)」に基づき公的研究費使用に関する行動規範、公的研究費の適正な運営・管理に関する規程、公的研究費の不正使用への対応に関する規程、公的研究費内部監査規程、公的研究費 内部監査マニュアル、公的研究費等の不正使用等に関する懲戒規程、公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針等を定めている。

これらの規程において公的研究費の運営、管理に関するルール、職務権限の明確化等定め、ホームページに公開し本学教員（研究者）に周知するとともに、ＳＤ研修会の開催を通して周知を図っている。

同時に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究者の不正行為防止対策に関する基本方針、研究活動上の不正行為等防止規程等を定め、不正防止に取り組むとともに、教授会後のＳＤ研修会の開催を通して周知を図っている。

公的研究費に関する運営・管理体制は最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者を事務局長、コンプライアンス推進責任者を最高管理責任者の指名した学科長としている。

また研究活動における不正行為に関する管理体制は最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者を最高管理責任者の指名した学科長としている。

（12）理事会・評議員会の開催状況（平成 29 年度～平成 30 年度）

| 区分 | 開催日現在の状況 | | 開催年月日<br>開催時間 | 出席者数等 | | | 監事の出席状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定員 | 現員<br>(a) | | 出席理事数（b） | 実出席率<br>(b/a) | 意思表示出席者数 | |
| 理事会 | 6～9人 | 7人 | 平成 26 年 5 月 27 日<br>10：25 ～ 10：45 | 7人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 7人 | 平成 26 年 10 月 27 日<br>14：00 ～ 15：30 | 5人 | 71.4% | 2人 | 1／2 |
| | | 7人 | 平成 26 年 12 月 26 日<br>11：00 ～ 12：00 | 7人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 7人 | 平成 27 年 3 月 23 日<br>11：30 ～ 12：15 | 5人 | 71.40% | 2人 | 2／2 |
| | | 7人 | 平成 27 年 5 月 26 日<br>10：30 ～ 11：30 | 6人 | 85.7% | 1人 | 2／2 |
| | | 7人 | 平成 27 年 12 月 28 日<br>11：15 ～ 12：00 | 7人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 6人 | 平成 28 年 2 月 17 日<br>14：00 ～ 16：30 | 6人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 7人 | 平成 28 年 3 月 29 日<br>12：00 ～ 12：40 | 7人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 7人 | 平成 28 年 5 月 27 日<br>10：30 ～ 11：30 | 7人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 6人 | 平成 28 年 10 月 25 日<br>11：45 ～ 12：30 | 6人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 6人 | 平成 28 年 12 月 27 日<br>11：00 ～ 11：55 | 6人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 6人 | 平成 29 年 3 月 29 日<br>11：30 ～ 12：10 | 6人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 7人 | 平成 29 年 5 月 26 日<br>10：30 ～ 11：20 | 7人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |

| 区分 | 開催日現在の状況 | | 開催年月日<br>開催時間 | 出席者数等 | | | 監事の出席状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定員 | 現員<br>(a) | | 出席評議員数（b） | 実出席率<br>(b/a) | 意思表示出席者数 | |
| 評議員会 | 13<br>～<br>19<br>人 | 15人 | 平成26年5月27日<br>10：45 ～ 11：45 | 13人 | 86.7% | 2人 | 2／2 |
| | | 15人 | 平成26年12月26日<br>10：30 ～ 11：30 | 15人 | 100.0% | 0人 | 2／2 |
| | | 15人 | 平成27年3月23日<br>10：30 ～ 11：30 | 12人 | 80.0% | 3人 | 2／2 |
| | | 15人 | 平成27年5月26日<br>11：30 ～ 12：30 | 14人 | 93.3% | 1人 | 2／2 |
| | | 15人 | 平成27年12月28日<br>10：30 ～ 11：15 | 14人 | 93.3% | 1人 | 2／2 |
| | | 15人 | 平成28年3月29日<br>10：30 ～ 11：30 | 13人 | 92.9% | 2人 | 2／2 |
| | | 15人 | 平成28年5月27日<br>11：30 ～ 13：30 | 12人 | 80.0% | 3人 | 2／2 |
| | | 14人 | 平成28年10月25日<br>10：25 ～ 11：45 | 13人 | 92.9% | 1人 | 2／2 |
| | | 14人 | 平成28年12月27日<br>10：20 ～ 10：57 | 12人 | 85.7% | 1人 | 2／2 |
| | | 14人 | 平成29年3月29日<br>10：30 ～ 11：30 | 12人 | 85.7% | 2人 | 2／2 |
| | | 15人 | 平成29年5月26日<br>11：20 ～ 12：00 | 13人 | 86.7% | 1人 | 2／2 |

［注］

1. 平成26年度から平成28年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）
2. 「定員」及び「現員（a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率（b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する（小数点以下第2位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

特になし

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では学則第1条の２に定める自己点検・評価を実施するために自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は自己点検・評価活動の活動方針を策定し、推進するとともに、そのとりまとめを行い自己点検・評価報告書を作成するとともに、関係部署等に結果を伝達し、ＰＤＣＡサイクルを回していくことにあります。

自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、学科長、ＡＬＯ、常任委員会委員長、本学選出評価委員、事務局長、事務局次長によって構成されている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

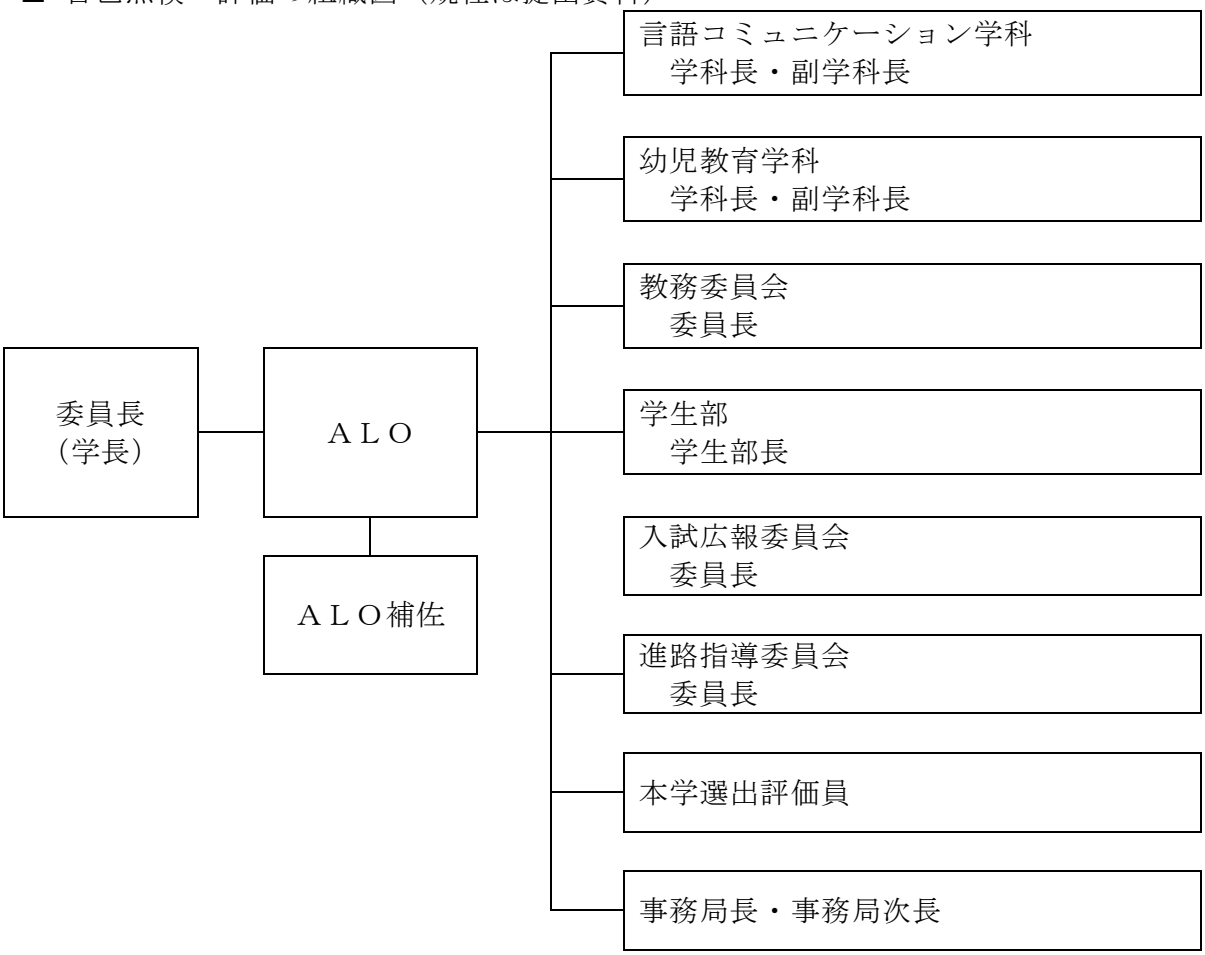


■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では自己点検・評価委員長である学長を中心に、各学科の代表者（学科長・副学科長）が委員となって、学科所属の教員とともに点検評価を行っている。この時点ですべての教員が自己点検・評価活動に関わっている。

同時に教務委員会、学生部、入試広報委員会の代表者も構成メンバーとなっており、各委員会の点検評価に積極的にかかわっている。本学では各委員会に職員が配置されており、この点でも職員も自己点検・評価活動に関わっている。

また学校運営を下から支える事務局も上記委員会とは別に代表者２名が自己点検・評価委員会の構成員となっており、自己点検・評価委員からの指示により各職員は点

検評価活動を支えるデータ提供等に関わっている。

以上のとおり全教職員が自己点検・評価活動に関わる体制となっている。

様式 6ー基準Ⅰ

**【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】**

**■基準準Ⅰの自己点検・評価の概要**

本学園は故西宮藤朝により、昭和 17 年に設立された。以来「自主独立の建学の精神を発揚し、社会に寄与できる人間の育成」を目指し教育の推進に努めてきた。知育万能、知育偏重に傾く時流を超えて、情操、体育の面を含む総合的な「人間形成」を教育の柱とし、建学の精神を具現化するうえでの重要な基盤とした。本学は昭和 58 年の開学以来、この建学の精神、教育理念を受け継ぎ、信州の地で教育にあたってきた。

建学の精神や教育理念を具現化するために各学科において教育目標及び３つのポリシーを作成しており、これらに基づいた教育が展開されている。「建学の精神」や「教育理念」は入学式、卒業式における学長挨拶や理事長式辞、毎年作成する大学案内、学生便覧、短期大学のホームページに掲載し、周知を図るとともに毎年度最初の教授会において学長等からより詳細な建学の精神、教育理念についての説明を行い、理解を求め、共有を図っている。

毎年のことだが学生便覧作成時に総務会において「建学の精神」、「教育理念」について確認点検作業を実施している。これは「建学の精神」、「教育理念」を変更するというものではなく、現在の若者である学生にどのように伝えていけば理解につながっていくのかを検討し、確認を行うためのものである。現在のところ「建学の精神」、「教育理念」を見直す計画はなく、新たな解釈や若者の心に響く現代的な表現、理解促進に向けた伝え方や補足説明があれば、検討を加えていくこととしている。

以上のように様々な方法を使って周知を図っているが、充分な状態まで学生及び教職員に浸透しているかどうかは課題であり、授業だけではなく課外活動等を含めた学生の全般の行動や生活状況をみながら確認していく必要があると考えている。

教育目的・目標については「建学の精神」、「教育理念」に基づき、学則第１条２項及び３項にそれぞれ言語コミュニケーション学科、幼児教育学科の目的等を明示している。これを受けて学生便覧に学科ごとの具体的な教育目標を明示している。ここから３つのポリシーへとつながり、学習成果の策定（平成 28 年 5 月 1 日現在では、学習成果の公表に向けての準備中。平成 28 年 11 月に決定し、平成 29 年度の学生便覧、ホームページに掲載）、さらには公表へとつながっている。

今後の課題は教育目標から 3 つのポリシー、学習成果の順での点検だけではなく、学習成果の測定結果から逆算しながらの点検を加えていく、いわゆるＰＤＣＡをしっかりと回していくことにある。

学習成果については、これまで具体的に学習成果と銘打って学生便覧等に示したものはなかったが、学位授与の方針とカリキュラムマップ、各授業科目のシラバスに示す学位授与の方針に基づき重点的に身につける能力、到達目標、教育の結果としての資格取得の割合、これらの達成度合いによって得られる能力を学習成果とし学生に説明しており、これらの能力を身につける（前提としてはまず単位を修得していくこと）よう指導していている。成績評価についてもシラバスにその基準が示され、厳格に行われており、学習成果獲得度合いの一つの資料ともなる。同時に資格や免許、各種の検定試験の取得状況、合格状況も学習成果の獲得を確認していく一つの資料である。

学位授与の方針では言語コミュニケーション学科においては＜知識・理解＞、＜技

能・表現＞、＜思考・判断＞、＜関心・意欲・態度＞、幼児教育学科においては＜保育の心＞、＜保育の理解＞、＜保育の実践力＞、＜社会人基礎力＞、＜社会貢献力＞といった能力を定めている。さらに学位授与方針に基づき授業科目ごとに重点的に身につける能力は各学科のカリキュラムマップに示され、同時に各授業科目のシラバスに明記されている。このことから各授業科目が学位授与の方針及び学習成果の獲得にどのようにかかわっているのかを示している。

ただし平成 28 年 5 月 1 日現在の時点では、学習成果そのものを直接示したものは学生に示されておらず、何が学習成果（学位授与の方針の延長上にあることは説明していたが）なのかがはっきり示されていなかった。

課題としては学習成果を明文化して学生に示していくことと、身についたと考えられる能力と本人の状況や卒業後の状況とを照らし合わせていくことと考えている。このことを踏まえ、平成 27 年度末から 3 つの方針との整合性をはかった学習成果について明文化すべく、自己点検・評価委員会においてＳＤ研修として各種の資料に基づき学習会を実施し、これらを経て学科ごとに平成 28 年 11 月を目途に決定（平成 29 年度学生便覧に明示済）することとした。学習成果を明確化することで、測定に必要な項目を再度検討していくことが可能になった。

学習成果については学位授与の方針とカリキュラムマップ、各授業科目のシラバスに示す学位授与の方針に基づき重点的に身につける能力、到達目標、資格の取得状況、外部試験の結果等により、その質の保証に努めている。毎年、この結果を受けて、学習成果の検討（学位授与の方針とカリキュラムマップ、各授業科目のシラバスに示す学位授与の方針に基づき重点的に身につける能力、到達目標等の見直し作業）を実施している。

教育の質保証については学校教育法、短期大学設置基準等関係法令の改正等の確認、必要に応じた答申等の確認もあわせて行い、3 つのポリシー、カリキュラム、教員組織、教育方法等の改善を通じて教育の質の保証を担保している。

本学では学則第１条の２に「本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究の活動状況について自ら点検、評価を行うこととする。」と自己点検・評価について定めており、それを実施するために自己点検・評価委員会を組織している。委員会は各部署の長等、教職員の一部で組織されているが、自己点検・評価の基となっているのは各学科、委員会、事務局各部署における自己点検・評価であり、自己点検・評価委員会はそのとりまとめを行う役割であることから、全教職員がこの活動にかかわっている。

課題は、どの時点で評価活動を行い、いつの時期にその結果を生かした改革を行っていくかであり、次年度すぐに活かしたいもの、活かさなければならないもの、1 年限りの評価ではなくもう少し検討を要するもの等に分け、対応することが必要と考えている。

**［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］**

**［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神が確立している。］**

**■　基準Ⅰ-A-1 の自己点検・評価**

(a)　現状

本学園は故西宮藤朝により、第二次世界大戦中に設立された。青少年に対する深い教育愛から「尋常科 6 年終了者が中学受験に失敗、やむなく尋常高等科に進みそこで終わってしまうのは、本人にとって非常に不幸である」との思いが強まり、「勉学の志のある青少年に 3 年間の商業課程を就業させる場を自らの手で作ってみよう」と心に決め設立したのが本学園の始まりである。

以来「自主独立の建学の精神を発揚し、社会に寄与できる人間の育成」を目指し教育の推進に努めてきた。知育万能、知育偏重に傾く時流を超えて、情操、体育の面を含む総合的な「人間形成」を教育の柱とし、建学の精神を具現化するうえでの重要な基盤とした。

本学は学園創立 40 周年を機に創立者が生前から強い情熱を抱懐されていた大学設立の夢を信州豊南女子短期大学設置というかたちで結実するにいたった。学園創立当初からの「自主独立の建学の精神を発揚し、将来社会に寄与できる人間の育成」を教育理念とし、建学の精神である「自主独立」を具現化すべく、「人間教育」を教学の基本に置き教育にあたってきた。単に専門的学芸の教授研究、真理探究の場を提供するにとどまらず、情操、体育の面を含めた総合的な「人間形成」を教学の基本とし、地域社会の発展に尽力してきた。このことは平成 12 年の改組転換においても変わりなく、その後に開設した幼児教育学科においても受け継がれている。

本学は昭和 58 年の開学以来、この建学の精神、教育理念を受け継ぎ、教育にあたってきた。建学の精神や教育理念は、入学式、卒業式における学長挨拶や理事長式辞において触れられ、学生、保護者、教職員への周知を図っている。また建学の精神については本学職員玄関横に「自主独立」の文字の刻まれた石碑をたてており、また管理棟階段に「自主独立」の扁額を掲げ、教職員及び学生が通勤や授業の移動の際に目にするよう配慮し、周知を図っている。

同時に毎年作成する大学案内に理事長、学長等による挨拶を掲載し、その中で「建学の精神」及び「教育理念」に触れ周知を図っている。

また、毎年の学生便覧冒頭部分にも「建学の精神」及び「教育理念」を掲載し、４月のガイダンスにおいて学生に対して説明を行っている。この学生便覧を本学では学生、教職員（非常勤含む）はもちろん学生の保護者にも１冊配布している。保護者には入学式に配布しており、入学式終了後の保護者説明会において「建学の精神」及び「教育理念」の説明に使われているとともに、各学科の３つのポリシーの説明にも使われ、周知を図っている。また、カリキュラム、学校行事、学習上の注意（単位修得、卒業要件等含む）などの説明を配布した学生便覧を使って行っている。同時に学生がどのようなシステムの中で学習しているのか、この時期にはどんなことを行っているのかといったこと含め、入学から卒業までのシステムを家庭でも把握していただき、親と子のコミュニケーションの材料、もしくはきっかけに使っていただき、直接的な効果は薄いかもしれないが退学等の防止に役立てていきたいとの願いをも込めて毎年

配布しているものである。

入学以前にも「入学ガイド」を入学予定者に配布し周知を図るとともに、その抜粋により入学予定者の保護者を対象に毎年２月に保護者説明会を開催し、建学の精神、教育の理念、各学科の教育目標等についても説明を行っている。ただしこの説明会は出席率は高いものの全員が出席してはいないこともあり、ほぼ全員の保護者が出席する入学式後の保護者説明会で再度説明を行い、理解を求めている。加えて毎年度最初の教授会において学長等から「建学の精神」、「教育理念」についての説明を行い、教職員に理解を求め、共有を図っている。

なお、毎年学生便覧作成時に総務会において「建学の精神」、「教育理念」について確認点検作業を実施している。そのうえで各学科に「建学の精神」、「教育理念」と３つのポリシーとの関連性について点検を実施するように指示しており、その結果として各学科の３つのポリシーを提出させ、教授会等において説明を行っている。

「建学の精神」を見直すことはないが、「建学の精神」に基づく教育目標、３つのポリシーについては、学習成果の点検を踏まえながら、さらに点検していく計画である。

(b)　課題

「建学の精神」や「教育理念」については、様々な方法を使って周知及び共有を図っているが、充分な状態まで学生、保護者、教職員に浸透しているかどうかは課題である。ともすると学生支援の名のもとに、自主独立とは程遠い支援を施してしまう場合があり、教育だけではなく短期大学の活動すべてにおいて自主独立の精神の涵養、自らの頭で考え行動をすることのできる人間を育てていくという教育理念を改めて心に刻んでおく必要がある。そのうえで学生が自ら考え動くことのできるスペースを確保しながらの指導が求められる。全教職員が今一度建学の精神を共有し、授業だけではなく課外活動等を含めた短大生活すべての場面で、どのように学生を支援していくのか協議し、共通理解を図ることが重要と考えている。

小規模短期大学の特徴を最大限に生かし、学生に関する様々な情報の共有と指導歴や支援等の情報をこまめに教職員間で共有するための話し合いが必要である。もちろんITの活用も教職員が決して多くはない本学においては重要かつ有効である。

学生に関する情報をしっかりと把握したうえで建学の精神を念頭に置きながらの支援により、学生に建学の精神である自主独立が浸透していけば、学習成果の一部分（すべてかもしれない）は確実に獲得できるのではと考えている。

**■　テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の改善計画**

本学の建学の精神である「自主独立」は人として成長していくことそのものをさしており、この力を身につけていくために生きているとも考えられるものであり、建学の精神そのものについては見直す計画はない。

ただし、この「建学の精神」や「教育理念」をどのように伝えていけば現代の若者である学生にうまく伝わるのかを十分に検討していくことは必要なことである。

また、新たな発展的な解釈や若者の心に響く現代的な表現、補足説明があれば、検討を加えていくこととしている。

また、建学の精神を学生等に浸透させるための方法論や教育方法については今後も引き続き検討していく。

建学の精神を受けての教育目標、３つのポリシーについて毎年点検評価を行っていく計画である。

**［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］**

**［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標が確立している。］**

**■　基準Ⅰ-B-1 の自己点検・評価**

(a)　現状

教育目的・目標については建学の精神、教育理念に基づき、学則第 1 条 2 項及び 3 項にそれぞれ言語コミュニケーション学科、幼児教育学科の目的等を明示している。

（学則）
第１条　　省略
１、省略
２、言語コミュニケーション学科は広く教養を高め、専門の知識と技能を深く教授研究し、国際的視野と豊かな感性、コミュニケーション能力を有する社会人として、地域社会に貢献し、国際社会に雄飛する人材の育成を目的とする。
３、幼児教育学科は広く教養を高め、専門の知識と技能を深く教授研究し、豊かな感性とコミュニケーション能力を有する社会人として、地域社会における幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

これを受けて各学科の教育目標を次のように定め、学生便覧及びホームページに掲載し、広く学内外に表明している。

そのうえで、教育目標等を学科ごとに次年度のカリキュラムの検討時期に定期的に点検を行っている。

（言語コミュニケーション学科の教育目標）
１、ことばや情報による豊かなコミュニケーション能力を持つ人材の育成
２、資格やスキルを活かして現代社会に貢献できる人材の育成
３、適切な判断力をもつ自立した人間の育成

（幼児教育学科の教育目標）
１、保育者としての使命感と倫理観、共感的態度を持ち合わせ、子どもの最善の利益のために主体的に学び続けられる意欲を持った保育者の養成。
２、保育への深い理解と豊かな知識を修得し、柔軟な思考力を持って多様化する保育のニーズに対応できる力を備えた保育者の養成。
３、子どもの発達の過程を見通した保育の技能を身につけ、高い専門性と豊かな教養を持って子どもの心身の健やかな成長に寄与できる保育者の養成。
４、社会人として必要な情報収集能力及びコミュニケーション能力（読む、書く、聞く、話す力）を身につけ、様々な人々と協力しながら仕事に携わることのできる保育者の養成。
５、子ども及び支援を必要とする人々の権利のまもり手として、社会の発展に積極的にかかわることのできる保育者の養成。

(b) 課題

両学科とも学習成果の測定による結果を基にした教育目的、目標の点検を行う必要がある。

学習成果の測定は試行錯誤を繰り返し、単位の認定状況、成績評価、資格取得の状況、ＧＰＡ、外部試験の結果、就職等進路状況などの様々な指標により測定していくこととしており、これらの結果から教育目的、目標を点検していく計画である。

**[区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果を定めている。]**

**■　基準Ⅰ-B-2 の自己点検・評価**

(a)　現状

本学では建学の精神に基づき教育目的、目標を定めており、これらに基づき学位授与の方針及び当該方針に基づき各授業科目において重点的に身につける能力、到達目標等によって示された獲得すべき能力を学習成果と考えている。

両学科の学習成果を平成 29 年度に定め毎年見直しを行っている。現在の両学科の学習成果は以下のとおりである。

【言語コミュニケーション学科】

| | 学習成果 |
|---|---|
| 知識・理解 | **１－１　理解力**<br>授業のテーマや問題の本質を的確にとらえ、正確に理解することができる。<br>**１－２　専門知識**<br>専門的な用語の意味や概念を正しく理解することができる。<br>**１－３　教養**<br>時事問題や社会マナーなど、社会人に必要な知識を習得することができる。 |
| 技能・表現 | **２－１　コミュニケーション能力**<br>日本語や外国語を用いて、正確に、読み、書き、聞き、話すことができる。<br>**２－２　情報リテラシー**<br>コンピュータなどの ICT を用いて、多様な情報を収集・分析して活用することができ<br>る。<br>**２－３　資格取得**<br>各種検定試験や資格試験に合格可能な知識を習得することができる。 |
| 思考・判断 | **３－１　課題発見力**<br>さまざまな状況に際して、問題点や課題を発見することができる。<br>**３－２　論理的思考力**<br>情報や知識を多方向から論理的に分析することができる。<br>**３－３　問題解決力**<br>問題解決に必要な情報や知識を適切に選択することができる。 |
| 関心・意欲・態度 | **４－１　主体性　規律性**<br>人間、社会、文化などにかかわる諸問題について、自主的・自律的に学習することができる。<br>**４－２　働きかける力　柔軟性**<br>目標達成のために、他者と協力して行動することができる。<br>**４－３　実行力　状況把握力**<br>習得した知識や技能などを活用して、積極的に課題に取り組むことができる。 |

【幼児教育学科】

| | 【学習成果】 |
|---|---|
| 倫理観 | **1-1（子ども観）**<br>子どもの主体性を尊重することができる。<br>**1-2（家庭・地域連携）**<br>家庭や地域と連携するとともに社会的資源を活用する重要性を理解している。<br>**1-3（保育者の資質）**<br>保育者として望ましい使命感・倫理観及び共感的な態度を身につけている。 |
| 知識及び理解 | **2-1（保育の原理）**<br>養護と教育が一体となって展開される保育について理解している。<br>**2-2（子ども理解）**<br>子どもの心身の成長や発達に関する知識を有している。<br>**2-3（文化的教養）**<br>発達に即した児童文化財（絵本や紙芝居 等）を選択することができる。 |
| 技能及び実践力 | **3-1（専門的技能）**<br>子どもの表現活動を支援する技能を有している。<br>**3-2（保育の計画力）**<br>子ども及び環境に即した保育の計画を構想することができる。<br>**3-3（保育の応用力）**<br>子ども一人ひとりに寄り沿った保育を展開することができる。 |
| 論理的思考力 | **4-1（情報リテラシー）**<br>書籍や新聞、インターネット等を用いて、様々な社会問題について情報を収集・分析することができる。<br>**4-2（文章作成能力）**<br>収集した情報及び獲得した知識・理解を用いて、論理的に思考し言語化することができる。<br>**4-3（発表力）**<br>自らの体験や思考を順序立てて説明することができる。 |
| 問題解決能力 | **5-1（自己省察力）**<br>自らの知識・技能・経験を省察することができる。<br>**5-2（課題探究力）**<br>社会に存在する諸課題を発見し、解決策を模索することができる。<br>**5-3（人間関係形成力）**<br>様々な人々と協調・協働することができる。 |

学習成果の測定は第一に各授業科目の成績評価によって測定を行う。学位授与の方針に基づき各授業科目において重点的に身につける能力、授業科目ごとに定める到達目標により、学生個人が当該授業科目によってどのような力を身につけたかを作成したルーブリックにより測定していく。

言語コミュニケーション学科ではこれらに全員を対象に実施する日本語能力確認テスト及びコミュニケーション検定の結果、また希望者のみの受験にはなるが TOEIC 他の外部試験の結果、英語のプレイスメントテスト結果なども加えて測定している。

また、言語コミュニケーション学科においては『日本語表現』、『Basic English』の 2 科目についてはレベル別授業を行っており、一定の力が付いたと判断された場合、教員の許可のもとにレベルチェックテストを受けて、結果に応じクラスを上げていくことができるシステムを採用しており、卒業までの間に 2 階級（レベル）上げなけれ

ば卒業できないという基準を設けることで、学習成果の一部を確実に自分で感じることのできる状況を作りだしているといえる。

幼児教育学科においても共通の測定方法で行うが、加えてピアノのレベル別試験結果、国語力試験の結果を加えて学習成果を測ることとしている。

幼児教育学科の音楽の授業においても言語コミュニケーション学科の『日本語表現』等の科目同様に現在の自分の力を確認したうえで、次のレベルに挑戦できるシステムを採っていることから、言語コミュニケーション学科同様に学習成果の一部を学生自らがはっきりと確認しながら学んでいるといえる。幼児教育学科の場合は学びと資格取得が一体となっていることから、幼稚園教諭免許状の取得状況、保育士資格の取得状況及びその資格を生かした就職状況等も測定の資料として扱う。

同時に幼児教育学科には実習という外部評価を受ける機会があり、もちろん学生各自が身につけた力を試すための機会でもあるわけだが、ここでの評価は幼児教育学科における学習成果を獲得しているかどうかそのものともいえる。その意味では、実習は幼児教育学科におけるある意味においては、学びの集大成としての意味を持つといってもよいのかもしれない。本学が示す幼児教育学科の学習成果を獲得しているかどうかが実習評価として問われる。しかし、実際には幼稚園教諭免許状も保育士資格も取得せずに卒業していく者も、ごくわずかだがいる。これらの者についての学習成果獲得についても別な角度で検討していく必要を感じている。

両学科とも学習成果を一定の数字として示すことはできるが、上記に掲げた一部の科目のようにその成果を学生が実感できるところまでは至っていないのが現状である。学習成果の獲得が学生の自信につながり、次の歩みを進めていくための原動力になることを期待している。

このことから学生側の印象も確認し、測定した結果と本人の感じている成長との差異も見ていく必要があり、ポートフォリオ等の活用も含め、よりよいものを検討していきたいと考えている。

(b)　課題

学習成果そのものについての検討も平成 27 年度末から再度検討を行っており、明文化に向けて取り組んできた。教務委員会を中心に検討し、学科会議で検討を加えていった。その後に教学運営会議においての審議を経て、教授会においてプレゼンテーションを行い、審議を経て、平成 28 年度に決定し平成 29 年度の学生便覧から両学科とも掲載し、周知を図っている。明文化したことで学習成果の測定についての見直しの検討に入っている。

ただしこれはあくまで学校側の測定であり、学生が本当にそのような力が身についたと実感できているのかどうか、学習成果の獲得によって何がどう変わったのか等の学生側の受け止め方の把握に努めていく必要があり、卒業アンケートや学生の意識調査等を行ってはいるが十分ではなく、学習成果の測定が一部の科目を除き学校側からの一方通行にとどまっているのが課題である。

同様に社会からの評価についても、アンケートの内容等を含めて学習成果が獲得できているかどうかを確認することができるような形に変更を検討していきたいと考え

ている。

**［区分　基準Ⅰ-B-3　教育の質を保証している。］**

**■　基準Ⅰ-B-3 の自己点検・評価**

(a) 現状

本学では学長の指導の下に総務会において学校教育法や短期大学設置基準、図書館法、教育職員免許法の関係法令を確認、同時に法改正等の基となる各種審議会等のまとめや答申についても必要に応じ学習会を開催し、そのうえで各委員会の長等が参加する教学運営会議において説明し、教務委員会をはじめとする関係部署及び事務局等に本学の行っている状況や規程等細部にわたる点検を依頼し、問題がないかどうかの確認を行うとともに、カリキュラム改正や新たな制度の導入等につなげていくという流れを作っている。

教育の質を保証して行くためには、たとえばハード面の充実とソフト面の充実があり、相互に強い関連性を持っている。最も重要となる教育の面については、すべての教員が建学の精神はもとより、所属学科の教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを共有することが大前提であり、この基礎の上に成り立つ学習成果を学生に獲得させるべく教育を行うことが重要であると考えている。

このことから年度当初の教授会において今一度、各学科の教育目標、３つのポリシーの確認を行っている。シラバス執筆にあたっては、その前年度に「シラバス執筆要領」を定め、各教員に配布し十分な説明確認を行っている。到達目標、授業の内容や方法、準備学習の重要性、成績評価については各授業科目とも DP に基づく「ルーブリックの作成」をもとめ厳格な成績評価を行うよう依頼している。非常勤教員にも同様にシラバス執筆要領の配布説明を実施している。また学科または分野ごとの専任教員と非常勤教員の打ち合わせを行い、学習成果についての共通理解をはかり、使用する教科書等についても打ち合わせを行っている。単位制の主旨についても説明し、45 時間で 1 単位という基本を再確認する機会としている。15 週の授業の中身についてももちろんだが、準備学習についてもシラバスに記載するだけでは意味がなく、時々の授業において学生に指示をし、単位の実質化への取り組みを求めている。あわせて厳格な成績評価を実施していくことで教育の質保証につながっていくと考えている。

これらが基礎となり学位授与の方針に基づき各授業科目において重点的に身につける能力、単位の認定状況、外部試験の結果等によって測定される学習成果が科目ごとにどうであったか、学科全体としてはどうであったかなどの点検を行い質の保証に取り組んでいる。

同時に学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観を実施し、1 年経過後の一定の測定結果による見直しだけではなく、学期の途中においても点検を行い、ＰＤＣＡサイクルを回している。

(b) 課題

教育の質保証については学習成果を中心とした査定により検討していくことが重要だが、学習成果を獲得させるために必要な学生による授業時間以外の学習（単位の実質化)、授業方法の改善、質問時間の確保など、確実に教育の質を保証していくために取り組まなければならない課題は多い。

授業評価アンケートにおいても授業時間以外の学習時間についての調査を行っており、この点検、評価も一層重要になってくる。授業時間以外の準備のための十分な学習が毎回の授業に取り組む学生の姿勢を変え、授業自体も生き生きとしたものになると考える。授業は前述のように教員の取り組み、とりわけ学科、学校全体としての授業への取り組みへの改善を図るとともに、授業を構成するもう一方の主役、真の主役である学生の取り組む姿勢が一つ一つの授業の質を上げ、学校や教員の取り組みと相まって教育の質保証へとつながっていくと考えられることから、どのように学生に授業以外の時間の学習を確保させていくか、いくつかの資料を基に検討していきたい。

言うは簡単だが実際には難しく、異なる種類の多くの授業科目を履修する学生にどのように単位制の主旨を当てはめていくのか、キャップ制は一つの方法ではあるが難しい面もあり、個々の学生に学習成果の獲得には授業時間以外の学習が不可欠であることをシラバス作成時における教員への説明の徹底や課題のバランス、ポートフォリオ等のさまざまな方法や手段を使って意識させることが重要だと考えており、そのための取り組みを行っていきたい。

**■テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の改善計画**

学習成果の測定は始まったばかりではあるが、平成 29 年度入学者の単位の認定状況、成績評価、資格取得の状況、GPA、外部試験の結果、就職等進路状況などの様々な指標により早急に測定を終了し、令和２年度の点検に生かしていく計画である。

学習成果の検討についてはすでに終了し、平成 29 年度は学生便覧に両学科とも具体的な学習成果を掲載した。学習成果の設定者側と実際に授業や短大生活を通して身につける側との比較を行い、さらに具体的に学習成果について検討するとともに、学生側の立場で言えば学習成果を獲得するため、教育を行う側での立場で言えば学習成果を獲得させるための取り組み方法を見出していきたい。

教育の質保証には様々な取り組みが必要ではあるが、あえて課題として取り上げた質保証のためのある意味のベースとなるであろう単位の実質化については、教室以外の学習時間の調査及び学習しやすい環境（学内での学習スペースもそうだが、そのこと以外の学習しやすい状況の設定等）についても考えていく。とりわけ、スペースについては自学自習スペースのコンピュータの更新、備え付けられている自習課題の充実、外部試験受験の際の補助等をさらに充実していく計画である。

なお、物理的なものを除く学習しやすい条件の整備は、一つには各授業を担当する教員同士のコミュニケーションが重要であり、授業科目のつながり、連携、重なり合い等を含めこれまで以上に調整していく計画である。

例えばシラバスについても、教務委員がこれまでにも読み込みを行い、問題点等を指摘し、変更を行ってきたが、実際に行われる授業の中でシラバス通りに課題が課さ

れているのか、授業が行われているのかという点について考えてみると、受講する学生の状況にもより、現実的にはシラバス通りに行うことは難しいという可能性もある。しかし、どれだけ困難であっても成績評価の厳格化（＝単位の実質化なのかもしれないが、）を含めた教育の質保証に向けて学長を中心とした教学運営会議が主導し、教務委員会が中心となり取り組んでいきたいと考えている。

**［テーマ　基準Ⅰ-C 自己点検・評価］**

**［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。］**

**■　基準Ⅰ-C-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

本学学則第 1 条の 2 において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検、評価を行うこととする」と規定している。これを受けて自己点検・評価を行う組織である自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価委員会に関する規程を定めている。

自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、言語コミュニケーション学科及び幼児教育学科の学科長、常任委員会である教務委員会委員長、学生部長、入試広報委員会委員長、ALO、本学選出の評価員、事務局長、事務局次長によって構成されている。状況に応じて各学科の副学科長も加わる。

自己点検・評価委員会の任務は①自己点検・評価活動方針の策定及び実施方法等の検討②各部署における自己点検・評価活動の推進に必要な調整③自己点検・評価のとりまとめ③自己点検・評価報告書、年報の作成④教学運営委員会への報告となっており、教学運営委員会から教授会に報告され、各委員会、担当部署等へ次年度に向けての検討終了時期等に関する指示が出される。

これらの指示に沿って日常的に自己点検･評価を行っている。各学科､教務委員会、学生部、入試広報委員会、図書館情報設備運営委員会、進路指導委員会、地域連携委員会、ＦＤ委員会、教務学生課等において担当部署に関する業務その他の自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会をはじめ各委員会には事務職員も委員として加わっており、各部署の自己点検・評価にかかわっている。また、事務局が大半の資料提供を行って入り、かつ事務局自体も自己点検・評価を行い、学生の学習成果に向けた取り組みを行っていることから、全教職員が自己点検・評価活動に関わっているといえる。

これらの活動を通して自己点検・評価報告書または年報が作成され、ホームページを通して公表している。

自己点検･評価の成果を次年度の教育活動に活用している。このところの成果では、３つのポリシーの再点検、シラバス要領に準備学習時間等の記載を加えるなどの改正に取り組むとともに、学習成果を両方の学科で確定し、これまで以上に学習成果を焦点とした自己点検・評価への実施につなげていく考えである。

（b） 課題

自己点検･評価活動は毎年実施し､その結果を受けて次年度すぐに反映できるもの、時間をかけてさらに検討を要するもの等に分けて取り組んでおり、この成果を生かした教育活動を展開している。

しかし、その前提となる点検評価のすべてが学習成果を焦点としているかというと心もとない部分が見受けられる。平成 29 年度の学生便覧に掲載すべく、時間をかけて学習成果に関する学習会、検討会を繰り返し、教授会においてその考え方、内容のプ

レゼンを実施し、教職員に一定の浸透は見たものの、現状の点検を行い、評価し、こう改善していくことが望ましいとのいわばＰＤＣＡサイクルがそこに見られるわけだが、中心に学習成果を置き、充分な意識のもとに行われているかはやや疑問もある。教務関係部署についてはほぼ間違いなく学習成果を中心に据えて、点検評価を行っている。この学習成果を中心に据えた点検評価について、さらに学内の浸透を図る必要がある。「これまでの業務をより効率的に行うにはどうしたらよいか」、「集まりの悪かったイベントの修正」、「日程の検討」などが、これまでの点検評価の中心になりがちであったことから、明文化した学習成果を学生に獲得させるために各委員会等が何をすればよいのかを再度点検し、そのうえで点検項目を定め、点検を行っていく方向で進めていくよう周知徹底させていきたい。

自己点検・評価報告書の作成についてはかなりの労力が必要になること、点検評価の成果を可能であれば間をおかずに反映させていくことが学生にとっても有益であり、自己点検・評価に携わる教職員にとっても有効であることから、取りまとめに要する労力を、成果を活かす部分に使っていきたいと考えているために、評価年を含む 3 年間以外は概略版に近いものを作成している。しかしながら、やはり、しっかりとした点検評価が次の一歩となることから報告書のとりまとめについても一定の時間をかけ、評価年同様の報告書の作成を行っていきたいと考えている。急がばまわれの言葉もある通り、報告書のとりまとめ、作成も含めてじっくりとかつスピード感を持って取り組むこととしたい。

現在の大学を取りまく環境の目覚ましい変化に柔軟に対応していくためにも、計画的でスムーズな活動とそれをスピーディーに生かす方法を検討していく必要があると考えている。

**■　テーマ　基準Ⅰ-C 自己点検・評価の改善計画**

自己点検・評価の実施方法、項目、その他に関する改善はもちろんだが、評価の結果、成果をどのようにスピード感を持って次に生かすことができるかについて改善を図ることが重要である。つまり自己点検･評価活動を点検評価することが重要となる。

18 歳人口の減少を含む人口減少が大きな要因となってはいるが、高等教育だけではなく中等教育、初等教育を含めた大きな改革の流れがあり、これらへの対応を図っていくためには点検から評価、そして実行、つまりＰＤＣＡのＣ→Ａ→Ｐをスムーズに行う必要があると考えており、このことに向けての改善を図っていきたい。

点検評価活動の成果をスピーディーに生かすために、これまで以上に計画的に行っていく必要があり、11 月中旬あたりを目途に一定の点検評価を行い、次年度入学者の教育活動に反映させていくものと、2 月上旬を目途に行い次年度の募集活動等に活かしていくもの、財務の中間時点での点検評価、入試等の点検を合わせて次年度の予算等に活かすような計画的な点検評価の実施とその成果の活かし方について検討を加えていく。

最終的には新年度を迎えた 6 月末までに前年度の報告書をまとめていくこととするが、その前に個々の自己点検・評価作業を通じ上記のように、早急な取り組みが必要

なものがあればすぐに対応できるよう、自己点検・評価委員会の開催日程についても見直し、自己点検・評価を通した活動が少しでもよりよい教育へと向かい、学習成果の獲得につながればと改善を図ることとしたい。

## ■　基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神そのものについての点検評価を実施するというよりも、建学の精神や教育理念を具現化していくための教育目標や３つのポリシー、そして学習成果、これらの関連性について十分な点検を行う必要がある。

具体的には学習成果獲得に向けて、各学科の教育目標、カリキュラムポリシーに基づく授業科目の適切な配置、授業に計画性と実効性を与えるシラバスの充実、シラバスを形にする授業方法の改善、ＦＤ活動、これらを継続的に研究し、これらのことを基礎とした時々の学習成果について確認し、再度教育目標や授業科目の配置、シラバスのチェックといった点検評価を循環させていくこととしたい。

また単位制の主旨を十分に踏まえていくことが学習成果の獲得には欠かせないものであることから、授業時間以外での学習について、シラバスの充実と授業時間内での指導、科目間の関連性を踏まえた上での教員同士のコミュニケーションによる調整、これらにより準備学習等を含めた授業時間以外の学習を充実させていきたいと考えている。このことも重要なＦＤ活動の一つとしてとらえていく考えである。

教育の効果については教育目標の確立、学習成果、教育の質保証の点から計画を立案していくことになる。教育目標の確立については、上記の点検評価を循環させる中で見直しを行っていく。

学習成果については今回時間をかけて検討してきたこともあり、現時点ではこの学習成果を獲得させるための条件のチェックが重要になる。これは基本的には上記の点検とも共通する部分があるが、定めた学習成果を獲得させるためにふさわしい授業科目の配置になっているのかどうか、教職員が学習成果を意識した授業や学生支援に取り組んでいるのかどうか、そして学習成果を獲得させるための授業時間以外の学習をどのように進めていくのか、といった点を中心に検討していく。つまり、定めた学習成果を獲得させるための条件を整備していくことに取り組むこととする。具体的にはカリキュラムマップ等の再検討、ナンバリング等を含めた学習成果を頂点とした授業科目の関連性を学年配置ごとに示していくことが必要と考えている。その作業を通じ、学習成果の獲得のために、また建学の精神や教育理念に基づき、また短期大学設置基準等の短期大学の目的をも踏まえたうえで、真に必要な授業科目を見極めていきたい。

同時に学生の授業への取り組む姿勢についても学習成果の獲得には重要であることから、履修ガイダンスの実施方法等についても学習成果の観点からの見直し、シラバスも同様の観点から検討する必要がある。これらに取り組み、その結果を踏まえて、再度学習成果を建学の精神等との関連性において点検評価を行う計画である。

法令順守と合わせて上記記載の点検評価を進めていくことが質保証につながっていくものと考えている。質の保証を行っていくために重要なものはいくつもあると思われるが、あえて単位の実質化について取り組んでいくことを行動計画として示してお

く。単位の実質化は法令順守につながるとともに、学習成果の獲得には欠かせないものと考えるからである。

本当の意味での CAP 制を敷くことは難しい部分もあるが、可能な限り実質化に向けて、取り組みたいと考えている。

様式 7－基準Ⅱ

**【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**

**■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要**

教育課程と学生支援については、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れ方針のいわゆる 3 つのポリシーについて検討を重ね、平成 29 年の現時点におけるポリシーを掲げ、短期大学の教育活動にあたっており、様々なデータ等を基にしながら今後点検評価を行っていくことになる。

学則第 53 条で卒業の要件を定め、学則 54 条において卒業の要件を充足した者に学位を授与するとしている。単位の充足だけでは、卒業に至った際にどのような能力が身についたのか、またどのような力が身についた時に卒業となるのかが、学生にとって分かりにくいこともあり、「建学の精神」や「教育理念」をもとに両学科とも学位授与の方針を学生便覧に掲載し、周知を図っている。科目を修得した際にどのような力が身につくのかが不明では学位授与の方針に示された能力が身についているのかいないのかが分かりにくいことから、両学科ともカリキュラムマップを作成し、シラバスにおいても科目ごとに、学位授与の方針に基づき重点的に身につける能力を示し、学生にわかりやすいものとしている。平成 29 年度に学習成果を明確に示したことから、学位授与の方針との関係性等を学生の学習成果の獲得状況も見ながら点検していく考えである。

入学者受け入れ方針についても学生募集要項及びホームページ、学生便覧に記載し、周知を図っている。教育課程の編成方針についても同様に学生便覧に記載し、学生に示している。入学者受け入れ方針に基づく入学者を、教育課程編成方針に基づくカリキュラムを通じて教育し、学習成果を獲得させ、学位授与の方針や卒業要件等を充足し、学位を取得するといった流れになる。一つ一つの方針はすべて「建学の精神」「教育理念」に基づくものであり、一貫性のあるものである。

しかしこのシステムがすべて機能し、卒業に至る学生がすべて狙い通りの学習成果を獲得し進路に向かっているのかは、各段階においてひとつひとつ点検していかなければならない。学位授与の方針から入学者受け入れ方針まで、すべての段階で点検を行っていく必要がある。そのためには卒業時点及び卒業後の学生自身に対する調査と受け入れ先の企業等への調査を毎年実施していく必要があり、その結果が重要なポイントにもなる。結果に応じてさらに検討を加えていく考えである。

学習成果の獲得に向けた学生支援を行うためには、教育資源の有効活用が必要であり、そのためにはＦＤ活動やＳＤ活動を通じた教職員の円滑なコミュニケーションが大切になる。また教職員の努力だけですべてが解決するわけではなく、学習成果を十分に獲得できるわけではない。学生の学ぶ姿勢や考え方も学習成果を中心に置いたものに変わらなければならない。授業の空間を構成しているのは教員だけではなく、あたりまえだが学生も重要な構成員であり、学生の授業に臨む姿勢が教員の更なる力を引き出していく。学生の姿勢や考え方に変化を与えるのも教職員の努力や力量と考えれば、力を試されている部分なのかもしれない。いずれにしても学ぶ学生の意識を変えること（変わること）で、教育に携わる教員にも変化が及び、授業がより豊かにな

る。

また、一人一人の教員が工夫を凝らし学習成果の獲得に向けて一生懸命にやることは基本かもしれないが、組織として、３つのポリシーや学習成果を踏まえ、授業方法の改善工夫を行っていく必要がある。

学生に対する生活支援の面については、ゼミ担任、学生部、状況に応じて学生相談室が対応している。これらの情報についても、守秘義務等の問題もあるが、組織として学生を支えていくには、了解の取れているものについては可能な限り情報を共有し、共有した情報を頭に入れたうえで、直接的にまたは間接的に支援にあたることが求められる。

進路指導についてはキャリア支援室に常駐の職員がおり、最前線の情報を掌握し指導に当たっている。これを教職員で構成される進路指導委員会が支えている。進路指導委員会では学生が卒業後に職業を中心とした生活を送ることができるよう、またはその様な姿を目指していくよう指導を行い、学生の能力、希望、適性に関する情報を共有し、指導に当たっている。ただし、就職活動への取り組みにあまり積極的ではない学生がやや増加傾向にあることは確かである。この点については、見方を変えれば学習成果の一部分が獲得できていない、または建学の精神が今一つ浸透していないとの判断もできることから、充分な点検を行い、進路指導委員会やキャリア支援室の問題にとどまらず学校全体の教育活動における課題と捉え、信州豊南短期大学というチームで対応していく考えである。

学生支援の結果が学習成果の獲得に欠かせないものと考える。このような考え方をどのように醸成していくかも課題である。

**［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］**

**［区分　基準Ⅱ-A-1　学位授与の方針を明確に示している。］**

**■　基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価**

(a)　現状

本学では、学則第 53 条で「本学の課程を修了するためには、２年以上在学し、次表に定める単位を修得しなければならない。」

| 学　科　名 | 基礎科目<br>(必修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ) | 専門教育科目<br>(選択ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ) | 合計 |
|---|---|---|---|
| 言語コミュニケーション学科 | 10 単位以上（必修 7 単位を含む） | 52 単位以上<br>（必修 4 単位及び別表Ⅲ司書科目の単位を含む） | 62 単位以上 |
| 幼児教育学科 | 12 単位以上（必修 7 単位を含む） | 50 単位以上<br>(必修 28 単位を含む) | 62 単位以上 |

と卒業要件を定めたうえで、第 54 条「第 53 条の規定による単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」において卒業要件を満たして卒業認定されたものに言語コミュニケーション学科は短期大学士（言語コミュニケーション)、幼児教育学科は短期大学士（教育学）の学位を授与するものとし、さらに、学位の授与に当たってどのような能力が身につき、何ができるようになるのかを示すために、学科ごとに学位授与方針も定めてきた。

これらは本学の建学の精神、教育理念、学則第 1 条に示す教育の目的を踏まえており、それらに整合するとともに、各学科の教育目標に示される学習成果の概要に対応していた。しかし、包括的な表現であり具体性に欠けるという前年度の自己点検・評価の結果を踏まえて、より明確に細分化した学位授与の方針を定めるべく検討をおこなった。その結果、学位授与の方針の見直しを実施し、両学科ともに、学位を得た者が修得した知識・技能・資質などを項目として明示しており、学習成果をより明確に反映させたものとなっている。両学科の学位授与の方針は学生便覧に記載されており、入学前の準備授業及び入学時のガイダンスでの説明などによる学内への公表はもちろん、ウェブサイトなどによって学外にも公表している。また、これら両学科の学位授与の方針は、いずれも地域社会へ貢献できる能力や専門性を身につけたことを証明する学位を授与するために明示されているものであり、この方針に従って学位授与を行う限り、学位及びその授与の方針は社会的通用性を有していると考える。これら学位授与の方針は、卒業までの学生の学習成果獲得状況などを踏まえると、少なくとも 2 年に 1 度は定期的な点検が必要だと考える。

以下に示す言語コミュニケーション学科の学位授与の方針は、＜知識・理解＞＜技能・表現＞＜思考・判断＞＜関心・意欲・態度＞の４項目に細分化して、より具体的に習得すべき諸力を説明したものになっており、本学科の教育目標（「(1) ことばや情報による豊かなコミュニケーション能力を持つ人材の育成」「(2) 資格やスキルを生かして現代社会に貢献できる人材の育成」「(3) 適切な判断力を持つ自立した人間の育成」）から整理される学習成果をより明確に強く反映したものである。その点では、学位授与の方針は明確に学習成果に対応しているといえる。

言語コミュニケーション学科の教育課程は、社会人に求められることばや情報によ

るコミュニケーション能力を習得させる「基礎プログラム」、資格取得のサポートやビジネスマナーなどのキャリア支援を行いつつ、幅広く専門的な知識及び実践力を養成する「専門プログラム」や知識活用力、課題探究力、論理的思考力、表現力を総合的に活用する能力を養成する「ゼミナール」といった科目によって編成されている。これらの学習を終えて授与される学位、短期大学士（言語コミュニケーション）は、豊かなコミュニケーション能力や幅広い教養と専門性を活かして、職業を中心とした生活をおくりながら社会に貢献できる力を身につけたことを証明するものであり、社会的通用性を持つと考える。

**言語コミュニケーション学科　学位授与の方針**

本学科では、学則第 53 条に定める卒業要件に加えて、以下の条件を満たした者に短期大学士（言語コミュニケーション）の学位を授与する。

**１、＜知識・理解＞**
社会に貢献できる幅広い教養及び専門的な知識を身につけ、その本質を理解していること。

**２、＜技能・表現＞**
社会に役立つ実用的なスキルや資格、情報リテラシーなどを習得し、社会人として必要とされる、豊かなコミュニケーション能力を有していること。

**３、＜思考・判断＞**
さまざまな問題・課題を発見し、自ら論理的に考え判断する能力を有していること。

**４、＜関心・意欲・態度＞**
人間、自然、文化などにかかわる諸問題に関心を持ち、積極的に他者に働きかけ、状況を把握しながら主体的に解決しようとする意欲を有していること。

幼児教育学科においても言語コミュニケーション学科と同様に検討を加え、修得すべき能力をよりわかりやすく具体的に示すことに心掛け、＜保育の心＞＜保育の理解＞＜保育の実践力＞＜社会人基礎力＞＜社会貢献力＞の 5 項目に分けた。これらは幼児教育学科の教育目標の上に立つ学位授与の方針となっており、あらたに定めた幼児教育学科の学習成果は学位授与の方針をより具体的に示し、学習成果の獲得が学位の獲得につながり卒業へと進む道筋がより理解しやすい形となっている。幼児教育学科の学位授与の方針は以下の通りである。これら学位授与の方針は、幼児教育学科の教育目標（1、保育者としての使命感と倫理観、共感的態度を持ち合わせ、子どもの最善の利益のために主体的に学び続けられる意欲を持った保育者の養成。2、保育への深い理解と豊かな知識を修得し、柔軟な思考力を持って多様化する保育のニーズに対応できる力を備えた保育者の養成。3、子どもの発達の過程を見通した保育の技能を身につけ、高い専門性と豊かな教養を持って子どもの心身の健やかな成長に寄与できる保育者の養成。4、社会人として必要な情報収集能力及びコミュニケーション能力（読む、書く、聞く、話す

力）を身につけ、様々な人々と協力しながら仕事に携わることのできる保育者の養成。5、子ども及び支援を必要とする人々の権利のまもり手として、社会の発展に積極的にかかわることのできる保育者の養成。）達成時に得られる学習成果をより明確に反映したものである。その点では、学位授与の方針は学習成果に対応しているといえる。

幼児教育学科の教育課程は保育者に求められる能力、資質、技術、知識を身につけるために必要な教養科目と専門教育科目から構成されており、その集大成としての保育実習及び教育実習からなり、ある意味においてはすべての科目が実習科目に向かい通じている。これらの学習を終えて授与される学位、短期大学士（教育学）は、保育の心を持ち、保育を理解し、保育を実践する力を持ち、社会人基礎力及び社会貢献力を身につけたということを証明するものであり、この能力を身につけた人材は地域の子育てを支援していく社会的通用性を持っていると考えている。

**幼児教育学科　学位授与の方針**

本学科では、学則第 53 条に定める卒業要件に加えて、平成 28 年度から以下の条件を満たした者に短期大学士（幼児教育）の学位を授与することとした。

**1、「保育の心」**

主体的に学び続ける姿勢と、保育者として適切な使命感及び倫理観を持ち、子どもをはじめ支援を必要とする人々に共感的にかかわることができる。

**2、「保育の理解」**

保育の本質を理解し、子どもの成長や発達に関する確かな知識を修得している。

**3、「保育の実践力」**

保育に関する基本的な技能とそれを活用するための豊かな教養を有し、子ども一人ひとりに寄り添った保育を実践することができる。

**4、「社会人基礎力」**

社会問題を広く把握・理解し、様々な人々と協力しながら問題解決を目指すことができる。

**5、「社会貢献力」**

社会の担い手として、自らの経験を多様な人々に還元する意志のもと、社会の発展に積極的に貢献することができる。

(b)課題

学位授与の要件に関しては、学則において取得単位数について定め、学生便覧などを通じて学位授与の方針を示すことで、修得すべき能力を明確に述べている。

また、学位授与の方針は、具体的に細分化されており、本学科での学習を通じて得られる学習成果をより強く踏まえた表現になっている。しかし、学生に対して、カリキュラムにおける各科目で具体的に修得すべき知識、伸ばすべき能力と学位授与との関係性をより明確に打ち出すためには、学習成果の表現方法についても、より具体的

に明文化したものにすべく検討しながら、定期的に学位授与の方針の点検を行う必要がある。

各授業科目で得られる、または獲得していく力の集合体が学習成果と考えていることから、どのような方法でどのような力が身に付けられるのか、どのように当該授業に関わることがそのような能力の悪徳に結びつくのかといった点をシラバス等によってわかりやすく記載し、また各授業において常に説明していくことが求められると考えている。

**［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針を明確に示している。］**

**■　基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価**

(a)現状

本学では、Ⅱ-A-1 で述べたように、各学科において学位授与の方針を明確に定めており、それに対応する形で各学科の教育課程を編成している。また、その教育課程に配置される授業科目は、各学科で定めている学習成果に対応している。

また、本学では、シラバスに授業内容、授業方法、到達目標、授業計画、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書などを明示し、成績評価についても学則第 46 条に従って厳格に実施し、教育の質を保証している。

各学科における教員配置は、以下で学科別に述べるように教員の資格・業績を適切に反映するものである。本学の教育理念、教育の目的でもある地域社会に貢献する人材の育成のためには学位授与の方針とともに教育課程編成・実施の方針も定期的な点検が必要であり、今後も常に成果や問題点を点検していく。

今年度からは両学科ともに、新しく細分化して学習成果との対応をより明確にした学位授与の方針を定めたことから、教育課程編成・実施の方針についても、曖昧さを回避するべく、各科目の到達目標と、学位授与の方針、ひいては学習成果との関連性を明確に打ち出すように改定・整理した。

（言語コミュニケーション学科）

本学科の教育課程は、コミュニケーション能力の向上、幅広い教養と専門性の修得、実践的なキャリア教育を重視して構成されており、これは学位授与方針に対応している。カリキュラムにおける各科目は、以下のように、それぞれどのような学習成果に対応しているかを明確にするよう編成されており、学生便覧にも明記されている。

**言語コミュニケーション学科　教育課程編成方針**

**１、＜知識・理解＞**

社会人として広く求められるキャリア教育の実践を通して、現代社会に貢献できる専門的な知識及び適応能力を養成する。

**２、＜技能・表現＞**

社会人に求められるコミュニケーション能力、日本語・英語能力、及びパソコンを用いて情報を収集し、活用できる能力を習得させる。

**３、＜思考・判断＞**
知識活用力、課題探究力、論理的思考力、表現力を総合的に活用する能力を養成する。

**４、＜関心・意欲・態度＞**
人間、自然、文化などにかかわる諸問題に関心を持たせ、具体的・実践的に解決していこうという意欲を育てる。

学位授与の方針、ひいては学習成果を反映させたうえで科目を配置しており、教育課程を体系的に編成しているといえる。

本学科の教員配置は、主に学術研究を進めてきた教員が教養や専門的知識を養う科目、職業現場の経験が深い教員がキャリア教育関連の科目を中心に担当し、地域で活躍する諸氏を非常勤講師として配置している。教育課程の見直しは現代社会に貢献する人材を育成するために、社会状況を反映すべく毎年行っている。

シラバスには各科目の到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書などが明示されており、成績評価は学則第 46 条に従って厳格に実施し、教育の質を保証している。

（幼児教育学科）

本学科の教育課程は、保育者としての倫理観、使命感を身につけるとともに、保育や福祉に関する知識や技術の修得、社会人としてふさわしい態度やコミュニケーション能力等を身につけることができるよう配慮した授業科目により構成されており、これは学位授与方針に対応している。これらを前提にした教育課程の編成方針に基づき配置された授業科目は、以下のように、それぞれどのような学習成果に対応しているかを明確にするよう編成されており、学生便覧にも明記されている。

**幼児教育学科　教育課程編成方針**

本学科の教育課程は、教育目標を達成すべく、以下の方針に基づいて編成しています。

1、保育者としての使命感及び倫理観を身につけられるよう支援する。

2、保育及び福祉に関する基礎的な知識を獲得し、仕事の実際について理解できるよう支援する。

3、子どもをはじめ福祉を必要とする人々に対する保育及び福祉の実践力を習得できるようにする。

4、社会問題について把握・理解し、学んだ事柄をもとにして様々な人々とコミュニケーションがとれるよう支援する。

5、幅広い選択科目を開講するとともに、ネイチャーゲームリーダーやキッズスポーツインストラクター、ピアヘルパー等の資格取得を支援することにより、社会に貢献する力を養う。

幼児教育学科の教員配置は、学術研究を進めてきた教員、芸術分野で研究教育に携わってきた教員、福祉関連分野の現場で経験を積み、研究を深めた教員がバランス良く配置され、幼稚園教諭養成のための科目、保育士養成科目を担当し、学習成果を獲得させるべく教育に当たっている。また、非常勤講師として地域の保育現場、福祉の現場で活躍されている者を教員として配置し、実務に裏付けられた生きた教育だけではなく、地域の福祉の現状や保育の実情の理解にも大きく貢献している。

幼児教育学科における教育課程の見直しは、教育職員免許法や児童福祉などの法令により定められており、現在教育職員免許法との改正を受け文部科学省に平成３１年４月にむけたあらたな教育課程を申請し、認定されたところである。

また、幼児教育学科の授業科目はすべてが実習に集約されるような構造となっており、学習成果の一定程度の確認はこの実習の評価によって行うことが可能なのかもしれない。自信を持って実習を行うことができるように、教育課程の変更ができない場合であっても、十分に指導対応ができるよう学校独自に開講が可能な範囲の科目において工夫改善を図っている。

シラバスには各科目の到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書などが明示されており、成績評価は学則第 46 条に従って厳格に実施し、教育の質を保証している。

(b)課題

言語コミュニケーション学科の教育課程は、3 つの科目群（「基礎プログラム」「専門プログラム」「ゼミナール」）によって構成されており、それぞれが学位授与の方針に示されている豊かなコミュニケーション能力や情報リテラシー、幅広い教養及び専門的な知識・スキル、適切な判断力を育成するための科目から構成されている。

前年度の自己点検・評価の結果をふまえて、平成 28 年度からは、より明確に各科目における到達目標と学習成果、そして学位授与の方針との関連性が学生に明示できるように、シラバスに「ディプロマポリシーに基づき重点的に身につける能力」という項目を設けることとした。これにより、各科目で習得すべき知識や伸ばすべき能力と学位授与との関係をより明確に打ち出した。さらに教育課程編成方針の表現方法についても学位授与方針との対応がわかりやすいように改定した。

社会人として自立し、現代社会に貢献できる人材を育成するという学科の教育目標を実現させるためには、卒業生の就職先からの評価を重要な参考資料にして、教育課程編成・実施のあり方について学習成果の社会的通用性という観点をふまえつつ定期的に検討する必要がある。

幼児教育学科の教育課程は資格取得を一つの明確な目標としていることから、関係法令や幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改正に対応した見直しが行われてきた。平成３０年度も関係省庁への申請を行い、認定を受けたところである。

このように幼児教育学科の場合、法令により定められていることから教育課程の大枠の変更は難しいが、自由に配置が可能な選択科目や教養科目において、学習成果の獲得に向けて、また資格取得に向けて、様々な専門科目での学び、身につける能力をさらにパワーアップさせるための社会人としての基礎的な力を養成すべく、検討を行

っている。

ただし、幼児教育学科の 2 年間で修得しなければならない単位数は多く、単位の実質化との関係からもより効果的に学習成果を獲得可能なシステムを一方では検討していくことも課題である。

同時にこの学科には学びを確認するための実習があることから、実習先からの評価、実習を行った学生自身の評価、実習指導に出かけた本学教員による評価などを十分聞き取り、点検し、科目の見直しこそ難しいものの、各種の指針等を踏まえた教育内容の更なる充実にむけて点検評価を行っていくことが今後の課題となる。

**［区分　基準Ⅱ-A-3　入学者受け入れの方針を明確に示している。］**

**■　基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価**

（a）現状

両学科とも求める学生像を入学者受け入れ方針として示し、この入学者を教育課程の編成方針に基づくカリキュラムで教育し、建学の精神や教育理念を前提とした学位授与の方針に示す能力（いわば学習成果）の獲得、この段階まで引き上げていくことが学校の営みでありもっとも重要となる。

もちろん授業だけではなく、学校の総合力で引き上げていくことが重要であるからこそ、様々な分野において学習成果の獲得という一つの目標に向かって何ができるかの視点で点検評価していくことになる。

このことが言うは易く、実際はなかなか難しい。そのために点検評価を常に行い努力しているわけではあるが、平成 27 年度後半から学習成果の再検討と同時に 3 つのポリシーの点検評価を行い、入学者受け入れ方針を定めた。

2 年間で学習成果を獲得させるための入学者受け入れ方針という観点で検討してきたものでもあり、その点では入学者受け入れ方針は各学科の学習成果に対応しているといえる。

入学者受け入れ方針は学生募集要項、本学ホームページにおいて明確に示している。同時に入学者選抜方法と入学者受け入れ方針との関係を表（下図参照）にして示し、受験生に周知している。

**（言語コミュニケーション学科　入学者受け入れ方針）**

言語コミュニケーション学科では次の学生を求めています。

**＜知識・理解＞**

専門的な教養や知識を身につけるために必要となる、日本語、英語などの基礎学力を有している人。

**＜技能・表現＞**

ことばによる豊かなコミュニケーション能力を身につけ、資格やスキルを生かして社会人として活躍したいという意欲を持つ人。

**＜思考・判断＞**

適切な思考・判断力を持ち、自立した人間を目指す人。

**＜関心・意欲・態度＞**
人間、自然、文化などに興味・関心を持ち、自分の問題として捉えることができる人。

**幼児教育学科　入学者受け入れ方針**

1、保育や幼児教育、福祉の担い手として目的意識と思いやりの心を持ち、主体的に学ぶ意欲のある人
2、自身の健康を維持管理することができ、短期大学での学びに対応できる基礎的学力のある人。
3、仲間と協力し合えるコミュニケーション能力を有する人。
4.　積極的にボランティア経験を積み、子どもや福祉の現場への共感的理解を深めておくことが望ましい。
5.　音楽・図工（美術）・体育のいずれかに強い関心を持ち、保育の技能を高める努力をしていることが望ましい。

（アドミッションポリシーと入学試験との関係）平成 31 年度学生募集要項）
入学試験とアドミッションポリシーの関係を強い順に◎、○、△で表しています。

| | 言語コミュニケーション学科 | | | | 幼児教育学科 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 知識<br>理解 | 技能<br>表現 | 思考<br>判断 | 関心意<br>欲態度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 学業奨学生入試 | △ | | ◎ | ○ | ○ | ◎ | | △ | |
| 経済的支援奨学生入試 | △ | | ◎ | ○ | ◎ | ○ | | △ | |
| ニュージーランド留学奨学生入試 | ○ | ◎ | | △ | | | | | |
| 指定校推薦入試 | △ | | | ◎ | ◎ | ○ | | △ | |
| 公募制推薦入試 | △ | | ◎ | ○ | ◎ | △ | | ○ | |
| 一般入試 | ◎ | | | | | ◎ | △ | ○ | |
| ＡＯ入試 | △ | | ○ | ◎ | △ | | | ○ | ◎ |
| 長期履修学生入試 | | | ○ | ◎ | ◎ | △ | | ○ | |

（ｂ）課題

課題は、学習成果に対応する入学者受け入れ方針を作成し、選抜方法も毎年度の入学者選抜試験実施要領に基づき実施しているが、判定段階においては必ずしも狙い通りにはならないことである。

募集広報活動の充実をはかり、一定の受験者を獲得して行かなければふさわしい学生の受け入れは難しい部分があるとも考えられる。

ただし、本学の役割は求める学生像を示し、例えば今の段階では満たしていない高校生等であったとしても、その学生像に入学試験までに達することができるか、または入学までには限りなく近づく可能性が秘められていると判断できるかどうかである。そのことを前提に、今後個々の能力に合わせた入学前授業等を実施するなど、具体的なプログラム策定と併せて、教育課程編成方針によるカリキュラムで教育し、学位授与の方針にマッチした学生に育て上げることが、本学の果たすべき役目だといえる。

そのためには常に入り口段階から各部分の見直しが必要であり、出口から入り口を見つめなおすことも必要である。このように日常的に点検を行っていくことが重要になる。

**［区分　基準Ⅱ-A-4　学習成果の査定（アセスメント）は明確である。］**

**■　基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価**

(a)現状

言語コミュニケーション学科では、平成 27 年度の自己点検・評価の結果をふまえて、学習成果の検討に入り、学科会議における度重なる審議を経て、学習成果（案）が示された。その後、毎年検討を加え、平成３１年現在は以下のとおりとなっている。

**言語コミュニケーション学科の学習成果**

**１.「知識・理解」**
社会に貢献できる幅広い教養及び専門的な知識を身につけ、その本質を理解していること。

**１－１　理解力**
授業のテーマや問題の本質を的確にとらえ、正確に理解することができる。

**１－２　専門知識**
専門的な用語の意味や概念を正しく理解することができる。

**１－３　教養**
時事問題や社会マナーなど、社会人に必要な知識を習得することができる。

**２.「技能・表現」**
社会に役立つ実用的なスキルや資格、情報リテラシーなどを習得し、社会人として必要とされる、豊かなコミュニケーション能力を有していること。

**２－１　コミュニケーション能力**
日本語や外国語を用いて、正確に、読み、書き、聞き、話すことができる。

**２－２　情報リテラシー**
コンピュータなどの ICT を用いて、多様な情報を収集・分析して活用することができる。

**２－３　資格取得**
各種検定試験や資格試験に合格可能な知識を習得することができる。

**３.「思考・判断」**
さまざまな問題・課題を発見し、自ら論理的に考え判断する能力を有していること。

**３－１　課題発見力**
さまざまな状況に際して、問題点や課題を発見することができる。

**３－２　論理的思考力**
情報や知識を多方向から論理的に分析することができる。

**３－３　問題解決力**
問題解決に必要な情報や知識を適切に選択することができる。

**４.「関心・意欲・態度」**
人間、社会、文化などにかかわる諸問題に関心を持ち、積極的に他者に働きかけ、状況を把握しながら主体的に解決しようとする意欲を有していること。

**４－１　主体性　規律性**
人間、社会、文化などにかかわる諸問題について、自主的・自律的に学習することができる。

**４－２　働きかける力　柔軟性**
目標達成のために、他者と協力して行動することができる。

**４－３　実行力　状況把握力**
習得した知識や技能などを活用して、積極的に課題に取り組むことができる。

## 幼児教育学科の学習成果

**1. 倫理観**

自主的に学び続ける姿勢と、保育者及び支援者として適切な使命感及び倫理観を持ち、子どもをはじめ支援を必要とする人々に共感的にかかわることができる。

1-1（子ども観）

子どもの主体性を尊重することができる。

1-2（家庭・地域連携）

家庭や地域と連携するとともに社会的資源を活用する重要性を理解している。

1-3（保育者の資質）

保育者として望ましい使命感・倫理観及び共感的な態度を身につけている。

**2. 知識及び理解**

保育の本質を理解し、子どもの成長・発達及び子どもを取り巻く環境に関する確かな知識を修得している。

2-1（保育の原理）

養護と教育が一体となって展開される保育について理解している。

2-2（子ども理解）

子どもの心身の成長や発達に関する知識を有している。

2-3（文化的教養）

発達に即した児童文化財（絵本や紙芝居 等）を選択することができる。

**3. 技能及び実践力**

保育に関する基本的な技能とそれを活用するための豊かな教養を有し、子どもをはじめ福祉を必要とする人々に寄り添った保育実践と支援を行うことができる。

3-1（専門的技能）

子どもの表現活動を支援する技能を有している。

3-2（保育の計画力）

子ども及び環境に即した保育の計画を構想することができる。

3-3（保育の応用力）

子ども一人ひとりに寄り沿った保育を展開することができる。

**4. 論理的思考力**

社会問題を広く把握・理解するとともに、自らの経験や思考を言語化し論理的に説明することができる。

4-1（情報リテラシー）

書籍や新聞、インターネット等を用いて、様々な社会問題について情報を収集・分析することができる。

4-2（文章作成能力）

収集した情報及び獲得した知識・理解を用いて、論理的に思考し言語化することができる。

4-3（発表力）

自らの体験や思考を順序立てて説明することができる。

**5. 問題解決能力**

自らの知識・技能・経験を活用しながら、様々な人々と協力して社会の発展に積極的に貢献することができる。

5-1（自己省察力）

自らの知識・技能・経験を省察することができる。

5-2（課題探究力）

社会に存在する諸課題を発見し、解決策を模索することができる。

5-3（人間関係形成力）

様々な人々と協調・協働することができる。

学習意欲把握のために入学時に調査を実施し、入学後にやってみたいこと、学びたいこと、目標、卒業時の理想像、それを達成するためには何が必要と考えるかなどを記入させ、担任を中心としたゼミ別の少人数履修指導を通じ、調査票をもとに一人一人の学生と話し合いながら履修科目を決定している。これらの指導を通じ学習意欲を確認し、学科で情報の共有を行っている。

その上で授業時の学生の状況観察、授業内におけるアンケートや課題の提出、小テストの状況、発表等における積極性、授業評価アンケートによる当該科目の予習復習時間の確認、出席状況等により学習意欲を把握している。

そしてディプロマポリシー、学習成果にもとづき、すべてお科目においてすらバスを作成している。各授業科目の位置づけの確認、当該科目における到達目標の確認を行いシラバスの執筆にあたっている。すべての科目において「試験の上、単位認定を行う」ことの基本を確認し、シラバスに記載した試験方法、筆記試験、レポート、実技試験等のなかから適切な方法により実施している。試験前の 1 か月間の間にすべての授業科目において、シラバスを用い「成績評価の方法・基準」について改めて学生に説明することを教員に求めている。

そのうえで試験を実施し、到達目標、成績評価の基準をもとに作成した「ルーブリック」を用い、厳格かつ適正に評価し、単位認定を行っている。また単位認定をどのように行ったのか、学科会で各教員に説明を求め適正であるかどうかの確認を実施している。

このようにして学習成果の獲得を確認している。

(b)課題

学習成果の測定及び査定の方法については、学習成果等に基づいたシラバスきちんと作成し、シラバスに基づいた授業を展開し、成績評価行い、この集計を基本としている。今後は学生自身による自己評価を含めて定期的な査定方法を確立し、利用することが課題といえる。査定方法全体の点検を進め、必要に応じて改善策を考えていく。

全体として、学生や教職員が相互に情報共有しやすいような形で学習成果を提示し、獲得度合いをチェックし、効果的な教育・学習が可能になるようなシステムを早急に構築していきたい。

**［区分　基準Ⅱ-A-5　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］**

**■　基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価**

（a）現状

卒業生の進路先からの評価については企業説明会や求人に訪れた際に採用担当者から勤務態度を含めたその後の状況についての意見や感想を聞いている。特に幼児教育学科においては、実習の巡回指導や県内の保育士養成協議会の会議等において、卒業生に対する感想等について伺うようにしている。

毎年ではないが就職先等に対し書面で卒業生に関するアンケート調査を行っている。直近では平成 28 年度に実施しており、その結果を進路指導委員会、自己点検・評価委員会において説明している。この結果を検討中の学習成果及び学位授与の方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針の検討のための一つの資料とした。

職場が求める人材像にはコミュニケーション能力など本学の学科を超えた教育目標や学習成果と重なる部分が多く、方向性については問題が少ないことを確認した。今後も調査を充実させ、学習成果を含む 3 つのポリシーの検討に役立てていきたい。

（b）課題

今後も引き続き卒業生の進路先に対する調査を継続していきたいと考えているが、調査の設問や内容について学習成果等の視点からの検討を行っていきたい。

また、例えば卒業後 2 年経過した者を対象に、仕事を行っていくうえで必要な能力、短期大学教育の中で役立ったものなどの調査を行い、同じ卒業生がその後 3 年経過した際に同様の調査を実施し、その変化を確認し、新入社員から中堅に入ろうとする段階での意識の変化を確認しながら、その結果を学習成果等の検討に活用したい。もちろん進路先に対する調査も実施し、いくつかの角度からの検討を行いたいと考えている。

**■　テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画**

学位授与の方針については毎年見直しを行っている。引き続き毎年見直しを計画しているが、学生は結局のところ卒業要件を充足することが最重要と考えており、そこでどのような学習成果が得られているかは、意識の中では 2 番目以降となっている。学位授与の方針、卒業要件、そこから得られる学習成果、この関係性をまずはわかりやすくすることが重要であり、次にポートフォリオ等を活用し、卒業要件の充足にいたる科目の履修、単位修得の中で、どのような能力を獲得できているのか、学生自身の感想を含めて、一つのまとまりある物を構築し、両面からの点検評価を行いたいと考えている。

教育課程の編成方針についてもこれまで同様の点検を行っていく。基準のⅡ-A-5「学生の卒業後評価への取り組みを行っている」とも重なる部分があるが、社会人としての自立、社会に貢献できる人材の育成といった観点から、卒業生の調査や卒業生の受け入れ先の調査についても十分点検を行い、その結果に基づき、教育課程の編成方針を検討していく計画である。

入学者受け入れ方針については、他の二つの方針と比較しても通過速度の速い部分ではあるが、ある意味では最も重要であり、ここが教育課程編成方針のスタートであり、学位授与の方針及び学位授与、学習成果の獲得につながるところである。

入学者受け入れ方針と入学試験の関係、受験生段階の学力（高校卒業時点で獲得した学習成果）を教育課程編成方針によるカリキュラムを通じた教育で、学位授与の方針による学位の授与（短期大学の学習を通じた学習成果の獲得）までもっていくためにはどのような方針とどのような入試による学力を含めた受験生の能力を測定する方法があるのか検討していく計画である。

一方で、受験生の獲得、入学者の確保という最重要課題もあることからこのバランスも現実的な問題としては考えていかなければならない。理想的には 3 つの方針と学習成果にまつわる短期大学の活動を点検していけば、学生確保にもおのずと近づくと考えられることから、このことと現実のギャップをどのように考え埋めていくかを検討し、一度にすべてが良い方向になることは難しいことから、スピード感に欠けるかもしれないが、最重要課題から部分的に改善をし、その状況により次の改善を行っていく計画である。

**［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］**

**［区分　基準Ⅱ-B-1　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］**

**■　基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価**

(a)現状

本学の各教員は、学則第 46 条に基づく厳正な成績評価基準により、個々の学生の学習成果の評価、すなわち、各学科における教育目標の達成状況の把握・評価に努めている。各学生の学習成果の獲得状況（成績評価など）については基本的に毎週開催される学科会議や、非常勤講師との打ち合わせなどにより、教員相互に情報を共有し、組織的な学生支援と指導を行っており、全教員が履修及び卒業に至るまで指導できる態勢を整えている。

また、各学期末には全科目において学生による授業評価アンケートを実施しており、集計データが各科目の担当教員に渡される。各担当教員は、それぞれがアンケート結果に対する分析を行った上で、次年度以降の授業計画や授業方法の改善に努め、効果的なアンケート結果の活用を行っている。さらに、ＦＤ活動の一環として相互に授業参観を行う機会を設け、その報告書におけるコメントや助言を授業方法の改善へとつなげている。

言語コミュニケーション学科においては、この授業評価アンケートの結果を受け、特定の授業に限らず学科全体を通じて改善が必要な状況が見受けられる場合などについては、学科会議において結果の分析を行い、より良い授業にしていくためにどうするべきかという意見交換を行っている。

また、この学科には『日本語表現』や『スタディスキル』など複数の担当教員がいる科目が多く、担当ごとにあまり差が出ないよう授業進度や成績評価について授業担当者が定期的に打ち合わせを行っている。獲得すべき学習成果の１つであるコミュニケーション能力の育成を主な目的とする『コミュニケーションゼミ』においては、履修学生のことばによる表現力、質問力といったコミュニケーションスキルを伸ばしていくために効果的な課題、指導方法について、ゼミ担当者がこまめに情報交換を行いながら、教育方法の改善に努めている。さらに、英語関連の科目においては、各科目間での指導内容の重複や欠如を避けるため、まずシラバス作成時に担当責任者である英語科目担当の教務委員を通じて各科目担当者にその指導内容や到達目標についての十分な情報提供及び打ち合わせを行っている。そのうえで、学期の途中においても各科目の授業進度、課題の内容などについて具体的な情報交換を行い、バランスのとれた英語力のアップにつながる指導を日常的に心がけている。いずれの教員も学科の教育課程を熟知しており、ゼミ担当教員として、履修及び卒業、そして進路に至るまで学生を指導している。成績評価などを中心にした各学生の学習成果の獲得状況については、学科会議でほぼ毎回話題として取り上げており、学科全体で情報を共有しながら学生指導にあたるよう努めている。

幼児教育学科においては授業をクラス単位で行っている関係から、言語コミュニケーション学科以上に学生の状況把握がスムーズであり、加えて入学から卒業まで少人数のゼミに所属させていることから、様々な科目を通じ把握した情報を定期的に開催

される学科会議に報告し、意見交換を行い、ゼミ担任がその結果に基づき学生指導にあたり、その結果を学科会議に返すという流れで学生の学習成果を含めた状況把握を行っている。幼児教育学科においてももちろん毎学期実施される授業評価アンケートの結果分析が授業改善の要の１つとなっており、次の授業に活かすべく活用を行っている。しかしながら現在の授業評価アンケートでは、学期末に実施されているという時期的な問題もあり、その時点で行われている授業において、その時点で受講している学生に対しての指導にその結果を活かすことが難しいという問題点がある。そのため、総合的な授業評価アンケートに頼るだけではなく、即時に授業改善に反映できるような評価が学生から得られるよう、各授業科目において小規模なアンケートを行ったり、質問時間を必ずもうけたり、質問紙による双方向のやりとりを行うなど、こまめな状況把握を心がけるよう努めている。つまり、すぐに活かせる結果はすぐに授業に反映させ、じっくりと準備をして次学期、次年度に活かす結果はしっかりと計画的に反映させていく、と短期的・長期的な視点の両方から授業改善に努めている。これは両学科に共通した方法となっている。

また、こういった授業改善の試みと同時に、幼児教育学科においては学科会議を通じて授業科目間の関連性についても点検し意見交換を行っている。授業内容やその目的、課題などについて確認しあいながら、意図的に重複させるものはさせ、そうでないものは見直しを図るなど、学科全体の教育として総合的な観点から授業内容の調整に努めている。シラバス作成後のチェックなどにもこの結果を活かし、教科書などについても調整を行っている。

事務職員、特に教務関係部署が仕事の内容からいって、もっとも学習成果を意識していることにはなる。もちろん各部署とも学習成果を意識し、学生の学修成果の獲得に貢献している。事務職員は直接授業を行うことはないが、各種の相談や説明を学生に対して行うこともあり、特に学校全体の活動を通して学習成果を獲得するといった観点で考えれば、言語コミュニケーション学科の学生で言えば特にコミュニケーション能力、課題発見力、主体性、規律性、実行力といった学習成果の獲得につながることを意識しながら職務に当たっている。幼児教育学科で言えば社会人基礎力、社会貢献力などの学習成果の獲得に対する貢献度は高いと考えられる。

事務職員も両学科の学科会議の内容、現在どのようなことが検討され課題となっているのか、また法改正や基準改正など様々な情報を、メールその他を活用し共有しており、学科の教育目標の把握、達成状況も確認している。また、法の改正等については事務職員が学科会議での説明に当たり、課題や今後のスケジュールなども提案し、学科会議において教員の意見を求め、調整を図っている。これらの情報も共有している。

ＳＤ活動についても定期的に行っている。本学ではＳＤ研修参加者は事務職員とは定めておらず教職員全体としており、その点ではＦＤと重なる部分があるかもしれない。毎回ではないが、事前通告を行い教授会終了後に職員も同席し、ＳＤ研修を行っている。各学科の教育内容のプレゼンや入試方法の変更点確認のための研修、研究者の不正防止のための研修、第三者評価の基準・観点等の学習会、設置基準の学習会、授業で使える設備等の使い方研修会等を行ってきた。

事務職員が学生に対して履修から卒業に至るまでの履修指導等を含めた支援が可能かという観点については、最も自信をもって回答できる項目の一つであり、豊富な知識と経験を有し、そのことを基礎にした多様な引き出しから繰り出されるアドバイスについては胸を張って支援ができると言い切ることができる。そうはいったものの、一方でこれまでのような伝え方や支援ではなかなかうまく伝わらない学生が増えていることも確かである。学生自身が自ら考え動くという基本的な考えのもとに、一定の指導をしていく必要があり、学内のシステムは熟知していてもなかなか手ごわい問題である。

同時に教職員は学内のシステムや施設設備を有効に活用し、学習成果の獲得を支援している。図書館では専門職員が学生の授業等における課題等解決に必要な情報提供を行っており、また教員に対してはより豊かで興味深い授業となるよう専門的知識を生かしたアドバイスを送っている。このことも学生の学習成果の獲得には大いに役立っている。特に図書館では、図書館の利用に関するガイダンスを両学科ともコミュニケーションゼミ及び基礎ゼミ等の中に組み込み、ゼミの学習の一環として行い、図書館の利便性向上を図っている。

また学内ＬＡＮを用いたコンピュータの利用促進も図っており、時間外や授業を行っていない時間のコンピュータ室の開放、自習スペースへのコンピュータの設置などその活用に力を注いでいる。

(b)課題

本学では、学科ごとに定期的に教員間の情報共有や連携協力を行いながら学生の学習成果獲得に向けて責任を果たすべく努めているが、前年度の自己点検・評価においては、それぞれの学習成果について教職員全体に対して周知をしたが、本質的な理解が行き届いている状況にあるとは言い難いという課題があげられた。それを踏まえて、今年度は各学科の学習成果について、各学科会議などを通じて教職員全体で学習成果を明確に理解したうえで、より強く学生を支援する体制を整えるべく努めたが、個人の努力に頼る部分が多く、組織として効率的なシステムを構築するためには更なる見直しや点検が必要である。

事務職員については少人数であることから意思の疎通、情報共有はスムーズである。しかし、少人数であるがゆえに各人が抱える仕事量、種類ともやや多く、ＳＤ研修会を開催しても出席できない場合も往々にしてあることが課題である。もちろん資料は配布し、各人で確認しておくようにしてはいるが、改善できるよう取り組んでいきたい。同時に仕事の量、種類等のバランスの問題についても検討していきたい。

また、学生の学習成果の獲得に向けて、職務の範囲で各人が支援に努めているが、学生一人ひとりが考え自ら行動する余地を残しながら指導することが学生の将来につながり、建学の精神、教育目標の達成、大きな意味での学習成果の獲得につながると考えており、その余地すら生じないように支援を行ってしまう場合もあるのが課題である。特に、このところの多様な学習歴を有する学生、また打たれ弱い精神的な不安を抱える学生の入学も目立つようになり、その場を繕い前に歩を進めさせてしまう場合がある。このようなことが、多様な入学者の増加に伴い、今後ますます増える可能

性もある。もちろん入学者受け入れ方針の点検評価といったことが十分になされていない結果と受け止めるべきなのかもしれないが、この辺りをどのようにしていくか全体での共通認識が必要かもしれない。

**［区分　基準Ⅱ-B-2　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］**

**■　基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価**

(a)現状

本学では、学科ごとに入学時のオリエンテーションにおいて、学位授与の方針や教育課程編成の方針にあわせて各学科で学べること・学ぶべきこと、取得可能な免許・資格、授業の方法、履修登録の方法などについて詳細な説明を行っている。

特に、入学直後に１泊 2 日で実施するフレッシャーズキャンプにおいては、学生同士で交流する機会や教育課程において獲得すべき学習成果について意識させる機会を多く設けることで、改めて学習に対する動機づけを行い、それに基づいて履修科目の選択支援などを実施している。

その際には、各学科ともゼミ教員が 10 名程度の学生を担当し、学生便覧や履修登録ガイドなどを用いて学生が学習成果の獲得を意識することができるように丁寧な履修登録指導を行うよう心がけている。また、この学生便覧は家庭にも 1 部入学式で配布しており、学生に対する影響力の強い保証人にも理解が及ぶように取り組んでいる。

基礎学力が不足するとみなされる学生への支援は、個別の教員による判断で補習授業や課題を課す形で行っている。また、学生全体に対しては、基礎学力の強化を意識した科目を開設している。さらに、各学生のレベルに応じて好きな学習が可能になるセルフスタディコーナー（自習コーナー）を設け、繰り返し問題演習が行えるプリント課題を常時用意している。各教員は、担当科目のみならず、これらの自習プリントについても質問や相談に応じて解説を行い、学生の学習成果獲得の強化につながるよう積極的な学習支援に応じている。このセルフスタディコーナーには、各科目で学習する内容の応用問題プリントなども配置されており、進度の速い学生や優秀な学生に対しての学習支援を意識したものになっている。

学生の学習上の悩み相談などについては、各教員が必ずオフィスアワーを設けており、研究室などに質問に来やすい態勢を整えている。学生の状況については、相談に対する助言内容なども含めて、各学科において定期的に開催されている学科会議や、日常的な情報交換などにより、教員間で共有されている。

また、留学生の学習支援については、ゼミ教員が中心となり、定期的に声をかけて学習状況を確認し、質問に答えるかたちで実施している。ニュージーランド留学を希望する学生については、担当教員が留学前に定期的なガイダンスを実施し、留学中はメールでのやり取りを通じて学習相談に応じるかたちで学習支援を行っている。

(b)課題

本学では規模が小さいということもあり、また、特に言語コミュニケーション学科においては学科の専攻分野が多岐にわたっているため、学生の学習動機が多様である

傾向にある。そのため、学習支援については個別的な対応が中心になることが多い。これは、言い換えれば学生の学習動機によって特定の専攻分野の教員に相談が集中する可能性もあり、組織的な学習支援としてはいささか合理性にかける体制であるともいえる。特定の教員に負担が集中することなく、学生が適切な指導・助言を受けられる学習支援を組織的に実施するためにより有効な方法を検討していく必要性がある。

また、基礎学力の強化については、個別指導にとどまらず、効果的な補習授業のあり方を検討し、学習成果の獲得につながる基本的な学習支援を検討していきたい。

留学生の支援については、ゼミ担任を中心に指導をするのみではなく、各教員の専門性を活かし、適切な学習支援が行えるような組織的体制を強化していく必要性を感じている。

**［区分　基準Ⅱ-B-3　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］**

**■　基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価**

（a）現状

学生の生活支援を担当する部署として学生部及び教務学生課を配置している。組織的には学生部の傘下に教務学生課が直接あるわけではなく、言い換えれば学生指導委員会と教務学生課が名称的には適切だろうと考える。開学以来、学生部という名前を用いていることから現在もそのままである。重要な問題ではないが、名称の部分には自己点検・評価が及んでいないともいえる。

加えて、学生が抱える課題の解決に向けた相談支援のために学生相談室を設け、相談の内容に応じ保健室担当職員、心理学担当教員（カウンセラー)、事務局職員が対応にあたる体制をとっている。

学生部は教員が 6 名、職員 1 名（必要に応じ他の職員が加わり対応）で構成され、学生会活動に対する指導、支援、及び福利厚生、課外活動、奨学金、保健・健康管理他の学生に対する厚生補導面を所管している。

教務学生課は、教務部分の占めるウエイトが非常に高いことから、総務課ともタイアップし、学生部との連携をはかり、奨学金をも含めた学生生活に関する各種情報の提供、課外活動の円滑な運営などの助言や指導を行っている。

小規模校であることから、職務分担により深度の違いこそあれ、あらゆる情報の共有が行われており、教務の知識を十分に兼ね備えた職員が学生の生活上の指導に当たることが可能となり、より良い提案やスピーディーな解決につながることも多々あり、総合窓口的な役割をもはたしている。

学生支援に関する学内での連携協力体制は、関連事項が学科会議や教授会で報告されるとともに重要事項に関しては教学運営会議で審議され、指示が出される。

また学内ＬＡＮ上に教職員だけが閲覧可能な学内サイト（外部へは非公開）を設けており、学生指導上、また教育上必要な情報を共有している。しかし将来のことも念頭に置き、現在は、教務関連システムをクラウド化して、セキュリティ対策を講じ、教職員で学生等の情報を共有することを検討している。同時に学生も自身の学習履歴

や学習に関係する情報を確認することができ、例えば次の履修科目の決定に役立てることができるばかりか、履歴書等の作成にあたってもこの情報は役立つものと考えている。

学生の自治組織として「学生会」が組織され、アドバイザーとして学生部の教職員が配置され、適宜その指導を仰ぎながら基本的な部分は学生自らが意見を出し合い、その運営を行い、年間行事を計画実行し、傘下にあるクラブ活動等の活性化に尽力している。ここでも建学の精神である「自主独立」を念頭に置いた指導を心掛けている。

学生自らが各クラブ代表者、学園祭実行委員長等と予算会議を行い、各クラブ等から出される予算を担当教員と協議し、指導を仰ぎながらも、予算書としてとりまとめ、学生総会に諮って、当該年度の運営に当たっている。決算も同様であり、教員の指導、アドバイスを受けながらも、自らの力で決算書の作成にこぎつけている。課題といえば、予算を作成した者が決算時には卒業していることから、予算であっても決算であってもその時々の役員においては直接担当するのは初めてのことになることである。2年生の役員は 4 月の予算書、決算書の作成時には引継ぎ不足もあり、戸惑いも多く、教員から指導を受ける場面も多くなる。役員間で卒業前には引継ぎ会を行っているようだが、この引継ぎ会を意義あるもの、実効性のある物にしていくためには、それまでの各行事における学生同士のコミュニケーションが重要であり、そのことが年度末の引継ぎ会を有意義なものとしていく。このつながりこそが社会で求められるコミュニケーション力なのかもしれない。このことから学習成果の獲得、または定着に向けた取り組みと捉え、学生の支援を行っていく必要があると考えている。

クラブ活動面においても指導に差はあるものの、建学の精神を踏まえた指導が行われており、学習成果の一部の能力の獲得につながっていると考えられる。2 年間の短い期間であることから 4 年制大学のような上下関係は築きにくいが、学生は自らの技術の向上やクラブ内の様々な問題に対応し、チームとしてのまとまりを築くことに努力している。クラブをまとめていく力は授業だけでは得にくいものであり、これらの活動も学習成果の獲得には大きな役割を果たしていると考えられる。

学生部及び学生会の組織は以下の図に示す通りとなっており、学生部、学生会とも規程にしたがい運営が行われている。

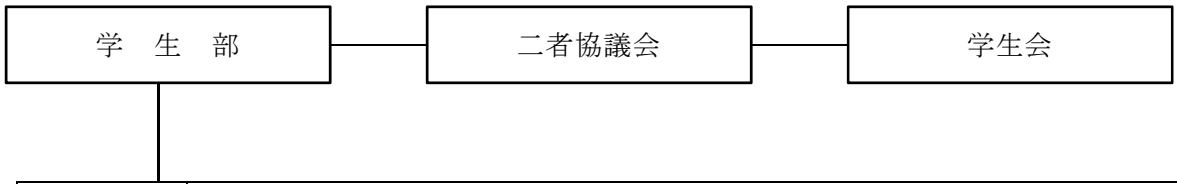


| | |
|---|---|
| Ⅰ部会 | 学生会・クラブ活動に関すること |
| Ⅱ部会 | 寮生活に関すること |
| Ⅲ部会 | 奨学生選考に関すること |
| Ⅳ部会 | その他 |

（上記以外の問題については学生部において機に臨んで処理をする。）

なお、学生会の組織は以下のとおりであり、規程に従い学生会の運営にあたっている。また、平成 30 年現在は以下のクラブが活動している。

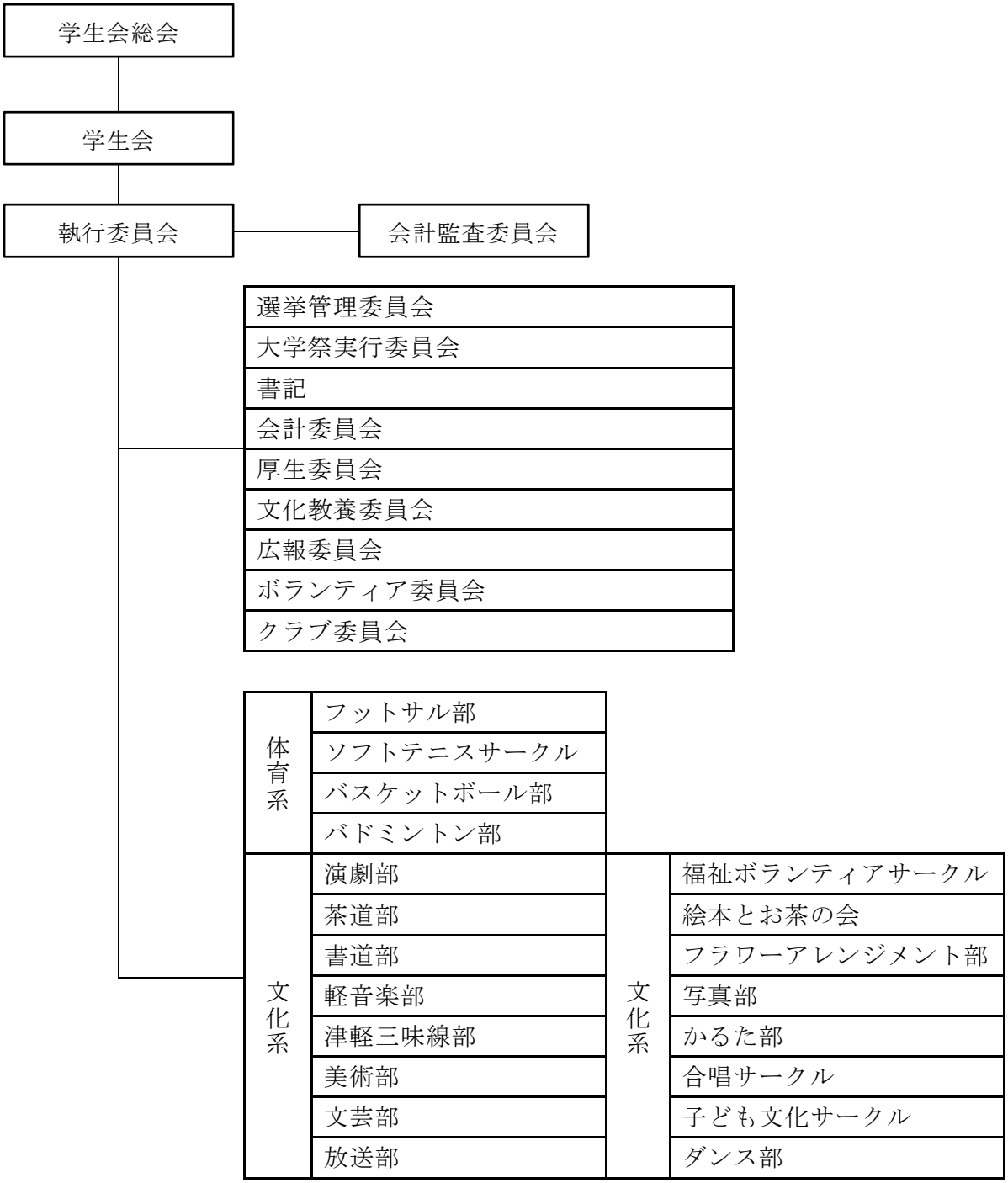


学内には学食や売店が整備されている。学食は全面ガラス張りとなっており、250 名を収容でき、学生の憩いの時間を作り出している。もちろんメニューや備品等は他の大学に及ばないものの、一面ガラス張りの向こうに見える雄大な中央アルプスの四

季折々の姿は、決してどこの学校にも負けないものであり、品数は抱負ではないが一つひとつの味で勝負しており、学生の満足度も高く、学生の要望を受けクリスマスやハロウィンなどには季節感のあるメニューも提供している。

本学では直営の学生寮と民間委託の指定寮の二つを備え、遠方の学生など宿舎が必要な学生に対し、安価で提供を行っている。また、近隣のアパート等の紹介も行っている。

土地柄自家用車での通学を希望する学生が多く、学内には 3 か所の駐車場を設け、自動車通学を認めている。本学の位置するこの地域では就職の際にも自動車の運転が可能であることを要求される場合が多く、学生時代から安全に運転する能力を身につけておくことは必須に近い状態となっている。このことからも、毎年 4 月のガイダンスに交通安全講習会を開催し、自動車通学希望の有無に関わらず全員の学生の受講を求め、特に自動車通学を希望する者には受講を必ず義務付けている。

経済的な支援制度も設けており、入試段階で経済的な不安をなくすことができればマネープランも立てやすくなることから「経済的支援奨学生入試」を導入し、経済的な支援を必要とする者に入学前に奨学金の支給を約束する入試を行っている。2 年次も経済的な状態に大きな変化がない場合、審査手続きはあるが、引き続き同システムを採用し学生の支援にあたっている。この学内独自奨学金とは別に、日本学生支援機構奨学金、小林育英会奨学金、各地方公共団体が行う奨学金、生活福祉金制度、保育士修学資金等のあらゆる奨学金の情報を保護者、学生本人に伝え、支援体制を整えている。

学生の健康面については毎年入学当初に行われる健康診断を全員が受診することを義務付けており、その結果に応じて健康指導を行っている。日常的には、保健室でメンタルヘルスケアやカウンセリングを行っている。学生相談体制も整えており保健室の職員、心理学担当教員等が当たっており、保健室における相談等で得られる情報や学生相談委員との相談の中で得られる情報を、守秘義務の問題との兼ね合いを十分に検討したうえで、今後の指導に必要と思われる情報、かつ本人にとってより効果のある支援につながると思われる情報は厳密に取り扱うことを前提に一部共有を図っている。これまでは効果のある学生支援につながっている。

多様な学生支援や施設設備等、様々な問題について、学生が意見を述べることができる意見箱を設置している。意見箱の利用における最低限のマナーとして、誹謗中傷等の禁止を学生に指導したうえで、一つ一つの意見に対して対応可能なものについては対応を図る旨を回答し、対応が困難なものについてはその理由も示し文書での回答を学内で誰もが確認することができるよう公開している。

本学にも中国、スリランカの学生がいるが、学習支援については、ゼミ担任の教員と留学生担当教員が当たり、支援を行っている。生活面は教務学生課で主にその支援を担当しており、査証の更新、その他の業務、指導を行っている。

社会人学生の学習支援についても、受け入れ段階から多様な支援を行っている。一つは短期大学の卒業を目指す社会人入学である。一定の条件を満たす者には 2 年間にわたり授業料を半額免除するなど学びやすい環境を整えている。また、科目等履修生の受け入れにも積極的に取り組んでいる。希望者の方に説明会を開催し情報提供を行

っているが、社会人の方は学習歴や履修歴も様々であり、資格取得の希望を持つ者、教養を高めるために学ぶ者などその目的は様々である。説明会では参加者一人ひとりに希望を記入してもらい、その希望に沿って説明していくことにしている。例えば、図書館司書資格取得希望者は基本的な条件（基礎資格）を満たしているのかいないのか、大卒で資格取得に必要な一部の単位を修得している者、まったく履修歴のない者、図書館法の改正以前の科目の一部単位の修得者であったり、そうでなかったりと人によってさまざまである。これらの方一人ひとりに適切なアドバイスをおくっている。保育士や幼稚園教諭を目指したいという方にも、その方の履修歴にあった助言を行っている。相談者の現在の状況では、本学における学びよりも他の学校での制度活用が有効だと考えられる場合は、そのことについても説明する。

何よりも特徴的なのは「科目等履修生の特例入学制度」を設けていることである。これは科目等履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学した場合、修業年限の２分の１を超えない範囲で、科目等履修生として本学において学習した期間を在学年限に算入できるという制度である。つまり条件が整えば、正規入学後1 年で短期大学を卒業することができるというものである。科目等履修生の柔軟な制度の一つで、一定程度の単位修得と本学における科目等履修生としての１年以上の学習期間を必要とする。法令で認められた制度であるが、取り入れている学校はほとんどない。すでにこの制度を使って卒業した社会人が何名かいる。残念なことに、説明をしても理解が十分に得られない部分もあるが、社会人に対する入試等の説明会では毎回かならず説明している。

障がい者の受け入れについては、ＳＤ研修として。実際の受け入れに当たっては、オープンキャンパスに本人、ご家族においでいただき、状況を伺い本学が可能なことと本人の希望との接点を見出す作業を行っている。このような個別の対応をもと、耳の不自由な学生を 4 名受け入れ社会に送り出している。原則としてすべての授業科目に要約筆記（状況に応じパソコンによる要約筆記や手書きによる要約筆記による支援を実施）による支援者を配置し、授業その他学生生活に必要な情報を理解するための支援を行ってきた。学内では入学前に教授会等において、状況説明と授業における注意点として、例えば可能な限り書いた資料を配布する、話すときは本人に向かって口を大きくはっきりと動かす、前の席に座らせるなどの支援策を共有し、対応を図った。同時に本人に対し病気による欠席等についてはメール等を用いた速やかな連絡を最低限行ってもらうことなどもきちんと伝え、お互いが努力して卒業を目指すことを確認した。

長期履修学生についても本学では入試段階からその希望を聞く具体的に聞く長期履修学生入試を行っている。社会人の受け入れが当初の狙いではあったが、現在は経済的な理由や学習歴の多様な学生の勉学継続に対する不安解消等の理由による活用が増加の傾向にある。入学後に通常学生から長期履修学生への変更、またその逆の変更も学期の区分に従い申し出を受け付けており柔軟な扱いを行っている。

学生の社会的な活動にも積極的に取り組んでいる。学習成果の一つに掲げられている項目の確認にも有効であるばかりか、社会に触れる良い機会となる。ボランティア活動という授業もあり、学生のこれらの活動は学校を挙げて推進しており、高く評価

している。

(b)課題

もっとも課題だと考えられる点は、先にも触れたように、十分な支援が時には自ら考え動くという主体的行動を阻害してしまうことにある。支援やサービスとは一体何か、学校における支援とは何かを教育目標や学習成果の視点を通して考えることが必要である。時と場合にもよるだろうが、学生本人の意識に刺激を与えない支援はよいことなのかどうか、様々な角度から考えて、状況判断を加味した、支援の在り方について検討していきたい。学生の力を引き出す、またレベルアップにつながる支援策を検討していきたいと考えている。

**[区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。]**

**■　基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価**

(a) 現状

本学の就職支援活動は進路指導委員会、キャリア支援室を中心に、その他の教職員が側面から支援を行っている。進路指導委員会は 7 名の教員と 2 名の職員（キャリア支援室職員）で構成され、他の教職員、ハローワーク、ジョブサポートセンター等の関連機関との連携を図りながら進路支援を行っている。

キャリア支援室では年間の進路指導計画の立案実行、就職相談、就職指導に関連する各種情報の提供、就職進路情報のとりまとめを行っており、進路指導委員会では履歴書の添削指導、面接指導、ゼミ担任との連携などを中心に行っている。

就職ガイダンスは入学から卒業までの２年間の計画に基づき 1 年次から就職決定後の卒業直前まで行われている。１年次は働くとは何か、といったように卒業後職業を中心とした生活を送ることができるよう学生の意識を徐々に変えていくための指導を行っている。自らを知ることが就職活動の出発点でもあることから自己分析の実施、ハローワークの職員の方や保育所等で専門的に働く保育士の方々等を講師に招いた講演会の実施、企業の人事担当者を招き求める人材像についてのパネルディスカッションの開催、卒業生の就職活動紹介、就活マナー講習会の実施、1 年次後半には履歴書の書き方、エントリーシートの書き方、企業ガイダンス参加、会社訪問の方法、などより実戦に近い指導を行っていく。就職内定後は礼状の書き方、ハローワークの職員の方による労働基準法をはじめとする就職後に役立つ法令等の学習会などを開催し、いつ働き始めても大丈夫といった準備態勢を整えている。

両学科とも教育課程を通じて取得できる資格以外に、さまざまな検定試験や資格取得の機会を設けており、合否に関わらず検定試験等の受験料を補助する制度を設け、資格取得を支援している。特に言語コミュニケーション学科においては多くの資格取得の機会が設けられており、対策授業も開講され、資格取得に向けた支援を組織的に行っている。

幼児教育学科では、メインである保育士及び幼稚園教諭の免許状取得のための科目が多く、その他の資格取得に向けた科目を開講することはもう一方の学科ほど容易で

はないが、キッズスポーツインストラクターなど授業の延長上に何時間かの講習プラス試験で取得可能な資格を用意し、保育士、幼稚園教諭の幅を広げ、進路につながるよう支援を行っている。

言語コミュニケーション学科の就職先は、カリキュラムの構成上の影響もあり多岐にわたる。傾向をつかみにくい状況にはあるが、過去の卒業生の就職状況を分析、また就職試験や面接試験の内容についても受験した学生から聞き取り、企業の行う就職試験や面接の傾向等を分析し、次年度の学生の進路指導に活用している。

幼児教育学科においても各園や市町村ごとの出題傾向や、面接、実技試験の内容、内定を勝ち取った学生の状況を分析し、次年度の学生の進路指導に活かしている。ただし、長野県の場合、特に保育所はほぼ公立しかないため、公務員試験を突破することが重要となる。このことから保育士模擬試験の実施や公務員対策講座を開講し、支援を行っている。公務員対策講座は言語コミュニケーション学科でも実施しており、土曜日の午後、夏休み試験直前対策講座、秋からの１年生対象の実力養成講座の開講など、年間を通して支援を行っている。また、基礎学力の向上に向けて、公務員対策授業を取り入れている。

４年制大学への編入指導は履修相談の時から始まっており、可能な限り早めに志望大学を絞り、その大学学部等に合わせた履修登録指導を行うなど、早い段階から支援を行っている。また、課外に編入学希望者を集めたガイダンスを実施、編入学の担当者を設定し、個別相談も行っている。編入学希望者は言語コミュニケーション学科のほうがやや多い傾向にある。

留学についても、本学ではニュージーランドのクライストチャーチにあるカンタベリー大学と交流協定を締結し留学制度を行っている関係から、ニュージーランドへの留学希望者の支援については一定の経験を持っており、言語コミュニケーション学科の国際交流担当教員が対応することになるが十分な支援を行うことが可能となっている。

（ｂ）課題

進路関係の支援体制は少人数でおこなっていることから十分とは言えないかもしれないが、及第点ではある。それは両学科の就職率にも表れており、幼児教育学科については設置以来 100%に届かなかった年の方が少ない状況である。言語コミュニケーション学科は 100%に到達したことはないものの、例年 95%を超える就職率を誇っている。幼児教育学科の 100%に満たない年も同様であり、97%、98%程度の高い就職率となっている。

課題を挙げるとすれば、なかなか自分の進むべき道を決められない学生、行動を起こすことのできない学生、アルバイトでもいいと早い段階で決めてしまう学生が、少しずつだが増える傾向にあることだ。これまでの支援体制で通常の学生は働くことへの意識転換をし、今何を行わなければならないのかをアドバイスを受けながらも自らの頭で考え対応していくことから問題は少ないとみている。

ただし動かない、動けない学生に対する支援はまた別のものとして、個別に行わなければならない。ゼミ担任、キャリア支援室、学科進路担当教員等が協議し、様々な

方法で多方面から指導に当たるが、それで動き出す学生もいる一方で、重い腰をピクリともさせないものもいる。この辺りの指導をどう行っていくのか、結果として学習成果の一部が獲得できていないのかもしれないとの判断も頭をよぎる。

このような学生に対する支援体制についても今後ＳＤ研修等の中に取り入れ、指導する側のレベルアップも図らなければならないと考えている。

**［区分　基準Ⅱ-B-5　入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。］**

**■　基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価**

（a）現状

本学では、毎年学生募集要項を作成し、その 1 ページ目に「建学の精神とアドミッションポリシー」を掲載し、文字通り建学の精神から言語コミュニケーション学科のアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針)、幼児教育学科のアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）にいたるまで明確に示している。

この入学者受け入れの方針等については本学が開催する高校教員対象大学説明会においても詳しく説明し、また本学の行うオープンキャンパス等における入学試験に関する説明の中で詳細にわたる解説を行い、周知を図っている。

また平成 28 年度の学生募集からは、それまでの入学者受け入れの方針や募集要項の自己点検を行い、アドミッションポリシーと入学試験の関係についても明記した方がよいとの評価結果を受け、二つの関係を明らかにし記載することにした。

入試広報は入試広報委員会と入試広報室（兼務）によって広報業務と学生募集の主要部分を担っている。前年度の入試広報等の詳細を分析し教学運営会議において協議を行い、そのうえで入試広報委員会にその内容を報告し入試広報委員会としての分析も加えて、次年度の広報計画を立案する形になっている。

入学選抜試験はＡＯ入試、長期履修学生入試、推薦入試（指定校制、公募制（平成 30 年度入試から自己推薦制))、奨学生入試（経済的支援、学業、ニュージーランド留学奨学生)、一般入試、外国人留学生入試、社会人入試などの多様な選抜試験を実施している。いずれの入試も、学校教育法、学校教育法施行規則等の法令及び毎年文部科学省から公表される大学入学者選抜実施要項に基づき公正かつ正確に実施している。

入学手続き者に対して、その手続き時期に応じて、どこから参加しても困らないよう配慮した入学前準備授業を 12 月、2 月、3 月の 3 回に渡って行っており、その目的、入学前に身につけておきたい能力、入学から卒業に至るシステムの理解、資格取得についてなどの説明を行っている。

2 月の入学準備授業では保護者対象の説明会を開催し、入学から卒業までの学納金納入の流れ、授業科目の履修から卒業までの流れ、単位修得の仕組み、奨学金制度について保護者に説明し理解を求めている。特に日本学生支援機構の予約奨学生については入学時特別増額貸与等の部分を含めかなり詳しく説明を行っている。高校時代に情報があまり多くない中で日本学生支援機構の奨学金を申し込んでいる者もおり、入学前に受け取ることのできる「ろうきんのつなぎ融資」や、そもそも入学時増額貸与の手続についてもあまり理解していない方もおり、入学前に手続きを済ませておかないと貸与が行われないものもあることから十分な時間を取って説明をしている。

同時に、入学後すぐに対応しなければならない履修登録やそのことに関連した教科書購入、学割や定期券の購入、学校生活でのけケガなどへの対応、学生教育研究災害傷害保険、その他学生生活の詳細に至るまで説明を行うと同時に「短期大学ガイド平成 29 年度」という小冊子を入学前に配布しており、説明と冊子を確認することで、不安を少しでも少なくして入学できるよう配慮を行っている。

(b)　課題

入試広報面ではＩＴを駆使した広報が重要となっているが、そのことに対する対応可能な教職員の配置が課題である。何人かはいるが、本学で取り扱うホームページだけでも無料のものを含め 10 件ほどあり、常に情報を最新にしておく必要があり、加えてメールやＬＩＮＥ、ＳＮＳを駆使して情報発信を行っていかなければならない。

学校の公式ホームページは昨年更新し、これまで一人が他の業務と兼務する中ですべての更新を行ったが、最新の学校の情報を提供する部分については、ホームページ更新講習会に参加した者は誰でもが更新可能となるようにシステムを変更した。ただし、他の業者や協会、私学事業団、地域のホームページもあり、更新業務はなかなか大変である。

また、平成 30 年度入試では幼児教育学科が大変苦戦を強いられた。入試データ等の分析や新たな広報活動の展開、その前提となる教育活動の充実と学生による学習成果獲得に向けての支援、卒業後の進路といったものを総合的に、しかも早急に検討する必要がある。

**■　テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画**

学習成果の獲得に向けた様々な支援を組織として効率的に行う必要があり、両学科とも学科としてのよりよいシステム構築を目指して更なる見直しや点検が必要である。このために本年度中に自己点検・評価の観点を参考にそれぞれの立場で自己点検を行い、そのうえで現在行っている具体的な支援方法を上げ、他部署との関連を含め、何をどのように行うことが良いのかを見直すこととする。さらに一つ一つの担当者として適切な人材を配置し、部署と部署の境目の取り扱いについても定め、定期的に協議を行い、組織として学生支援にあたることとする。必要に応じ、現在の組織を改編していくことも考え取り組むこととする。

事務職員が少人数であることによるマイナス部分は許される範囲で見直しを図ることとし、精神面でやや不安のある学生への対応に特化したＳＤ研修を開催し職員のレベルアップをはかることとする。同時にＩＴを駆使し、学生の情報（学習歴やその他）を誰もが確認しながら、対応可能になるようなシステム構築を図る計画である。

組織的な学習支援についてはゼミ担任による学習支援を第一とするが、学科会議で十分な話し合いを行った上で、計画を立て定期的に支援や相談を受ける場を設定することが必要である。オフィスアワーもそうだが、業務により不在の場合の対応などについても検討しておく計画である。

基礎学力の強化については効果的な補習授業のあり方を検討し、学習成果の獲得に

つながる基本的な学習支援を検討していきたい。

留学生の支援についてはゼミ担任をまじえた専門的に対応する３名程度の教職員による組織をつくり、適切な学習支援が行えるように環境を整備することとする。

建学の精神や学習成果を踏まえた学生の力を引き出す、またはかさ上げする支援の方法については、ＳＤ研修やアンケート等を実施し、教職員一人ひとりの持つ能力アップを図り対応したい。

先にも触れたが精神的に不安のある学生の指導は学習支援にとどまらず、進路指導の面、その他の面についても大きな課題となっている。まずは徹底した学生の情報共有をはかり、だれもが対応する前にその学生の情報を確認できるようなシステム構築が必要であり、そのうえでＳＤ研修を行い、そのような学生への対応を専門的立場からの説明を受けながら、学び、対応を図る計画である。この部分は一度に解決できるものではなく、地道な努力が必要だと考える。

入試広報面では、教職員が一定の技術に裏打ちされた情報発信力を身につける必要がある。技術部分の向上は事務作業の効率化へとつながり、新たな取り組みへと転化できる可能性がある。ＩＴを使った広報はタイムリーであり、かつ有益と考えるが、それを活かすための能力を誰もが一定程度に保つ必要があり、このための研修を計画的に行えるよう改善する。

平成 29 年度入試では幼児教育学科が大変苦戦を強いられたことから、総合的に幼児教育学科の力の向上を図る必要があり、現在、広報活動の改善、基礎学力向上に向けたプログラムの実施、実習成績の分析等を行っており、入試結果の改善に向けて歩みを始めたところである。

## ■　基準Ⅱ　教育課程と学生支援の行動計画

学習成果の獲得に向けた支援を組織として効率的に行うために、教務システムのクラウド化を検討し、学生情報の共有を図る。学生は、常に自らの学習状況を把握できるよう教務システムにポートフォリオを組み込みたいと考えている（現在は紙ベースで実施)。学生は学びの履歴を常に確認することができ、自分の強み弱みを把握し、その上で学生生活、さらには進路に向けて活動できるようにしていきたいと考えている。

同時に教職員はクラウド上にある学生が確認したものと同一の情報に加えて教職員のみが閲覧可能な面談記録、成績などの情報を含めて学生を多面的に把握し、これらを基にきめ細かな支援を行いたいと考えている。導入についてはこれからも業者との協議も行っていく必要があり、使い勝手の良いものにしていきたいと考えており、導入後の活用が最重要課題となることからそのための研修会をＳＤ活動として行っていく考えである。

組織的な学習支援については、各授業において図書館の活用をすすめ、その機能を一定程度理解させることで、授業以外の面でも学生が図書館を活用し、準備のための学習を行っていくことができるようにする。そのためには、教職員がまずは図書館の利用法について理解する必要があり、そのための学習会も検討していく考えである。

同時に個別の学習支援についてはゼミ担任による支援を第一とするが、学科会議で十分話し合いの上、ゼミの枠を超えた複数での対応、学科として専門職員をまじえての対応も行っていく考えである。オフィスアワーも行ってはいるが、業務による不在の場合の対応などについても検討しておく計画である。そのうえで適切に情報の共有を図ることが重要になることから、教務システムの活用と学科会議等における意見交換の機会を増やしていく考えである。

同時に基礎学力の強化を図るために入学直後に行われる国語、英語等に関するプレイスメントテストやその後のレベルチェックテストの結果、授業をとおしての学力の定着度合いを確認し、効果的な補習授業のあり方を見つけていく。現在は基礎学力の向上と就職対策の両面から公務員対策講座を課外に実施し、高校までに身につけておくべき内容について当該講座において学習する機会を設けている。これは両学科共通に行っているものだが、言語コミュニケーション学科においては日本語検定試験実施前に何回かの補習授業を行っている。また、幼児教育学科においては実習ノートの記載にあたって最低限必要な、またはよく使う漢字等についての学習の機会を設けている。これらを教員個人の努力に頼るのではなく、在学する学生の状況を把握し、必要な能力の増進に向けて、学科としてどのように取り組んでいくのかを検討していく考えである。

留学生の支援については、学習面からの支援としての基本的な日本語力のさらなる増進、アルバイト先の紹介や斡旋、ビザ更新等に関する支援を含めた組織をつくり、適切な指導を行っていくこととする。

精神的に不安のある学生の指導は今後ますます大きな課題となってくる。徹底した学生情報の共有、保証人（親）をも含めた情報の共有を図ることが大前提である。学生相談にあたるのが常に専門的立場の教職員だけではないことから、教職員の知識や対応力のレベルアップが必要になる。日本学生支援機構等の研修会への参加や県内で行われるメンタルケア等の研修会への積極的参加を図るなどして、対応を図っていきたいと考えている。

同時に障がい者差別禁止法の施行を受け、学内においても情報共有を図ってはいるが、本学では物理的に対応がやや難しい部分もあることから、お互いの率直な意見交換に基づき対応可能なものについては対応していく考えである。

◇　基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

本学にはエレベータが設置されておらず、斜面に位置していることから、階段が多くバリアフリー化がすすめにくい状況にある。構造上やむを得ないものであり、そのため障害の状況によってはこれまでも受け入れているが、支援が困難な場合がある。

**【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**

**■　基準Ⅲの自己点検・評価の概要**

各学科の教員組織については、教育課程の編成方針に基づき配置されたカリキュラムに基づき専任教員及び非常勤教員からなる教員組織を編成しており、短期大学設置基準に定める職位と人数を充足している。また、この教員組織は保育士養成施設の指定基準や幼稚園教諭二種免許状取得のための課程の基準をも満たしている。

教員の採用、昇任は「教員資格審査規程」及び「教員資格審査規程取扱い内規」に基づき、教員資格審査委員会が厳正な審査を行い、学長の決定、理事会の承認を経て採用等を行う仕組みとなっている。

課題は、両学科とも年齢構成のバランスがやや崩れている点にあり、今後の採用計画において是正していく必要がある。

専任教員の研究活動については、まずは研究者としての倫理面及び研究費等の不正使用防止の両面の指導を行った上で、研究に取り組んでもらうこととしている。倫理面は「研究者の不正行為防止対策に関する基本方針」「信州豊南短期大学研究活動上の不正行為等防止規程」等に従い、また不正使用防止の面では「信州豊南短期大学における公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」「信州豊南短期大学における公的研究費の不正使用への対応に関する規程」等に基づいて研究に取り組むよう周知を図っている。毎年研究紀要を発行しており、この紀要には専任教員ばかりでなく、本学で教育に携わる非常勤講師にも投稿を呼びかけ、研究成果発表の場として活用されている。

専任教員には一人１室の研究室が整備され、研究費も毎年支給されている。専任教員の論文掲載がやや停滞した時期もあったが、自己点検・評価の結果を受け、このところは多くの専任教員が研究成果を発表している。また科学研究費への応募も近年増加しており、採択につながっている。

ＦＤ活動にも取り組んでおり授業評価アンケートはもちろんのこと、授業参観を両学科で実施している。3 年位前までは自己点検・評価委員や教務委員が中心となって授業を参観し報告書の作成を行っていたが、現在は学長、両学科長、関係科目の担当者、教務委員、自己点検・評価委員等々だれもが参観を行うことが可能な状況となっている。この授業参観は専任教員だけを対象としたものではなく、非常勤教員に対しても実施している。課題としては、研究授業としての実施ではないことから、終了後の意見交換等は行われておらず、事後に報告書による情報交換を実施しているのみである。自らの授業への取り組み、工夫している点、学生の理解度の確認や疑問への対応、準備学習の時間をどのように確保しているのかといったような点を踏まえた研究授業が必要と考えている。

事務組織については少人数であることから、専門的業務を除き誰もがすべての業務に一定のレベルでの知識を持っている。しかし、責任体制は明確となっており問題はない。またそれぞれが専門的な職能を有している。

基準ではＳＤ活動を事務職員の活動としてとらえているように見受けられるが、本学では教職員の能力向上のためと位置づけ、教員も職員も併せて行っている。ＳＤに関する規程は整備されているが、実際には一つのまとまりある物を継続して研修を行

うといった形は現在のところ採用しておらず、その点ではバラエティに富んでいることから、見方によってはまとまりがないのかもしれない。具体的には、高大接続等のホットな話題から教員の研究活動に関する倫理面の規程や研究費の管理に関する規程等の学習会、両学科の学びの共通理解のための学習会、設備の利用研修会など多岐にわたる。

人事管理については信州豊南短期大学の就業規則に基づいて行われている。教員の出退勤は授業や業務、研究活動に支障がない範囲で行われ、週の労働時間が 40 時間を超えるような時があっても、年間を通じた変形労働時間制を採用しており、年間を通じての週当たりの労働時間は法令を超えないこととしている。職員は 8 時 30 分から 17 時までの勤務としている。教職員の採用昇格は規程に基づき適正に行われている。職員も年齢構成のバランスが悪い点が課題であり、今後の計画を踏まえた改善が必要である。

物的資源の整備・活用については、校地、校舎面積とも設置基準を上回る面積を有しており、適切な規模の運動場と体育館を有している。自然豊かな斜面を利用したキャンパスとなっており、この環境を活用した信州豊南短期大学ならでは、といった自然体験活動といった授業も行われている。

一方で斜面に立地していることから、傾斜地をうまく活用したキャンパスではあるが､残念なことだが障がい者への対応といった点ではやや難しい部分もある｡しかし、ハード面の改善が難しいことから、ソフト面での支援の充実により耳の不自由な学生への対応をではこれまでも多くの実績を上げている。

教育課程の編成方針、教育目標の達成、学習成果の獲得のために必要な講義室、演習室、実習室等を配置し、通常の講義室には電子掲示板機能を有したプロジェクターを設置し、アクティブラーニングにも対応可能としている。ＡＶ機器も設置し、パソコンを用いた授業、ＤＶＤ等の映像教材を活用した授業が可能となっている。クリッカーも用意しており、多様なアクティブラーニングへの対応も可能となっている。

図書館には蔵書数、学術雑誌等の数も十分に用意し、シラバス記載の参考書を蔵書として配備するなど授業との関連性も重視した内容となっている。選書等については図書館・情報設備運営委員会を中心に行っている。

課題としては図書館がやや手狭なこと挙げられる。また、教室等に配置された設備を活用したパワーポイントを用いた授業は行われているが、それでも本来持っている機能の大半が使用されていないことも課題の一つである。今後は授業をより豊かにする機器の活用にむけたＦＤ、ＳＤ研修の充実にも取り組んでいきたい。

施設設備の維持管理については、固定資産管理規程等の諸規程に基づき行われている。災害等への対応は「消防計画」「防護計画」を策定し、対応を図っている。学生に対しても卒業までに必ずＡＥＤの使い方講習会、心肺蘇生法講習会を開催し、参加するよう指導を行い災害等へのソフト面での対応を図っている。

学内ＬＡＮについてはファイアーウォールを設置し、かつセキュリティソフトを導入し対策を行っている。また、不正なメールに対する注意喚起を行うなど学内のウイルス感染防止に努めている。コンピュータのより有効な使い方、授業の改善に向けた講習やホームページを通じた情報発信に向けた講習は実施しているが、セキュリティ

対策の講習は実施していないため、ますます巧妙になり、複雑になるウイルス等の侵入、感染を未然に防ぐためにはＳＤ研修として取り入れる必要性を感じている。

技術的資源の整備については、授業科目に応じた施設、調理実習室、ピアノ練習室、コンピュータ教室を整備し、コンピュータの活用については専門業者からのアドバイスも受け充実を図っている。ソフトウエアについても毎年契約を更新し、教職員及び学生が自由に使える環境を整えている。希望があれば学生個人のパソコンにもインストールが可能な契約を行っている。

これらのソフトウエアや機器の使用について学生には授業の中で丁寧な指導を行い、教職員に対しては講習会を行っており、その他適切にアドバイスを行うなどして、各人の能力向上を図っている。　教職員には一人１台のコンピュータが配置され、また貸出用のノートパソコンも整備されている。クリッカー等の機器も整備されているが、整備されている機器を十分に使いこなせていないことが課題である。

資金収支については、教育活動資金収支差額の黒字が続いており円滑に推移した。（平成 28 年度 204,696 千円、平成 29 年度 116,501 千円、平成 30 年度 54,755 千円）

借入金は、平成 28 年度に新校舎建築資金として（財）東京都私学財団から 1,000,000 千円の借入れを行ったが、約定弁済については特定資産も十分に確保されていることから、当面の資金繰りに懸念は見あたらない。

財的資源の実態把握、財政計画については、3 年前に中期計画を立てその計画に基づき進めているが、昨年度から予想以上に幼児教育学科の学生確保に苦慮しており、早急な見直しが必要である。現在の学科を維持し、定員の問題等も含め検討を行う計画である。財務情報はホームページを通じ公表している。課題は、学生確保であり、そのための見直しを行っていく。

**［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］**

**［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］**

**■　基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価**

(a)　現状

各学科の教員組織については、教育課程の編成方針により配置されたカリキュラムに基づき、専任教員及び非常勤教員からなる教員組織を編成している。言語コミュニケーション学科は学科長を含め８名の専任教員と17名の非常勤教員から構成されている。職位別では教授が４名、准教授が１名、専任講師が３名となっている。幼児教育学科は専任教員が９名、非常勤教員が16名で構成されており、職位別では教授３名、准教授１名、専任講師３名、助教２名となっている（平成30年５月１日現在)。教員組織は短期大学設置基準に定める教員数等を充足している。当然のことだが幼児教育学科においては保育士養成施設の指定基準や幼稚園教諭二種免許状取得のための課程の基準をも満たしている（平成３０年度中に両方とも認定された)。

教育課程には教育課程の編成方針、学位授与の方針、学習成果等の観点から、キャリア支援等の実践的科目も相当程度配置されており、当該分野には県内外の現場で実践を積まれ、活躍されている方を非常勤講師として委嘱し、教育に当たっている。

教員の採用、昇任は「教員資格審査規程」及び「教員資格審査規程取扱い内規」に基づき、教員資格審査委員会が学位、教育実績、研究業績等の審査に人物評価を加え厳正に審査を行い、学長に審査結果を報告するシステムとなっている。学長は信州豊南短期大学学則第16条の（4）号に従い教授会に諮り、審議を経て、決定する。その後速やかに理事会に上申し、採用等を行う仕組みとなっている。

なお、非常勤教員についても「教員資格審査規程」及び「教員資格審査規程取扱い内規」を準用し、採用を決定する仕組みとなっている。

(b)　課題

現在の専任教員の年齢構成は60代以上が35%、50代が24%、40代が23%、30代が18%の構成となっている。55歳以上の教員が約60%を占めている。5年前から年齢構成、職位に偏りがなくなるよう教員の採用計画を立て、計画に基づき採用を行ってきた結果が現在の状況であり、55歳以上の教員が半数以上を占めている現状はあるものの、30代、40代の教員が40%を占めるようになったことは、一定の成果があったものとみている。

ただし、若手教員と60代以上の教員は幼児教育学科に多く、幼児教育学科には中間層が欠けていることが課題であり、次の採用等にはそのことに対する十分な配慮が必要である。

両学科とも准教授が１名ずつとなっており、教授が退職した場合の職位バランスには問題が出る。このことについても想定の範囲であり、今後の採用計画及び各教員に対する教育研究の実績を積むよう学長から指導を行っており、両面から改善を図っていく計画である。

**［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］**

**■　基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価**

(a)　現状

本学の教員は大枠でとらえれば 60 代以上の教員は実務型がやや多く、それ以下の年齢の教員は大学院での研究生活を経て本学に着任した者が多い。

50 代以下の教員は着任以前から本学での担当科目に関係する分野での研究成果発表の経歴を持っており、現在も引き続いて論文発表や学会発表を行っている。60 代以上の教員はこれまでに相当程度研究成果を上げている者、もしくは実務面での高い評価を得ている者が多く、すでに一定の成果を上げている者が多い。しかし、本学着任後も、教育課程編成方針に基づくカリキュラムにより担当をまかされた授業科目に関連する分野の研究活動に積極的に取り組み、知見を高め、その成果の一部を学内紀要等に論文として発表している。

採用時に、採用する専任教員と本学で担当予定の授業科目との関係を十分検討したうえで採用していることから、当然ではあるが、専任教員の研究活動は担当授業科目に関連するものが多く、教育課程の編成方針に沿ったものとなっている。また、学長から教授会等において研究成果を授業に活かすといった観点から、担当する授業科目の内容をより豊かで魅力あるものにするための研究活動を行ってほしいとの指示が日頃から行われていることも一因だと考えている。

教員の研究活動は本学のホームページで公表しており、研究論文は毎年発行される研究紀要で発表している。また、ある期間は科学研究費補助金等への外部資金の応募がない時期もあったが、教員の年齢構成の改善に向けて教員採用に取り組んできたこともあり、新規採用時に教育を支える研究の重要性、外部資金獲得に向けた話も含めて採用していることから、ここ数年若手教員を中心に毎年応募しており、本年度も採択を受けている。

専任の研究活動についての規程整備は、直接的には外部資金への応募が引き金にはなっているが、研究者としての倫理面については「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき「研究者の不正行為防止対策に関する基本方針」を定め、基本方針に従い「信州豊南短期大学研究活動上の不正行為等防止規程」を定め、文部科学省等からの資料とともにＳＤ研修の中で教員に周知している。

また公的研究費の管理面については「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）及び（平成 26 年 2 月 18 日改正)」に基づき「公的研究費使用に関する行動規範」、「公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」、「公的研究費の不正使用への対応に関する規程」、「公的研究費内部監査規程」、「公的研究費 内部監査マニュアル」、「公的研究費等の不正使用等に関する懲戒規程」、「公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」等を定め、これらの規程に基づいて行われており、研究活動は担当する授業科目等を通じた教育活動を支える重要な取組と位置づけている。

専任教員一人に１室の研究室を用意しており、パソコン等の必要な設備を配置して

いる。専任教員に対する研究費は毎年一人年間 200,000 円（研究旅費含む）が支給されている。また原則として週２日の研究日を設け、研究時間の確保に努めている。

ＦＤ委員会規程を整備し、ＦＤ委員会を中心に活動にも取り組んでいる。委員長は学長が務めており、委員として両学科の教員及び職員が配置されている。授業評価アンケートはもちろんのこと、授業参観を両学科で実施している。３年前までは自己点検・評価委員や教務委員が中心となって授業を参観し報告書の作成を行っていたが、現在は学長、両学科長、関係科目の担当者、教務委員、自己点検・評価委員等々だれもが参観を行うことが可能な状況となっている。この授業参観は専任教員だけを対象としたものではなく、非常勤教員に対しても実施している。

教室等に整備された設備の利用法、活用方法についてもＦＤ活動の一環として研修会を行っている。ＳＤ研修会と銘打ってはいるが、5 月に言語コミュニケーション学科、幼児教育学科の教育内容の特色、入学者受け入れ方針から学位授与の方針を含む内容を各学科にプレゼンテーションを行ってもらい、学科の教育内容、3 つのポリシーなどの再確認も研修として行っている。この研修会を通じあらためて教育目標等を確認することで、各授業をとおした学習成果の獲得に向けて今一度取り組み直すよい機会となっている。

本学ではすべての委員会に事務職員も所属しており、その時点で他部署との連携を図ることができるように配慮している。また小規模な短期大学であることから各部署との連携はかなり取りやすいと考えているが、漏れも考え得ることから、教授会における委員会ごとの定時報告を義務化するなどの補う方法についても検討している。

（b）　課題

課題としては教員の職位、年齢構成のバランスに配慮していくことがあげられる。まもなく定年を迎える教員も一定程度いることからさらに計画的な採用や昇格等について検討を加えていく必要がある。いずれにしても規程に基づく厳正な審査が前提となることから採用時の点検、昇格に向けた現に在職する教員への指導が求められる。

研究活動における研究者の倫理面の方針や規程は整備し周知をはかってはいるが、教職員の数も多くないことから研修会等の実施には労力を要し、年に 1 回程度しか開催できていないのが現状であり、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」などを活用し、周知を図っていきたいと考えている。

ＦＤ活動については研究授業としての実施ではないことから、授業参観終了後の意見交換等が行われておらず、事後に報告書による情報交換を実施しているのみである。自らの授業への取り組み、学習成果の獲得に向けて特に工夫している点、学生の理解度の確認や疑問への対応、事前に学習時間をどのように学生に確保させているのかといった点を踏まえた研究授業が必要と考えている。

**［区分　基準Ⅲ-A-3　学習成果を向上させるための事務組織を整備している。］**

**■　基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価**

(a)　現状

事務組織は「信州豊南短期大学学則」「信州豊南短期大学組織規程」「信州豊南短期大学事務管理規程」に基づき整備され、業務が行われている。総務課、教務学生課（図書館、キャリア支援室、保健室含む)、経理課という構成になっており、事務局長、事務局次長、課長、課長補佐、係長、主任といった職制で構成されている。全体でも 10 名足らずの少人数である。事務局長は理事長、学長の命を受け、所管事務を管理し、所属職員を指揮監督する立場にある。

少人数であることから他の部署の仕事も一望できる環境にあり、誰もがすべての業務に一定のレベルでの知識を有している。もちろん担当は決まっており、直接的には担当者が業務を行っていくが、担当者が不在の時など、特に学生に対する対応は行き違い等の生じない範囲であることを確認の上、他の者でも対応可能となっている。このような対応を行ってはいるが責任体制は明確となっており問題はない。

職員は文部科学省や日本学生支援機構、日本私立短期大学協会の行う研修会等に積極的に参加し、専門的職能を身につけている。法改正等についても文書ですべての教職員にその都度情報提供を行い、大学の今を取り巻く環境についての理解を深めてもらっている。また、日本私立短期大学協会の教務運営の手引きを配布し、教務関係以外の担当者においても、仕事を処理していく際の重要なバイブルとしての使用を勧めている。

事務職員には一人１台のパソコンを配置し、ネットワークでつなぎ、これらを使い事務の効率化を図っている。その他にも備品等が整備され、必要に応じ更新や補充が行われている。情報セキュリティ対策としてはファイアーウォールの設置、学内すべてのパソコンにセキュリティ対策が施されウイルスの侵入を防いでいる。また、不審なメールやさまざまなウイルスについてはその都度、全教職員に情報を提供し、共有をはかり侵入の防止を行っている。

ＳＤ活動の規程は整備したばかりではあるが、整備以前から必要に応じ研修を行っている。見方によっては計画性がなく、とりとめのないものに映ってしまうかもしれないが、第三者評価の基準についての学習会、高大接続等のホットな話題から教員の研究活動に関する倫理面の規程や研究費の管理に関する規程等の学習会、両学科の学びの共通理解のための学習会、設備の利用研修会など多岐にわたる。ただし、ＳＤ 研修会の対象は事務職員だけに限ってはおらず、対象者は教職員としている。

事務職員は少人数であることから常に業務の見直しを行い、効率化に努め、生じる時間を他の業務に活用したり、学生支援の時間としたりできるよう心掛けている。事務職員も必ず委員会に所属しており、情報の共有が速やかに行われている。

(b)　課題

このところは高等教育機関を取り巻く環境の変化が目まぐるしく、かつ長野県内の大学もここ 2 年程度の間に大きく変わってきている。これらへの対応のために獲得しなければならない知識量や情報量は増えるばかりである。

精神的な問題を抱える学生も増えており、学生指導にもこれまで以上に力を注がなければならない。進路指導等においても、能力的なものに問題はないが、自ら動くことにためらいを持つ学生がやや増えており、少人数の事務職員体制であることからやや多忙を極める結果となっている。このことはある意味では学生に建学の精神が浸透しておらず、また学習成果の獲得に至っていないとも映る場合がある。その意味でも学習成果は学校を上げて学生が獲得できるようにしていく必要がある。職員も学習成果を常に意識し、学生に対応していくことが求められる。

なお、事務職員の増員は難しい面もあることから、単純業務やＩＴ等を用いて効率化を図ることが有効な業務については、その促進を図ると同時に、使いこなすことができるよう職員全体のレベルアップを図っていく必要がある。

**［区分　基準Ⅲ-A-4　人事管理が適切に行われている。］**

**■　基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価**

(a)　現状

本学に勤務する教職員は就業規則に基づいて勤務し、それぞれの業務に取り組んでいる。教育職員、事務職員とも変形労働時間制を採用しており、教育職員は１か月を単位とした変形労働時間制、教育職員以外の職員は年間をとおした変形労働時間制を採用しており、それぞれの単位において週の労働時間が 40 時間を超えない勤務となっている。就業規則は学内サイトに掲載し、教職員は確認できるようになっている。

勤務時間は、教育職員以外の職員の場合、8 時 30 分から 17 時を原則としており、土曜日は隔週を休みとしているが業務に応じた対応をとっている。ただし先にも記載したように年間を通じた変形労働時間制をとっていることから、当該単位で週 40 時間を超えることはなく、勤務時間の管理はタイムカードによって行っている。

教育職員は授業を 5 時限の 17 時 50 分まで設定している関係もあり、8 時 30 分から 18 時 30 分の間で授業や学生指導等に支障のない範囲でのフレックスタイム制としており、タイムカードによって管理を行っている。

その他、育児休業規程、介護休業規程等を定め、就業規則同様学内サイトに掲示しており、閲覧が可能となっている。しかし、その状態にならない限りあまり確認はされないことから、必要に応じ個別に説明し、対応することとしている。

(b)　課題

事務職員は総じて年齢が高く、バランスとしては決して良いとは言えない。教員の採用は計画的に行われているが、事務職員については補充する傾向が強く、また新人研修等を行い１人前の職員に育てている時間もないことから、即戦力となる一定の社会経験、または学校等での経験を有する者を補充採用し対応している関係でこのような結果となっており、この点が課題である。

学校運営や教育活動を支える重要な役割を事務職員が持っていることから、ますます専門的知識を身につけ業務への対応を図らなければならない。また、対応ばかりで

はなく積極的に提案し、学校全体をけん引していく役割も求められている。こういったことを踏まえ、本学の目指す方向を議論し、ＳＤ研修等の中身を目指すべき方向にシフトしながら有効に活用し、短期大学運営をけん引し、かつ支えていく必要がある。

**■　テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画**

教員の年齢構成及び職位のバランスについては、関係法令や基準等の遵守を大前提に、退職予定教員担当分野、学習成果獲得のために本学がより強化していきたいと考える分野などを教学運営会議で見極め、募集計画を立て、このことに基づいた採用により課題を改善していく計画である。

同時に現在勤務している教員についても、担当授業科目をより豊かにし、学習成果の獲得につながる研究を行い、昇格をめざすよう学長、学科長を通じて指導を行う計画である。同時に、研究者としての倫理を踏まえた研究活動を行ってもらうため倫理教育の充実を図る計画であり、日本学術振興会「研究倫理ｅラーニングコース」を活用する計画である。

ＦＤ活動に取り組んではいるが、充分とは言えない。一つひとつの授業を魅力あるものとし、アクティブラーニングを取り入れるなどの工夫を図りたい。機器備品を使ったアクティブラーニングへの取り組みも重要でありＦＤ活動として周知を図る計画だが、例えば伝統的な教育法、学習法に見える座学であったとしても、学生の脳をアクティブにする授業の方法もあると考えられることから、まずは各教員の独自に工夫した取り組みを共有するための研修会の場を設定していきたいと考えている。

事務職員についてはＩＴに任せるものは任せ、省力化をはかり、今後求められる学校運営や教育活動を支える専門的知識を身につけていく時間の確保に努める計画である。事務職員の年齢構成については、改善していかなければならない。必要性をこれまで以上に認識しつつタイミングをみながら対応、検討していく計画である。

**［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］**

**［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］**

**■　基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価**

（a）現状

現有の校地面積は、100,645.26 ㎡と設置基準の 4,000 ㎡を大きく上回っている。校舎面積は 6,715.12 ㎡となっており設置基準を上回る面積を有しており、適切な規模の運動場と体育館を有している。自然の豊かな斜面を利用したキャンパスとなっており、この環境を活用した信州豊南短期大学ならではの自然体験活動を両学科の共通の科目として開講している。

斜面に立地していることから傾斜地をうまく活用したキャンパスではあるが、その分段差や階段が多く障がい者への対応といった点ではやや難しい部分もある。手すりや自動ドアの設置、一部にスロープを設けるなどの配慮は行っているものの、車いす等での学内の移動には不自由な環境であることは否めない。しかし障がい者への対応を行っていないわけではなく、これまでも耳の不自由な学生を受け入れ、すべての授業において要約筆記者を配置し、卒業させた実績を上げている。また、公開講座等の単発的な企画においては車椅子の受講者も受け入れた実績が数多くあり、検定試験の受験の際にも同様の受け入れ実績がある。

教育課程の編成方針、教育目標の達成、学習成果の獲得のために必要な講義室、演習室、実習室等を配置している。通常の講義室には電子掲示板機能を有したプロジェクター及びＡＶ機器も設置し、パソコンを用いた授業、ＤＶＤ等の映像教材を活用した授業が可能となっており、アクティブラーニングを含め映像を駆使した授業への対応も可能としている。教室に付随した設備ではないがクリッカーも用意しており、多様なアクティブラーニングへの対応も可能となっている。

保育実習室には保育実習に必要な子どもの模型を含めた様々な備品が用意され、実習に行っても困ることのないように実習指導で十分指導が可能なように配慮されている。授業に応じ調理実習室やコンピュータ室が整備されている。

コンピュータ室は 2 室用意され、約 100 台のコンピュータが設置されている。授業時間以外の時間にはコンピュータ室の開放を行っている。また自習コーナーにコンピュータを設置しており、コンピュータ室が授業で使われている場合も使用が可能となっている。また WiFi 環境を整備し、学内すべてではないが無線ランを使用できる環境を構築している。

図書館を整備しており、蔵書数が約 60,000 冊、学術雑誌等の数も十分に用意し、シラバス記載の参考書を必ず配備するなど授業との関連性も重視した整備状況となっている。選書等については図書館・情報設備運営委員会を中心に行っている。

図書館スペースが手狭なことから１階に閉架書庫を設けている。また図書館で借りたＤＶＤ等を見るためのコンピュータ設備も１階に自習コーナー兼用で設置されている。

体育館は校舎とつながっており、2,134.70 ㎡の面積を有し、体育関連の授業や民舞・和太鼓といった授業で利用されている。課外活動においてもバスケットボールクラブ

やバドミントンクラブを中心に利用している。学校行事においても学生が主催するスポーツ大会や学園祭で活用されており、変わったところでは２年に１回ＡＥＤ講習会や心肺蘇生法の講習会に使われている。

なお、本学には嵯峨侯爵家から譲り受けた本格的な茶室があり、学園祭に公開されている。また手前には礼法室が整備され授業や茶道部を中心としたクラブ活動で利用されている。

（ｂ）課題

校舎等は昭和 58 年に建設されており耐震化等については基準を充足しているが、やや年数も経過してきたことから、ところどころに補修を必要とする箇所が目立ちはじめており、平成 30 年 6 月に建物診断を行い、補修に向けた計画をこれから検討していくところである。

図書館については手狭であることが課題ではあるが、解消はかなり難しい。その他のサービスを充実させ、学生の学習成果獲得に向けて支援を行っていきたいと考えている。

障がい者の受け入れについては構造上難しい課題が多く、障がいの種類によっては対応することが困難な場合もでてくる。スロープなど細かい部分の対応は行っていくが、基本的な構造を変えて対応することが現状は難しい状態である。障害の種類によっては積極的にこれまでも支援を行い、卒業生も送り出していることから、そのような部分についてはこれからも積極的に取り組みたいと考えている。

**［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］**

**■　基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価**

（a）　現状

施設設備の管理規程については経理規程や固定資産管理規程等に基づいて行っている。

火災への対応は「消防計画」に基づき行っており、設備的には火災報知器、屋内消火栓を備え、緊急放送用システムを整備している。これらの点検を毎年必ず実施しており、所轄官庁への届け出も行っている。

地震等を含めた災害への「防護計画」を策定し、対応を図っている。学生に対しても学生便覧に「災害が発生した場合の対応について」を設け（平成 29 年度学生便覧から掲載）、学内各所で地震が発生した際の対応や安否確認方法等を掲載するとともに、入学当初のガイダンスにおいて説明及び注意喚起を行っている。また学生は卒業までに必ず１回はＡＥＤの使い方講習会、心肺蘇生法講習会を受けることができるよう計画している。

コンピュータの学内セキュリティについてはファイアーウォールを設置し、かつセキュリティソフトを導入し対策を行っている。また、不正なメールに対する注意喚起を行うなど学内のウイルス感染防止に努めている。

省エネルギー・省資源対策については、夏場の軽装、グリーンカーテン、節電に努めるなどにして取り組んでいる。また電気の使用量については業者を通じ確認を行っており、ピークカットを意識しながら節電に取り組んでいる。

（b）課題

コンピュータのより有効な使い方、とりわけ授業の改善に向けた講習やホームページを通じた情報発信に向けた講習は実施しているが、セキュリティ対策の講習は実施していない。ますます巧妙になり、複雑になるウイルス等の侵入、感染を未然に防ぐには意識啓発が必要と感じている。

また災害等に対する取り組みはいくつか行ってはいるが、避難訓練を毎年実施できてはいない。学校行事等が立て込み日程確保が難しいが、あちこちで毎年のように災害が発生している昨今、避難訓練等の実施は必須であると考えている。

省エネルギー対策については冷暖房の適正使用を徹底するとともに照明のＬＥＤ化を徐々に進めていきたいと考えている。

**■　テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画**

本学の校舎については現在の耐震基準制定以後にすべての校舎が建てられており、すべて耐震基準をクリアしており問題はない。しかし経年劣化はあるわけで、現在建物診断を実施しており、そのとりまとめを確認しながら、予算等の部分と突き合わせて早急に行う必要がある物等の順位付けを行い、補修に取り組む計画である。

図書館のやや手狭な部分は全体の補修計画ができた時点で検討する計画である。

いわゆるバリアフリーの問題については可能なところから対応を図っていくが、基本的な部分は構造上、立地上解決が難しい面もあるが、専門的立場の方とも意見交換をし、どのようにすることが良いのかについては検討課題であり、すぐに改善計画を作成できない問題である。

避難訓練については何年振りかで本年度実施する計画である。できる限り毎年実施に取り組みたい。

**［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］**
**［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］**

**■　基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価**

（a）現状

教育効果を高め、新たな授業方法の導入にも対応すべく各教室には基本的にプロジェクター、スクリーン、ＤＶＤ、ブルーレイ等の映像機器、音響設備が整備されている。保育実習室や図工室、調理実習室には、当該授業がシラバスどおりに実施可能となるような什器備品が供えられている。

学生に対する情報教育は２か所のコンピュータ教室で行っている。ソフトウエアについては担当教員との協議のもとでインストールしている。教室は画像配信装置が用意され、教員の操作が学生側のもう一つのモニターに映し出され、確認しながら学ぶことができる。また、学生の一人ひとりの画面を教員の手元のモニターで確認することができることから、進度の遅い学生については、学生の画面を教員側で取得し、躓きを確認しながら直接指導が可能なシステムを整備している。

学生はコンピュータ室の空いている時間は自由に使うことができる、アナログだが教室の空き情報を入口に掲示している。半期は同じ状況となることからネットで確認するよりは素早く対応できる。また、教室がふさがった状態であっても自習スペースに設置されたコンピュータを用いて情報技術の向上や他の授業のレポート作成などが可能となっている。

教職員への技術支援は個々の問い合わせに対応してはいるが、改めてコンピュータ、たとえばマイクロソフトオフィスなどのビジネスソフトの講習は行ってはいない。一定程度の技術をもっている関係からその部分は不要であると考えている。ホームページによる情報発信の方法、教室に整備された機器を電子黒板として活用する方法等の講習会は行っている。教職員の基本技術の向上も重要となることから今後は基本操作の学習会も計画していきたい。

（b）課題

学生に学習成果を獲得させるための技術的資源の整備には教職員のスキルアップがカギとなる。通常時の学生の技術的支援には事務局職員があたることが多いが、事務職員、教員ともにＦＤ、ＳＤ研修を通して機器の活用促進に向けてスキルアップを図っていく必要がある。

**■　テーマ　基準Ⅲ-C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画**

現在、教育活動やその支援に必要なコンピュータ機器等は一定程度整備されている。さらに新しい教育環境を整えることのできる機器備品やソフトウエアはあるが、現在の機器備品の活用についても、その機器が持っている機能の半分も利用されていないのが実態である。これらを生かすための工夫や学びが重要であり、利用促進に向けて研修会ほかの計画的実施を行っていきたい。

また、活用が不十分であってもソフトウエアの更新は必要であるし、新たな機器等の導入も欠かすことはできない。教育関連機器に関する情報に耳を傾けるとともに、現在のシステムや機器の整備を行いながら、学習成果獲得に資する機器備品の計画的整備を進めていきたい。

**［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］**

**［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］**

**■　基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価**

(a)　現状

資金収支については、教育活動資金収支差額の黒字が続いており円滑に推移した。（平成 28 年度 204,696 千円、平成 29 年度 116,501 千円、平成 30 年度 54,755 千円）

借入金は、平成 28 年度に新校舎建築資金として（財）東京都私学財団から 1,000,000 千円の借入れを行ったが、約定弁済については特定資産も十分に確保されていることから、当面の資金繰りに懸念は見あたらない。また、平成 29 年度、平成 30 年度とも新規発生は（財）東京都私学財団からの入学支度金に充てる借入金のみであり、高校生徒の保護者による返済財源も確保されていることから懸念はなかった。

事業活動収支については、平成 28 年度の経常収支差額が 23,222 千円の収入超過であったものの、平成 29 年度及び平成 30 年度は、平成 28 年度と比べ高校部門の学生生徒等納付金、経常費等補助金の減少により支出超過となった。（平成 29 年度▲34,595 千円、平成 30 年度▲26,642 千円）

貸借対照表については、平成 30 年度運用資産が 2,207,468 千円、外部負債が 1,306,047 千円で、その差額は 901,421 千円となり、健全に推移している。

退職給与引当金は、退職金の支給に備えるため、短期大学の教職員(私立大学退職金財団加入)については、期末要支給額 89,937,210 円の 100%を基にして、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。高等学校及び幼稚園の教職員(私学退職金団体：東京都私学財団加入)については、期末要支給額 241,731,768 円から私学退職金団体より支払われる交付金相当額を控除した額の 100%を計上している。また、当該退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産保有率は、100％を超えており、十分に引き当てられている。

資産運用規程の整備は完備されており、現状、確定利回りのみの資産運用なので大きなリスクは皆無である。

平成 30 年度の教育研究経費は、学園全体で 310,710 千円、同年度の経常収入は 1,340,950 千円となっており、教育研究経費比率 23.1％で 20％を越えている。

(b) 課題

業活動収支は過去 2 年間赤字で、短大・高校とも入学者の確保ができていないことから、学納金等納付金の増加が見込めない状態が続いている。よって　入学定員充足率、収容定員充足率が喫緊の課題であり、またそれに相応した財務体質の改善も長期的視野に立ち、見直しを図る所存である。

短大部門と学校法人全体の財政状態の関係は、学校法人全体の固定資産として特定資産を十分に計上していることから、当面の財政上の問題は発生しない。これにより、短大部門の存続を可能とする財政は維持されている。

教育研究用の施設設備及び学習資源については、平成 28 年度に高校・幼稚園部門で新校舎改築時に充実を図った。今後は、老朽化の進んでいる短大部門の施設設備の充実が課題である。

**［区分　基準Ⅲ-D-2　量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］**

**■　基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価**

(a)　現状

現在の状況を踏まえて考えると、学科の新設は難しい状況であり、改組転換はありうるのかもしれないが、教員確保や施設設備の導入等難しい問題もある。定員等の見直しや、特色ある教育内容の導入や更なる教育の充実により現在の 2 学科でより地域に密着した形での運営が求められる。

長野県は日本でも 3 番目に広い県であり、4 つの地区に大きく分かれている。それぞれの地区に競合する短期大学が設置され、それぞれが特色ある教育を行っている。入学者、志願者等のデータを分析していくと 4 地区の一つである地元南信地区の減少率はわずかである。北信や東信は長野県内ではあるが遠方であり、特に東信地区の人から見れば南信地区は県外のように見えてしまう、そんな感覚を持っていることからこの二つの地域の学生を期待することは難しい。もう一つの地元と考えられる松本市、塩尻市、安曇野市を中心とした中信地区の学生確保が重要になる。

これらの実態を踏まえ、長野県内の人口動態、長野県内に所在する大学、短期大学、さらには専門学校の設置学部や学科の状況を分析し、2 年前に策定した中期計画の見直しが必要となる。

また積極的な社会人の受け入れに取り組む必要がある。社会人といっても多くのパターンがあり、例えば一定の年齢になり再び学びたいと考える者、自らの能力を磨き就職等につなげていくために学びたいと考える者、都会の大学や短期大学に入学をしたがなじめず戻ってくる者、学生時代に保育士のみの取得だったが認定こども園の新設等により幼稚園教諭の資格取得を望む者、その反対に幼稚園教諭免許状は持っているので保育士資格を取りたいと望む者、図書館や学校図書館で働いているが司書資格を保有していないために資格取得を希望する者などその目的は多様であり、このどれにも短期大学の卒業を目指す者と短期大学の卒業を必要としない者があり、多様さは倍以上になる。これらの需要にこたえる柔軟なシステムを取り入れていくことが今後を考えるうえで重要となる。もちろん伝統的な受験生の確保は最重要課題であるが、現在はその確保に 100%または 90%以上のエネルギーを注いでいるとすれば、そのエネルギーを 75%とし、25%を他に向けていくような検討も必要である。75%のエネルギーを用いて、現在以上の効果を上げることができるシステムを検討すべきである。

伝統的受験生と新たな学習者の確保を念頭に置き、中期計画の見直しを行っていきたいと考えている。

これらを踏まえたシミュレーションを行い、入学してくる者の状況に応じた学納金収入等を想定し、その範囲で運営が可能かどうかの確認を行う予定である。そこには人事計画、施設設備更新計画を年度ごとに具体的に組み入れ、経営計画の見直しを実施する。

いずれにしてもまずは伝統的な受験生の確保に全力を挙げるが、意識の中で他の入学者の確保にも一定の力を注ぐ方向性を考えている。だが、伝統的な入学者以外の者の受け入れには教職員のより専門的知識や能力そして労力が必要であり、なおかつあ

らゆる学習歴を有する者の疑問にもこたえられる必要があるため、その意味ではＳＤ研修の充実こそが、今後の短大運営を左右することになる。

(b)　課題

入学者の確保による学生納付金収入増のために、入学者確保、18 歳人口の減少にどのように対応していくかが常に課題となる。

施設の老朽化に伴う改修計画を含め、財務面及び教育面を十分に点検し、短期大学の将来像を再度検討していくことにしている。

**■　テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画**

当面は、毎年の卒業者を 1 名でも上回る入学者数の確保が重要になる。学生総数の増加をめざし、入学者の多様化にも取り組む必要がある。柔軟なシステムを検討し、教育内容や取得可能な資格等の検討を加え、魅力あるカリキュラムを用意することも同時に行う必要がある。外部への情報発信を強化するとともに、毎年の卒業者、公開講座等もの受講者に対しても科目等履修生等の情報を伝え、在学時に学べなかった部分の学びや取得できなかった資格への挑戦、また多様な資格取得のチャンスがあることを伝え、多様な社会人入学の一つとし、学生総数の増加を図り、学生納付金収入の増加を図る。

この過程の中で将来性を見極めながら改革を図っていく。同時に平成２６年度に策定した中期計画の総点検を実施し、問題点を洗い出し、地域に最もふさわしい学校でありつづけることを第一とし、本学にとっても十分対応可能な、または変化の可能な学校の在り方を探りたいと考えている。

長野県の短大進学率は、全国でも比較的高いことから、引き続きその存在価値を地元に知らしめていく意向である。そのためにも地元とのつながり、公開講座の開設など産学官を交えた運営を将来的に行っていく。

財政状態は、学生数の確保が出来れば改善していくことから以下の点について検討していく。

(1) 学生募集対策として、地元の高校や進学実績のある高校との連携強化を推進していく。

(2) 人事計画については、教職員の年齢構成の見直しを図り、経費の見直しを実施する。

(3) 施設設備については、開学 30 年超の校舎を隅々まで業者が点検し、その点検結果を踏まえて、計画的な補修、改修、設備の更新を推し進めていく方針である。

(4) 現在は、言語コミュニケーション学科、幼児教育学科の 2 学科の構成であり、地元の要請には応えていることから、検討結果が出るまでは 2 学科での募集活動、教育活動に積極的に取り組むとともに定員管理やコストの削減などの見直しを十分に行うこととする。

(5) 検討にあたっては専門的なセミナー等にも積極的に参加するとともに、また各種の情報を吸収し、時代に合った方策を検討していき経営強化を図ることとする。

## ■　基準Ⅲ　教育資源と財的資源の行動計画

学生支援や教育資源の有効活用をはかり、財的資源の管理等に対する専門的能力を身につけるために本年度以降外部研修会やセミナーに職員を派遣し、そこで得られる情報の共有を図り将来計画検討の資料としていく。このような時間を生み出していくためにも、事務局をはじめとする多様な業務の効率化を図り、日々の業務に追われるのではなく、常に一歩前を見て歩みを進めていきたい。

防災対策についても研修を進め、学生の安全を第一に、万が一に備えることとする。

アクティブラーニングへの対応を含めたより効果の高い、より学習成果の獲得に効果が見込まれる教育方法を検討し、その実現のための設備等の見直しも計画的に行うとともに、既存設備の講習も行い、今すぐにできる教育法の改善に取り組む考えである。

セキュリティの問題や情報技術の向上に向けては、短時間でより効果の上がる講習会を開催し、必要に応じ情報技術を身につけるために地域の方に行っている公開講座等の受講を教職員に進めていく計画である。

当面は入学者確保に向けた広報活動に取り組み、これまで以上に社会人入学や科目等履修生の説明会を計画し、少人数の参加者であっても継続し、口コミによる本学の学びの情報やシステムの広がりに期待したい。実は１０年前までは社会人の募集に積極的に取り組み、一時は３７名の科目等履修生が本学で学んだ。その収入及び経常費補助金特別補助を獲得していた時期があった。政策変更によりやや中断をした形になったが、再度挑戦していく計画である。このような活動をこれまでの広報活動に加えていくことで地域の信頼を勝ち取り、学生総数の増加を目指していく考えである。

◇　基準Ⅲについての特記事項

特になし。

様式 9－基準Ⅳ

**【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**

**■　基準Ⅳの自己点検・評価の概要**

本学園の理事長は、建学の精神、教育理念の浸透、周知に努めており、法人全体及び法人傘下の各学校の将来計画の策定に取り組むなど、指導的役割を担い、学園の発展に寄与している。

法人の管理運営については理事会、評議員会が行い、代表権は理事長のみに付与する旨寄附行為に定められており、理事長が学校法人を代表し、リーダーシップを発揮してその業務を総理している。

本法人では理事長のリーダーシップの下、経営の健全化を図ることを目的に中期事業計画が策定されたが、現在期の途中ではあるが、再度の見直しを行うべく、理事長主導のもとに協議を開始したところである。

理事会は理事長のリーダーシップの下、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準をはじめとする法令等に基づき適切な対応が図られ、学校法人の管理運営体制が確立されている。

また法人は私立学校法の定めるところにより、事業計画や財務情報をホームページで公開している。加えて短期大学では学科の教育目標、入学者受け入れ方針、学位授与の方針をはじめとする短期大学運営に欠かせない教学関係の情報を毎年公開している。

学長は、本学の運営方針策定のために総務会、教学運営会議をはじめ各種の委員会を組織し、総務会、教学運営会議では自らが議長を務め、ガバナンスの強化及び教学マネージメント改革を積極的に推進している。学長は理事として理事会に参画し、今後の方針、財政、人事、施設整備などにおいて教学側の意見を述べ、かつ法人全体を俯瞰する立場から、学園全体の発展をも念頭に置き、教育事業をマネージメントしている。とりわけ直接指揮をあずかる短期大学については、理事会に意見を述べ、また決定事項を再度教学運営会議、総務会等で協議し実行している。

教育研究活動の推進に向けて、教授会、教学運営会議、学科会議、委員会などを組織している。教授会は、学長が大学としての最終的な決定を行うに際しての意見を述べ、また短期大学の行う教育研究に関する事項について審議する審議機関として、教授だけではなく全専任教員で構成されている。また学長の求めにより意見を述べる機関であり、学長が意思決定を行うにあたり、その役割を果たしている。

教授会や短期大学の教育研究活動を支える委員会が組織され、各委員会の規程の基づき懸案事項が審議され、学長に報告が行われる。委員会での審議を踏まえ、さらに規程や必要に応じ教授会の意見を聞き、最終的な決定を行い実行に移すシステムであり教学運営体制が確立されている。

理事会は理事長が招集し、議長を務め、学校法人の最高意思決定機関として私立学校法や寄附行為の下に適切に運営され、学校法人の業務を決し、監事が理事の職務の執行を監督している。

監事は２名選任され、学校法人の業務の遂行状況や財務状況全般について監査を行っている。監事は遠方である短大にも訪れ、学長等との意見交換や短大運営を業務監査として実施しており、かつ財務面では公認会計士と連携の下により効率的で効果的

な質の高い内部統制を目指している。

評議委員会は理事定数の 2 倍を超えるメンバーで構成され、寄附行為の定めに従い適切に運営されている。寄附行為の定めに従い重要事項について諮問を受け、毎年度の予算については事前に意見を述べ、決算等については報告を受けている。評議員会が開催されるごとに、法人傘下の各学校等の現況報告がなされ情報の共有を図っており、諮問等に対する適切な対応につながっており、評議員会は諮問機関としての役割を果たしているといえる。

学校法人及び短期大学は平成 27 年度に策定の中期ビジョンに基づき提出される各学校からの事業計画や入試状況のヒアリング等を踏まえて予算を作成し、各学校長及び事務局長との協議を行い、3 月開催の評議員会に意見を伺い、理事会において決定している。以後速やかに関係部署に通知し適正な予算執行にあたっている。

計算書類や財産目録等は規程に基づいて作成され、本法人の経営状況並びに財政状況は適正に表示されている。またこれらの財務情報や教育に関する情報は本学のホームページを通じ公表されている。

**［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］**
**［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］**
**■　基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価**

（a）　現状

理事長は本学園の建学の精神や教育理念が正しく理解されるよう入学式及び卒業式における挨拶の中で学生及び教職員に対し説明を行っている。同時に法人傘下の学校が発行する冊子やホームページにおいて、そのことについて触れている。

また建学の精神である「自主独立」の石碑を玄関横に設置し、管理棟階段には「自主独立」の扁額を掲げ、教職員や学生が授業等の移動の際に目に触れ身近なものとなるよう配慮し、建学の精神の浸透を図っている。

本法人の管理運営については私立学校法や寄附行為にもとづき理事会及び評議員会が行い、代表権は理事長のみに付与する旨寄附行為に規定されている。理事長が学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は毎会計年度終了後２か月以内に決算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を得た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書類及び事業報告書）について評議員会に報告し、意見を伺っている。

理事長が招集する理事会では理事長が議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営され、寄附行為第 15 条の規程に基づき学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

短期大学運営に関する学内外の情報収集については本学の担当課、法人事務局等を通じて積極的に取り組み、必要に応じて理事会に報告している。昨年度は常任理事及び監事に対し、第三者評価の基準等に関する説明会も本学学内で実施した。これらのことから第三者評価についても理解をし、その役割を果たしている。また理事会は法人運営や短期大学の運営に必要な規程を整備している。

理事は建学の精神「自主独立」を理解し、学園の健全な経営についての学識、見識を有している。理事は寄附行為第 5 条に定数が定められ、6 人から 9 人となっている。その内訳は法人が設置する学校の長の内理事会が専任した者が 1 人から 3 人、評議員の内から評議員会が選任した者が 2 人、学識経験者の内から理事会において選任した者が３人と規定されており、令和元年 5 月 1 日現在は 7 人となっている。これらの理事は私立学校法 38 条の規程に基づき、学校法人豊南学園寄附行為の定めるところにより適切に選任されている。

なお、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規程については学校法人豊南学園寄附行為第 13 条（役員の解任及び退任）2 項（3）号に準用されている。

（b）　課題

理事長は建学の精神に基づき法人傘下の学校の経営責任を果たしており、理事会は学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等の関連する法令等に基づき、適切な対応をとっている。

しかし人口減少、少子化の進展が進むことが明白な状況の中で、法人の健全な経営を存続させていくには、第一に中期ビジョンの点検を実施すること、情報を学内に公

開し、意思統一をはかり取り組む必要がある。

同時に判断に必要なあらゆる情報を理事長、理事会の下に集約し、十分な議論のうえに、管理運営にあたっていくことも求められている。ただし、これにはスピード感が伴わなければならない。すぐに対応を図るものと徐々に対応を図るものとの選別を適切に行い、運営していくことが求められ、理事会等の活性化が求められる。

**■　テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画**

私学を取り巻く環境がますます厳しさを増している。とりわけ本学の位置する長野県ではここ 2 年の間に大きな変化がある。このような状況の中、すべての教職員が強い危機感を共有し、冷静に状況を見極め、理事会との連携をよりいっそう強化させ、理事長が強いリーダーシップを発揮できる環境を構築するとともに、的確に判断できるよう材料、情報を正確に伝えていく体制を確立する。

本年度 7 月から短期大学の再建に向け、理事会において協議が始まることから、この協議に向けて、適切な判断が可能となるような各種の資料を準備し、短大側と理事会側で十分な協議が進むことを期待している。

**［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］**

**［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］**

**■　基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価**

（a）　現状

学長は「信州豊南短期大学学長選考規程」に基づき、学長候補者選考委員会が理事長に推薦し理事長が決定する。その後理事会に報告する。現学長は平成 26 年 2 月に学長に就任し 5 年目を迎えている。学長としては 5 年目だが、それまで学長代行として長きにわたり短期大学を実質的にまとめてきている。また本学開学時から勤務する唯一の教員でもあり、建学の精神に基づく本学の歩みをすべて知りつくし、いくつもの教学改革を経験し、さらに国文科、英語科から言語コミュニケーション学科への改組転換を経験し、幼児教育学科の新設では当時の幼児教育学科長（予定者）とともに幼児教育学科の設置に大きく関わってきており、大学運営に責任を持って取り組み教職員を統督している。

また平成 28 年度から長野県私立短期大学協会副会長、日本私立短期大学協会理事（中部私立短期大学選出理事)、長野県私学教育協会理事などを歴任し、大学教育に幅広い視野と識見を有している。

平成 27 年の学校教育法の改正を受け、学則及び教授会規程において教授会の審議事項を規定し、その審議を経て学長が決定することとし、改正後の教授会規程に従い適切に運営を行っている。

教授会規程第 3 条により第 1 項により教授会は学長が招集し、学長が議長となる旨が規定され、第 5 条において原則として月 1 回または 2 回期日を定めて開催することになっており、年度当初に年間の教授会開催日を通知し、規程に従い教授会を開催している。

書記は、教授会規程第 19 条の定めるところにより構成員の中から教授会の同意を得て議長が委嘱することになっており、議事録は議長の査閲を受け、事務局において永年保管としている。

教授会は両学科のすべての専任教員で構成されており、各学科の教員は学科会議の際に３つのポリシー、学習成果策定に関わっていること、これらの検討後は教授会において説明が行われていること、変更がない場合であっても毎年年度当初にガイダンスの学習会を兼ねて教授会において、学生便覧を用いて 3 つのポリシー及び学習成果の確認を行っている。これらのことから教授会は学習成果及び 3 つのポリシーに対する認識は十分あるといえる。

学長は教授会の下に自己点検・評価委員会、教務委員会、学生部（委員会)、入試広報委員会、図書館・情報設備委員会、進路指導委員会、地域連携委員会、ＦＤ委員会を配置し、それぞれの委員会は各委員会規程に基づき適正に運営されている。

これらの委員会とは別に学長を補佐する機関として、内部の調整や法人本部との調整を行うために総務会を設け、将来計画及び教育研究活動における重要事項を検討するための教学運営会議が配置されており、個々での検討事項が学長を通じて各委員会におろされ、各委員会の審議を経て、教授会にはかり意見を聴取したうえで最終的に

学長が決定しており、学長のリーダーシップは適切に発揮しているといえる。

(b)　課題

建学の精神と教育理念を基に、入学者受け入れ方針、教育課程編成方針、学位授与の方針の点検を行い、学生による学習成果の獲得に向けて、教学運営体制の確立を図ることが重要である。

要となるＦＤ、ＳＤ活動の充実をはかることで教育の質の保証を行っていく考えである。

学長は外部の委員等も兼任され、学生の実態把握に努めたいとの考えもあり、授業も担当している関係から多忙でもあり、学長を補佐していく教学運営会議等の充実を図る計画である。この補佐体制の充実のためにも教職員のレベルアップに取り組まなければならない。

**■　テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画**

平成 27 年度の学校教育法を受けての学則を含む諸規程の整備を図った。改正の趣旨に沿い学長の権限と責任をより明確化するとともに、学長を補佐する体制を充実させ、より一層リーダーシップを発揮しやすい環境整備に努めたい。

**［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］**

**［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］**

**■　基準Ⅳ-C-1 の自己点検・評価**

（a）現状

監事は「私立学校法」及び「学校法人豊南学園寄附行為」に基づき、本法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任している。現在法人の監事は 2 名となっており、ともに非常勤となっている。

理事会、評議員会には基本的に 2 名の監事が出席しており、病気等の真にやむを得ない事情でない限り 100%の出席となっている。2 名の監事が協働して本学園運営の全般に関する状況把握に努め、必要に応じてそれぞれの専門的立場から業務や財産の状況について意見を述べている。

監事による監査は主に年１回 5 月に決算監査が行われている。監査は財務監査と業務監査として行われ、財務監査では学園全体の収支状況と学校別の収支状況、今後の見通しや定期預金等の証書類の確認を行う。業務監査として役員等から事業計画の進捗状況、業務の進捗状況の監査を実施し、理事会、評議員会の議事録の確認も行っている。決算理事会では監査報告を行うが、他の理事会や評議員会においても必要に応じて意見を述べている。監査終了後は監査報告書を作成交付している。

また監査法人の決算監査実施に合わせて毎年公認会計士と情報交換を行っており、文部科学省主催の監事研修会へも出席している。

本学は法人と離れている関係から決算監査等で法人を訪れた際に意見交換をしたり施設を確認したりすることができない。このため年に１回程度本学においでいただき、学長、事務局長から事業計画に基づく進捗状況、学生募集状況、長野県内の状況や今後の見通しなどについて意見交換を行っている。同時に教学面についても中身の充実こそが学校経営に大きくかかわる部分であるとの認識から、学校の施設や授業そのものも視察し、学園全体の状況の把握に努めている。

（b）課題

監事は各学校の状況把握に努めており、理事会においては各学校から行う学事報告をもとに理事会終了後に意見交換を行っている。また離れた本学までおいでいただき、実情把握に努めている。

これらの活動を通しての理事会、評議員会における監事の発言は、各学校等の改善に向けた推進力ともなっており、今後はこのような流れをさらに加速し、意見交換を通してよりよい学校運営、法人運営の在り方を探っていきたいと考えている。

**［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］**

**■　基準Ⅳ-C-2 の自己点検・評価**

（a）　現状

評議員は法人の職員で理事会において推薦されたものから、評議員会において専任した者が 5 人から 7 人、この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢が 25 歳以上の者から理事会において専任した者 2 人から 4 人、評議員たる理事以外の理事のうちから選任された者 2 人から 4 人、学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 人から 5 人となっており、理事定数の 6 人から 8 人の 2 倍を超える 13 人から 19 人となっており、現在は 15 名の評議員（理事は現在 7 名）で組織されている。

評議員会は私立学校法、学校法人豊南学園寄付行為に基づき適正に運営されている。予算、借入金、基本財産の処分、不動産の買受、事業計画、寄付行為の変更をはじめとする重要事項については理事長から諮問を受け、意見を述べまたは諮問にこたえ、決算については理事会から報告を受けている。

評議員の任期は４年と寄付行為に定められており、再任可能となっている。評議員会開催時に設置学校の現況報告、例えば入学者の状況、学生生徒募集状況、進学・就職状況、主な行事等についての報告を行い、学園の状況把握の場としている。

（b）課題

評議員の出席率は理事会のそれと比較するとやや低い。出席率の向上による活性化を図ってくことが重要と考えている。

また、評議員対象の研修の場がなく、学外の評議員は私学の経営情報に接する機会が少ないことが課題である。

**［区分　基準Ⅳ-C-3　ガバナンスが適切に機能している。］**

**■　基準Ⅳ-C-3 の自己点検・評価**

（a）現状

本学園は理事長のリーダーシップのもと平成 27 年度に中期ビジョンを策定した。教学面、経営面ともに改革を実践し、各学校の目標、目的の明確化を図り、教職員の連携協力により、安定的な経営を目指すこととした。

短期大学をはじめとする各学校は、中期ビジョンを念頭に置いた事業計画を策定し、計画を実現していくための予算を申請書の形でまとめ提出する。こうして各学校から提出された事業計画及び事業計画に伴う予算申請書を入試状況の確認やヒアリング等を経て予算として策定し、さらに各学校長及び事務局長との協議を行い、３月開催の評議員会に意見を伺い、理事会において決定している。以後速やかに関係部署に通知し適正な予算執行にあたっている。

予算の執行にかかる経理、出納業務は、本学園の経理規程に従って適切に執行し処理されている。計算書である資金収支計算書や事業活動収支計算書及び貸借対照表については、公認会計士により私立学校振興助成法第１４条の規定に基づいて監査を受

け、学校法人会計基準に従い適正に表示されていることを確認している。

資産及び資金の管理と運用は安全を第一とし、本学園の資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、適正に管理している。さらに1件10万円以上の案件は理事長の決裁を必要としている。

一定額以上の支出については法人事務局長と協議し、予算の執行管理の適正化を図っている。当初計画に計上されていない事項については、法人事務局長と事前の協議を行い、稟議書により必要と認められたものについては補正予算に盛り込んでいる。

資金の保有と運用は規程に基づき適正に行い状況を理事長に報告説明している。学園財政の改善は経営基盤の強化につながり、ひいては学園の教育研究活動を支えるものである。このことから安全性、安定性、確実性に十分配慮したうえで、有利な方法により運用している。

寄付金の募集や学校債の発行は行ってはいない。

理事長は学校の公共性について十分理解しており、学校教育法及び同施行規則に基づき、毎年事業報告、財務情報及び教育情報を短期大学のホームページを通じて公表している。

(b)　課題

少子化の影響により入学者の確保がこれまで以上に難しくなると考えられる。伝統的な受験生だけではなく幅広く学生を受け入れられ、学習成果を獲得していくことができる制度を検討し、財政の健全化を図りたいと考えている。

一方で少子化による財政の厳しさはあるものの老朽化している施設設備については計画的に整備していくことが求められる。

また中期ビジョンを検討していた時期よりさらに環境が変化してきており、期の半ばであっても再度検討していく必要があると同時に、情報の公表に積極的に取り組みたいと考えている。

## ■　テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

変化の激しい時代であり、学校を取り巻く法令や制度改正も目白押しとなっており、これまでの知識や経験が通用しにくい状況にもなっている。これらに対応していくために、役員及び各学校の教職員のレベルアップを図ることが重要であり、研修や学習会を通じて提案される事項に積極的に対応していくためには、理事会の開催回数も今後増やし、機動力ある運営を行う必要がある。これらを通じ役員をはじめとする教職

## ■　基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンスの行動計画

監査状況その他同種、同規模の学校法人との比較検討を行う。短期大学としての運営が順調なモデル的法人をさがし、調査を実施する。そこで得た情報や各種の研修会及びセミナー等で得た情報を共有し、改革推進の大きな材料とする。

また老朽化した短期大学の施設改修に向けた建物診断の結果を省察し、資金計画を

立てていく。

◇　基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
法人本部と短期大学が離れて存在していることから、理事長をはじめとする法人本部とのコミュニケーションをこまめに取るように心がけている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。